

軍需商會編纂部出版

軍人精神

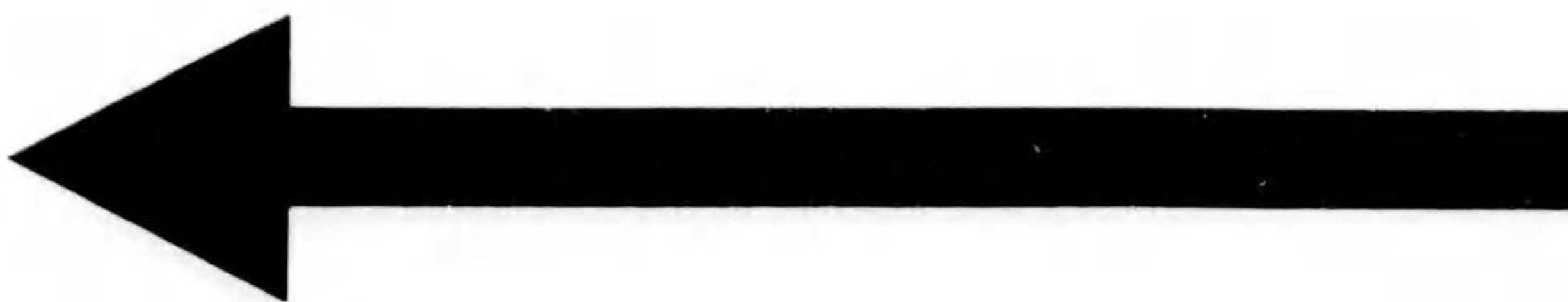
全

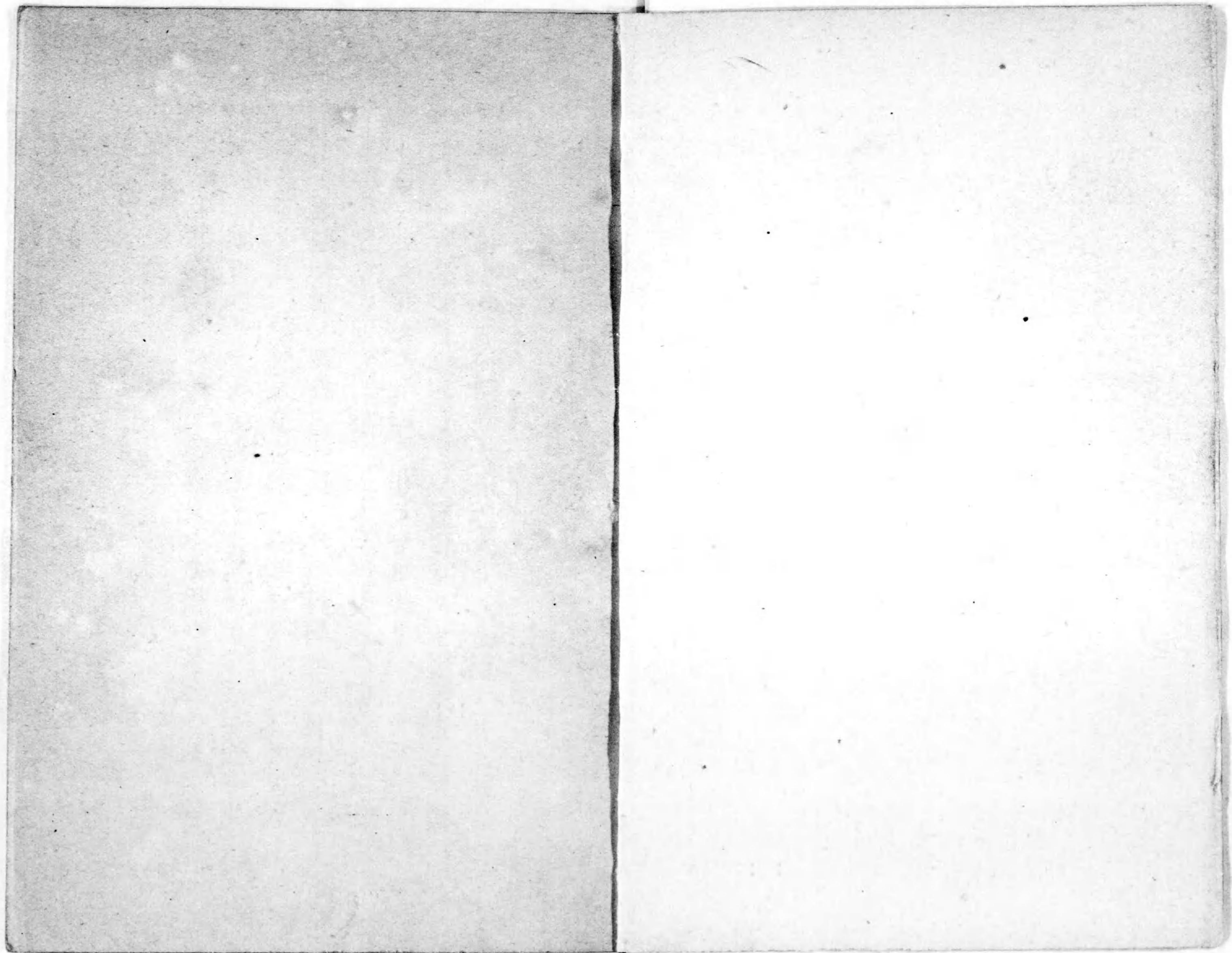


東京 軍需商會發行



始





特101
448

緒言

軍人精神トハ如何曰ク大和魂ナリ武士道ナリト誠ニ
軍人タル者ノ生命ナリ其ノ研究タルヤ緊要ニシテ又
一朝一夕ノ能クスル處ニ非ラサルナリ
本書ハ之レカ研究ニ益スルノ目的ヲ以テ勅諭ヲ基礎
トシ讀法ヲ始メ軍隊内務書、各兵科操典及野外要務
令等ヨリ其ノ精神ノ在ル處ヲ摘解シタルモノトス故
ニ若シ本書ニシテ多少タリトモ之レカ研究ニ從事セ
ラルル諸賢ノ爲メ其ノ参考タルヲ得ハ著者ノ誠ニ幸
トスル處ナリ

1.11.29.
内交

緒言

著者識

一

軍人精神

目次

第一編	通說	一
第二編	勅諭ニ就テ	三
第三編	讀法ニ就テ	六
第四編	軍隊内務書綱領ニ就テ	七
第五編	步兵操典綱領ニ就テ	一〇
第六編	騎兵操典綱領ニ就テ	一六
第七編	野戰砲兵操典綱領ニ就テ	一七
第八編	重砲兵操典綱領ニ就テ	一九
第九編	輜重兵操典綱領ニ就テ	二三
第十編	野外要務令綱領ニ就テ	二七
第十一編	詔勅	二六

軍人精神 目次終

軍人精神

第一編 通説

第一 軍人精神トハ如何之レ即チ忠節、禮儀、武勇、信義、質素ノ五
ヶ條ヲ守ツテ之レヲ貫クノニ五ヶ條ノ精神テアル誠心ヲ以テスル心
テ所謂大和魂テ又武士道テアル
將校團教育訓令第一綱領ニ曰ク
軍人精神トハ何ソ忠誠ナリ、武勇ナリ、信義ナリ、義務ヲ守ルナリ、
質素ヲ主トスルナリ、禮儀ヲ正フシテ軍紀ニ服従スル是ナリ軍人此
精神アリ故ニ能ク心身ノ勞苦ニ堪ヘ能ク敵彈ニ對シテ動作ス凡ソ爲
ササル可ラサル任務ニ當リテハ全力ヲ竭シテ之ヲ完了シ恥ヲ知り名
ヲ惜ミ生ヲ捨テ、義ヲ取ル者此ノ精神アルニ由ルナリ蓋シ其意苟モ
責任ヲ盡スニ在ルトキハ艱苦缺乏復タ避ル所ニ非ス不慮ノ事ニ遭ヒ

困阨ノ境ニ臨ムモ自ラ思ヒ自ラ決シ遂ニ自ラ之ヲ處置シテ其宜ニ適
 フ者ナリ之ヲ要スルニ此軍人精神ナル者ハ其義ノ在ル所ニ當リテハ
 其身ヲ犠牲ト爲スヲ樂ム故ニ此ノ精神ヲ養ヘハ則チ國家全體ノ幸福
 ヲ増ス者ナリ國家全體トハ何ソ全國ノ軍隊ナリ父祖ノ國ナリ皇室ナ
 リ軍人精神ナル者ハ此三者ノ爲メ一日モ無カル可ラサルナリト
 又曰ク

此ノ軍人精神ナル者ハ人々ニ就テ之ヲ言ヘハ一朝一夕ノ能ク生シ得
 ル所ニ非ス漸ヲ以テ養ハサルヘカラス

ト又軍隊内務書綱領ニ曰ク

兵營ハ艱苦ヲ共ニシ生死ヲ同フスル軍人ノ家庭ニシテ其起居ノ間ニ
 於テ軍紀ニ慣熟セシメ軍人情神ヲ鍛鍊セシムルヲ以テ主要ナル目的
 トス

軍人克ク其精神ヲ鍛鍊ス故ニ身心ヲ君國ニ獻ケ職分ノ存スル所水火
 且辭セス義ヲ重ンシ節ヲ尙ヒ耻ヲ知リ名ヲ惜ミ死生ノ間ニ從容タリ

此精神ヤ我國民ノ世世砥礪セシ所ノ精粹ニシテ國運ノ隆替戰爭ノ勝
 敗一ニ其消長ニ繫ルモノトス是ヲ以テ上官ハ演習勤務等ノ際ハ勿論
 坐臥寢食ノ際ニ於テモ細心注意シ部下ヲシテ其鍛鍊ニ餘念ナカラシ
 ムヘシ蓋シ精神教育ハ唯精神ヲ以テ教育スルヲ得ヘシ而テ其教育ノ
 任ニ膺ルモノヲ將校トス即將校ハ軍人精神ノ淵源ニシテ一國元氣ノ
 樞軸ナリ其教育薰陶ニ依リ國軍ノ精神ヲ最高度ニ發揚スルコト必要
 ナリ

ト又步兵操典綱領ニ曰ク

攻撃精神ハ忠君愛國ノ至誠ト獻身殉國ノ大節トヨリ發スル軍人精神
 ノ精華ナリ武技之ニ依リテ精ヲ致シ教練之ニ依リテ光ヲ放チ戰鬥之
 ニ依リテ捷ヲ奏ス

ト又野外要務令綱領ニ曰ク

軍人ハ名譽ヲ重ンセサル可ラス名譽心ハ軍人精神ヲ維持スルモノナ
 リ能ク膽力ヲ助ケ怯懦ヲ掃蕩シ死生ノ地ニ從容タラシム

ト之レニ依ツテ見レハ軍人精神ノ軍人ニ必要ナル所以ハ明カテアル
抑モ軍人トシテ困苦缺乏ニ堪エ危険ヲ懼レス全力ヲ盡シテ任務ニ當
リ耻ヲ知り名ヲ惜ミ命ヲ捨テ、義ヲ取ルモノハ畢竟軍人精神カアル
カラテ換言ヲスレハ軍人精神ハ軍人ノ生命テアル其レテ又軍人タル
者ノ任務ハ如何テアルカト云フニ即チ之レハ其ノ生命ヲ致シテ君ノ
爲メ國ノ爲メニ盡シ皇威ヤ國光ヲ發揚スルノテ其ノ任務ヲ全フラス
ル爲メニハ斃レテ而シテ後ニ止ム的ノ精神カ必要テ此ノ精神ハ又軍
人精神テアル故ニ軍人タル者ハ凡テ其ノ階級ノ如何ニ係ラス常ニノ
此ノ精神ノ養成ニ心ヲ掛ケネハナラヌ之レカ爲メ次ノ事項ニ就テ其
精神ノ研究ヲ行フノテアル

一、勅諭ニ就テ

二、讀法ニ就テ

三、軍隊内務書ノ綱領ニ就テ

四、歩兵操典ノ綱領ニ就テ

五、騎歩操典ノ綱領ニ就テ

六、野戰砲兵操典ノ綱領ニ就テ

七、重砲兵操典ノ綱領ニ就テ

八、輜重兵操典ノ綱領ニ就テ

九、野外要務令ノ綱領ニ就テ

第二 勅諭之全文

我國ノ軍隊ハ世々天皇ノ統率シ給フ所ニソアル昔神武天皇躬ツカラ
大伴物部ノ兵トモヲ率ヒ中國ノマツロハヌモノトモヲ討チ平ケ給ヒ
高御座ニ即カセラレテ天下シロシメシ給ヒシヨリ二千五百有餘年ヲ
經ヌ此間世ノ様ノ移リ換ルニ隨ヒテ兵制ノ沿革モ亦屢々ナリキ古ハ
天皇躬ツカラ軍隊ヲ率キ給フ御制ニテ時アリテハ皇后皇太子ノ代ラ
セ給フコトモアリツレト大凡兵權ヲ臣下ニ委ネ給フコトハナカリキ
中世ニ至リテ文武ノ制度皆唐國風ニ倣ハセ給ヒ六衛府ヲ置キ左右馬
寮ヲ建テ防人ナト設ケラレシカハ兵制ハ整ヒタレトモ打續ケル昇平

ニ丑レテ朝廷ノ政務モ漸文弱ニ流レケレハ兵農オノツカラニツニ分
レ古ノ徵兵ハイツトナク壯兵ノ姿ニ變リ遂ニ武士トナリ兵馬ノ權ハ
一向ニ其武士トモノ棟梁タルモノニ歸シ世ノ亂ト共ニ政治ノ大權モ
亦其手ニ落チ凡七百年ノ間武家ノ政治トハナリヌ世ノ様ノ移リ換リ
テ斯クナレルハ人力モテ挽回スヘキニアラストハ云ナカラ且ハ我國
體ニ戻リ且ハ我祖宗ノ御制ニ背キ奉リ淺間シキ次第ナリキ降リテ弘
化嘉永ノ頃ヨリ徳川ノ幕府其政衰ヘ剩外國ノ事トモ起リテ其侮ヲモ
受ケヌヘキ勢ニ迫リケレハ朕カ皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇痛ク宸襟
ヲ惱シ給ヒシコソ忝クモ亦惶ケレ然ルニ朕幼クシテ天津日嗣ヲ受ケ
シ初征夷大將軍其政權ヲ返上シ大名小名其版籍ヲ奉還シ年ヲ經スシ
テ海内一統ノ世トナリ古ノ制度ニ復シヌ是文武ノ忠臣良弼アリテ朕
ヲ輔翼セル功績ナリ歷世祖宗ノ專ラ蒼生ヲ憐ミ給ヒシ御遺澤ナリト
イヘトモ併我臣民ノ其心ニ順逆ノ理ヲ辨ヘ大義ノ重キヲ知レルカ故
ニコソアレサレハ此時ニ於テ兵制ヲ更メ我國ノ光ヲ輝サント思ヒ此

十五年カ程ニ陸海軍ノ制ヲハ今ノ様ニ建定メヌ夫兵馬ノ大權ハ朕カ
統フル所ナレハ其司々ヲコソ臣下ニハ任スナレ其大綱ハ朕親ラ之ヲ
攬リ肯テ臣下ニ委ヌヘキモノニアラス子々孫々ニ至ルマテ篤ク斯旨
ヲ傳ヘ天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シ再ヒ中世以降ノ如キ
失體ナカラシコトヲ望ムナリ朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルソサレハ朕
ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ汝等ハ朕ヲ頭首ト仰キテソ其親ハ特ニ深カルヘ
キ朕カ國家ヲ保護シテ上天ノ惠ニ應シ祖宗ノ恩ニ報イマキラスル事
ヲ得ルモ得サルモ汝等軍人カ其職ヲ盡スト盡サ、ルトニ由ルソカシ
我國ノ稜威振ハサルコトアラハ汝等能ク朕ト其憂ヲ共ニセヨ我武維
揚リテ其榮ヲ輝サハ朕汝等ト其譽ヲ偕ニスヘシ汝等皆其職ヲ守リ朕
ト一心ニナリテカヲ國家ノ保護ニ盡サハ我國ノ蒼生ハ永ク大平ノ福
ヲ受ケ我國ノ威烈ハ大ニ世界ノ光華トモナリヌヘシ朕斯モ深ク汝等
軍人ニ望ムナレハ猶訓諭スヘキ事コソアレイテヤ之ヲ左ニ述ヘン
一、軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ

凡生ヲ我國ニ稟クルモノ誰カハ國ニ報ユルノ心ナカルヘキ況シテ
 軍人タランモノハ此心ノ固カラテハ物ノ用ニ立チ得ヘシトモ思ハ
 レス軍人ニシテ報國ノ心堅固ナラサレハ如何程技藝ニ熱シ學術ニ
 長スルモ猶偶人ニヒトシカルヘシ其隊伍モ整ヒ節制モ正クトモ忠
 節ヲ存セサル軍隊ハ事ニ臨ミテ烏合ノ衆ニ同シカルヘシ抑國家ヲ
 保護シ國權ヲ維持スルハ兵力ニアレハ兵力ノ消長ハ是國運ノ盛衰
 ナルコトヲ辨ヘ世論ニ惑ハス政治ニ拘ラス唯々一途ニ己カ本分ノ
 忠節ヲ守リ義ハ山嶽ヨリモ重ク死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ其
 操ヲ破リテ不覺ヲ取り汚名ヲ受クルナカレ

一、軍人ハ禮儀ヲ正クスヘシ

凡ソ軍人ニハ上元帥ヨリ下一卒ニ至ルマテ其間ニ官職ノ階級アリ
 テ統屬スルノミナラス同列同級トテモ停年ニ新舊アレハ新任ノモ
 ノハ舊任ノモノニ服従スヘキモノソ下級ノモノハ上官ノ命ヲ承ル
 コト實ハ直ニ朕カ命ヲ承ル義ナリト心得ヨ己カ隸屬スル所ニアラ

ストモ上級ノモノハ勿論停年ノ己ヨリ舊キモノニ對シテハ總テ敬
 禮ヲ盡スヘシ又上級ノモノハ下級ノモノニ向ヒ聊モ輕侮驕傲ノ振
 舞アルヘカラス公務ノ爲ニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレトモ其外
 ハ務メテ懇ニ取扱ヒ慈愛ヲ專一ト心掛ケ上下一致シテ王事ニ勤勞
 セヨ若軍人タルモノニシテ禮儀ヲ紊リ上ヲ敬ハス下ヲ惠マスシテ
 一致ノ和諧ヲ失ヒタランニハ雷ニ軍隊ノ蠱毒タルノミカハ國家ノ
 爲メニモユルシ難キ罪人ナルヘシ

一、軍人ハ武勇ヲ尙トフヘシ

夫武勇ハ我國ニテハ古ヨリイトモ貴トヘル所ナレハ我國ノ臣民タ
 ランモノ武勇ナクテハ叶フマシ況シテ軍人ハ戰ニ臨ミ敵ニ當ルノ
 職ナレハ片時モ武勇ヲ忘レテヨカルヘキカサハアレ武勇ニハ大勇
 アリ小勇アリテ同カラス血氣ニハヤリ粗暴ノ振舞ナトセンハ武勇
 トハ謂ヒ難シ軍人タランモノハ常ニ能ク義理ヲ辨ヘ能ク膽力ヲ練
 リ思慮ヲ殫シテ事ヲ謀ルヘシ小敵タリトモ侮ラス大敵タリトモ懼

レス己カ武職ヲ盡サンコソ誠ノ大勇ニハアレサレハ武勇ヲ尙トフ
 モノハ常々人ニ接ルニハ温和ヲ第一トシ諸人ノ愛敬ヲ得ムト心掛
 ヲ由ナキ勇ヲ好ミテ猛威ヲ振ヒタラハ果ハ世ノ人モ忌嫌ヒテ豺狼
 ナトノ如ク思ヒナム心スヘキコトニコソ

一、軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ

凡ソ信義ヲ守ルコト常ノ道ニハアレトワキテ軍人ハ信義ナクテハ
 一日モ隊伍ノ中ニ交リテアランコト難カルヘシ信トハ己カ言ヲ踐
 ミ行ヒ義トハ己ノ分ヲ盡スヲイフナリサレハ信義ヲ盡サムト思ハ
 、始ヨリ其事ノ成シ得ヘキカ得ヘカラサルカヲ審ニ思考スヘシ臆
 氣ナル事ヲ假初ニ諾ヒテヨシナキ關係ヲ結ヒ後ニ至リテ信義ヲ立
 テントスレハ進退谷リテ身ノ措キ所ニ苦ムコトアリ悔ユトモ其詮
 ナシ始ニ能々事ノ順逆ヲ辨ヘ理非ヲ考ヘ其言ハ所詮踐ムヘカラス
 ト知り其義ハトテモ守ルヘカラスト悟リナハ速ニ止ルコソヨケレ
 古ヨリ或ハ小節ノ信義ヲ立テントテ大綱ノ順逆ヲ誤リ或ハ公道ノ

理非ニ踏ミ迷ヒテ私情ノ信義ヲ守リアタラ英雄豪傑トモカ禍ニ遭
 ヒ身ヲ滅シ屍ノ上ノ汚名ヲ後世マテ遺セルコト其例尠カラヌモノ
 ヲ深く警メテヤハアルヘキ

一、軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ

凡質素ヲ旨トセサレハ文弱ニ流レ輕薄ニ趨リ驕奢華靡ノ風ヲ好ミ
 遂ニハ貪汚ニ陥リテ志モ無下ニ賤クナリ節操モ武勇モ其甲斐ナク
 世人ニ爪ハシキセラル、迄ニ至リヌヘシ其身生涯ノ不幸ナリトイ
 フモ中々愚ナリ此風一タヒ軍人ノ間ニ起リテハ彼ノ傳染病ノ如ク
 蔓延シ士風モ兵氣モ頓ニ衰エヌヘキコト明ナリ朕深く之ヲ懼レテ
 曩ニ免黜條例ヲ施行シ略此事ヲ誠メ置キツレト猶モ其惡習ノ出シ
 コトヲ憂ヒテ心安カラネハ故ニ又之ヲ訓フルソカシ汝等軍人ユメ
 此訓誡ヲ等閑ニナ思ヒソ

右ノ五ヶ條ハ軍人タランモノ暫モ忽ニスヘカラスサテ之ヲ行ハンニ
 ハ一ノ誠心コソ大切ナレ抑此五ヶ條ハ我軍人ノ精神ニシテ一ノ誠心

ハ又五ヶ條ノ精神ナリ心誠ナラサレハ如何ナル嘉言モ善行モ皆ウハ
ヘノ裝飾ニテ何用ニカ立ツヘキ心タニ誠アレハ何事モ成ルモノソカ
シ況シテヤ此五ヶ條ハ天地ノ公道人倫ノ常經ナリ行ヒ易ク守リ易シ
汝等軍人能ク朕カ訓ニ遵ヒテ此道ヲ守リ行ヒ國ニ報ユルノ務ヲ盡サ
ハ日本國ノ蒼生舉リテ之ヲ悅ヒナン朕一人ノ懌ノミナランヤ

第三 讀法之全文

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲ニ設ケ置カル、モノナレハ此
兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スヘカラス

第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アル可ラサルコト

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所爲アルヘ

カラサル事

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直チニ之ニ服從シ抗抵干

犯ノ所爲アルヘカラサル事

第四條 膽勇ヲ尙トヒ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルヘカラサル

事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ爭鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來
ス等ノ所爲アルヘカラサル事

第六條 道德ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱等ニ流ル、ノ所爲アルヘ
カラサルコト

第七條 名譽ヲ尙トヒ廉耻ヲ重ンシ賤劣貪汚ノ所爲アルヘカラサル
コト

以上掲クル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ父祖ヲ
辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺シ獨リ其身現在ノ耻辱ノミナラサル
ナリ況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ剝奪セラレ世ニ立チ人
ニ接ルモ總テ對等ノ權利ヲ得サルニ至ルニ於テオヤ名譽ヲ尙トヒ廉
耻ヲ重ンスルノ軍人ニ在テハ殊ニ戒慎ヲ加ヘサルヘカラス就中陸軍
刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メニ特ニ設ケラル、モノナルヲ以
テ其刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セハ雷ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安

寧ヲ害スルノミナラス遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒飾シテ決シテ違犯スヘカラサルモノナリ

第四 軍隊内務書綱領之全文

一、兵營ハ艱苦ヲ共ニシ生死ヲ同フスル軍人ノ家庭ニシテ其起居ノ間ニ於テ軍紀ニ慣熟セシメ軍人精神ヲ鍛鍊セシムルヲ以テ主要ナル目的トス

軍人克ク其精神ヲ鍛鍊ス故ニ身心ヲ君國ニ獻ケ職分ノ存スル所水火且辭セス義ヲ重シ節ヲ尙ヒ耻ヲ知り名ヲ惜ミ死生ノ間ニ從容タリ此精神ヤ我國民ノ世世砥礪セシ所ノ精粹ニシテ國運ノ隆替戰爭ノ勝敗一ニ其消長ニ繫ルモノトス是ヲ以テ上官ハ演習勤務等ノ際ハ勿論坐臥寢食ノ際ニ於テモ細心注意シ部下ヲシテ其鍛鍊ニ餘念ナカラシムルヘシ蓋シ精神教育ハ唯精神ヲ以テ教育スルヲ得ヘシ而テ其教育ノ任ニ膺ルモノヲ將校トス即將校ハ軍人精神ノ淵源ニシテ一國元氣ノ樞軸ナリ其教育薰陶ニ依リ國軍ノ精神ヲ最高度

ニ發揚スルコト必要ナリ

軍紀ハ軍隊成立ノ大本ナリ故ニ軍隊ハ必ス常ニ軍紀ノ振作ヲ要ス將校ト下士卒トヲ問ハス時ト所トヲ論セス上官ノ命令ニ服從シ法規ヲ恪守シ熱誠以テ軍務ニ努力ス之ヲ軍紀振作ノ實證トス而シテ服從ハ軍紀ヲ維持スルノ要道タリ上官ト部下トノ間ニ於テ絶對ニ之ヲ勵行シ慣習遂ニ其性ヲ成スニ至ラシムルヲ要ス其他軍人一般ニ其階級及新古ノ順序ニ從ヒ服從ノ道ヲ守リ恭謙柔順以テ全軍ノ秩序ヲシテ整然タラシメサルヘカラス蓋シ服從ハ下級者ノ忠實ナル義務心ト崇高ナル德義心トニ依リ軍紀ノ必要ヲ覺知シタル觀念ニ基キ上官ノ正當ナル命令周到ナル監督及其感化力ト相待テ能ク其目的ヲ達シ衷心ヨリ出テテ形體ニ現レ遂ニ彈丸雨飛ノ間ニ於テ甘シテ身命ヲ上官ニ致シ一意其指揮ニ從フニ至ルモノトス外形ノミノ服從ハ此際何等ノ價値ナキコトニ留意シ衷心誠實ニ之ニ行ハシムルコトニ付テハ須臾モ懈ルコトアルヘカラス而テ其最良ナル

方法ハ上官先ツ自ラ諸法則ヲ遵奉シ禮儀ヲ正クシ服從ノ道ヲ守リ以テ模範ヲ垂ルルニ在ルコトヲ忘ルヘカラス

二、各職員ノ勤務服行ニ就テハ事事軍隊設立ノ要義ト戰時ノ必要トニ稽ヘ獨立其責ニ任シ且相互ノ聯絡ヲ失ハスシテ迅速確實ニ事件ヲ處理シ苟モ滯滞アルヘカラス其命令ヲ下シ報告ヲ受ルハ定時ノ會報ニ於テシ事ノ輕易ナルモノハ稍長キモノト雖勉メテ筆記ヲ用ヒスシテ口演シ一タヒ復唱シテ之ヲ會得セハ武士ノ面目ニ懸ケ必ス之ヲ遂行スルノ習慣ヲ養フヘシ又迅速ニ諸命令ヲ傳達シ常ニ其實行ヲ監督シテ些少ト雖怠慢非違ヲ許サス部下ヲシテ上官ハ己レノ擁護者ナリトノ觀念ヲ懷カシムヘシ凡ソ諸規則ハ其多カラシヨリハ單簡正確ニシテ平易ナル言語ヲ用フルハ戰爭ニ於テ極メテ必要ナリ故ニ平時ニ於テモ勤務間ハ勿論燕居ノ際ト雖此ノ軍人ノ言語ニ慣レシムルヲ要ス以上ハ平時事務執行ノ要訣タルノミナラス亦事務ヲ進捗セシムルノ捷徑ト爲ス

上官ハ隊中ニ在ルト否トヲ論セス其言行總テ部下ノ儀表タラサルヘカラス故ニ上官ハ常ニ氣品ヲ高尚ニシ行狀ヲ端正ニシ其態度服裝ヲ正クシ篤貌ノ中自ラ威容ヲ存シ以テ部下ヲシテ己レヲ敬愛セシムルコト猶ホ幼兒其嚴父ニ於ケルカ如クナラシムルヲ要ス就中下士ハ常ニ兵卒ト起居ヲ共ニスルモノナルカ故ニ其言動ノ兵卒ニ感染スルコト最モ甚シキ所以ト百ノ訓誨ハ一ノ模範ニ如カサルコトトヲ考ヘ克己堅忍深ク其躬行ヲ慎ミ兵卒ニ接スルニハ常ニ懇切公平ヲ旨トシ而モ其身分ノ尊嚴ヲ保チ以テ兵卒ヲシテ己レニ信賴セシムルコト猶ホ幼兒ノ其慈母ニ於ケルカ如クナラシムルヲ要ス壯丁ノ始メテ入營スルヤ生活狀態ノ劇變ニ依リ頗ル其心性ヲ刺戟シテ銳敏ナラシムルモノアリ故ニ上官ハ初メヨリ懇篤ニ之ヲ誘導シ漸次營内ノ起居ニ慣レシメ遂ニ兵營生活ハ一舉一動各規準スル所アリテ苟モ放肆偷安ヲ許サス些少ノ怠慢過失モ必ス上官ノ矯正ト督責トヲ免レサルコトヲ悟ラシメ以テ自然ニ其品性ヲ謹嚴方正

ナラシムルト同時ニ又諄諄之ヲ訓育シ明治十五年軍人ニ賜リタル勅諭ノ御趣意ヲ銘肝セシメ我國體ノ萬國ニ冠絶セル所以ト聖朝御歷代ノ高德トヲ講話シ兼テ古今忠勇義烈ノ事蹟ヲ述ヘ又諸規則典範類ヲ説明シテ近世戰鬪ノ性質ヲ知ラシメ以テ戰爭ノ勝利ハ軍人精神充溢シ軍紀克ク行ハレ協同一致ノ觀念熾ニシテ勇往邁進スル軍隊ニ歸スルモノナルコトヲ了解セシムヘシ

兵卒ハ一意專心上官ノ教訓ヲ迎ヘ
勅諭ノ御趣意ヲ遵奉シ命令規則ヲ嚴守シ諸勤務演習ニ勉勵シ兵器ヲ尊重シ馬ヲ愛護シ官物ノ取扱ヲ丁寧ニシ新參者ヲ慈ミ古參者ヲ敬ヒ陰日向ナク内務ノ規定ヲ守リ上官ニ仕フルコト猶ホ父母ニ事フルカ如クシ衛生ヲ重シシ筋骨ヲ鍛ヒ困苦缺乏ニ耐ヘ百折不撓ノ心ヲ養ヒ以テ軍人ノ面目ヲ完フスルコトヲ瞬時モ懈ルヘカラス

三、各級ノ上官及兵卒右ノ如ク各其分ヲ盡ストキハ營内ノ生活ハ茲ニ大ナル一家庭ヲ成シ融融和樂ノ間ニ於テ全隊ノ一致團結ヲ鞏固

ニシ士氣旺盛ニシテ軍務ニ勤勞シ上下相愛シ緩急相救ヒ有事ノ日欣然トシテ起テ國事ニ斃ルルヲ樂ムニ至ルヘシ是レ實ニ日本帝國軍隊ノ本領ニシテ

皇室ノ藩屏タリ國家ノ干城タル所以ノ道德此ニ外ナラサルナリ

第五 步兵操典綱領之全文

第一、戰鬪ハ諸兵種協同一致シテ各其固有ノ戰鬪能力ヲ發揮スルニ依リテ好果ヲ得ルモノナリ而シテ步兵ハ戰鬪ノ主兵トシテ戰場ニ於テ常ニ主要ノ任務ヲ負擔シ戰鬪ニ最終ノ決ヲ與フルモノナリ故ニ他兵種ノ協同動作ハ步兵ヲシテ其任務ヲ達セシムルヲ主眼トシテ行ハルルヲ通則トス

步兵ノ本領ハ地形及時期ノ如何ヲ問ハス戰鬪ヲ實行シ得ルニ在リ故ニ步兵ハ縱ヒ他兵種ノ協同ヲ缺クコトアルモ自ラ能ク戰鬪ヲ準備シ且之ヲ遂行セサルヘカラス

第二、步兵戰鬪ノ主眼ハ射擊ヲ以テ敵ヲ制壓シ突擊ヲ以テ之ヲ破摧

スルニ在リ射撃ハ戦闘經過ノ大部分ヲ占ムルモノニシテ歩兵ノ爲緊要ナル戦闘手段ナリ而シテ戦闘ニ最終ノ決ヲ與フルモノハ銃劍突撃トス

第三、軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戦線幾十里ニ亘リ到ル處地形ト境遇トヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル幾萬ノ軍隊ヲシテ能ク一定ノ方針ニ從ヒ一致ノ運動ニ就カシメ所謂萬人ノ心ヲ以テ一人ノ心ノ如クナラシムルモノ即チ軍紀ナリ故ニ軍紀ハ上ニ將帥ヨリ下モ兵卒ニ至ルマテヲ一貫スル脈絡ニシテ其弛張ハ實ニ戦闘ノ勝敗ヲ定メ軍ノ運命ニ關スルモノナリ

第四、攻撃精神ノ鞏固、體力ノ強健及武技ノ熟練ハ歩兵必須ノ要件ナリ抑々歩兵戦闘ハ頗ル靱強ノ性質ヲ有スルモノナルカ故ニ歩兵ハ剛膽ニシテ耐忍ニ富ミ沈着ニシテ勇敢ナラサルヘカラス勝敗將サニ岐レントシ戦闘慘酷ヲ極ムルキニ於テ特ニ然リ此時ニ方リテハ敵モ亦既ニ我ト同一若ハ以上ノ苦境ニ在ルヘキヲ以テ能ク毅然

トシテ之ニ堪ヘ奮然トシテ邁カハ遂ニ敵ヲシテ抵抗ヲ斷念セシムルニ至ルモノトス

攻撃精神ハ忠君愛國ノ至誠ト獻身殉國ノ大節トヨリ發スル軍人精神ノ精華ナリ武技之ニ依リテ精ヲ致シ教練之ニ依リテ光ヲ放チ戰鬥之ニ依リテ捷ヲ奏ス蓋シ勝敗ノ數ハ必スシモ兵力ノ多寡ニ依ラス精練ニシテ且攻撃精神ニ富メル軍隊ハ毎ニ寡ヲ以テ衆ヲ破ルコトヲ得ルモノナリ

第五、軍隊ノ志氣ハ旺盛ナラサルヘカラス狀況困難ナルトキニ於テ特ニ然リ抑々指揮官ハ軍隊志氣ノ中心ナリ故ニ常ニ士卒ト苦樂ヲ俱ニシ率先躬行部下ノ儀表トシテ其尊信ヲ受ケ戰況慘烈ノ極所ニ立チ勇猛且沈着ニシテ部下ヲシテ望ミテ山嶽ヨリモ重キヲ感セシムルノ德量氣概無カルヘカラス

第六、協同一致ハ戰鬥ノ目的ヲ達スル爲最モ重要ナルモノニシテ命令ヲ以テスルノ外各人ノ獨斷專行ニ待ツモノトス蓋シ兵種ヲ論セ

ス指揮官タルト兵卒タルトヲ問ハス各自己ノ任務ノ遂行ニ努力スルハ即チ協同一致ノ趣旨ニ合スルモノニシテ戰況ノ變化ニ應スル臨機ノ手段ハ一ニ各人ノ獨斷ニ待タサルヘカラス而シテ獨斷專行ハ必ス軍人精神ヲ基礎トスル公義心ニ出テ時トシテハ自ラ任シテ友軍ノ犠牲トナル覺悟アルヲ要ス

抑獨斷專行ハ其精神ニ於テ服従ト相離ルルコトヲ許サス常ニ上級指揮官ノ意圖ヲ忖度シ必ス其ノ範圍ニ於テスヘキモノトス然レトモ戰場ニ於テハ或ハ不意ノ變局ニ遭遇シテ其範圍ヲ超越スルヲ要スルコトナキヲ保セス此場合ニ於テモ尙上級指揮官ノ意圖ヲ察シ之ニ投合スルコトヲ勉メ決シテ擅恣ニ陥ラサルヲ要ス

第七、戰鬪ニ於テハ百事簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ヲ期シ得ヘシ操典第一部ハ實ニ此趣旨ニ從ヒ少數單一ノ制式及主要ナル戰鬪法則ヲ示セリ故ニ操典ノ制式及法則ヲ嚴守シテ之ニ習熟シ第二部戰鬪ノ原則ニ照シ能ク實際ニ應用スルヲ以テ操典ノ本旨トス

乃チ徒ニ外形ノ齊一ヲ期シ妄ニ細密ナル規定ヲ作り以テ活用ノ餘地ヲ減縮スルヲ許サス

第六 騎兵操典綱領之全文

第一、騎兵ハ會戰前遠ク敵方ニ進出シ諸種ノ情報ヲ蒐集シ戰勝ノ基ヲ開カサルヘカラス此目的ヲ達スルニハ全力ヲ盡シテ敵ノ騎兵ヲ擊破シ以テ行動ノ自由ヲ得ルコト緊要ナリ又會戰ニ方リテハ他兵種ト協同動作シ其終局ニ際シテハ猛烈ニ敵ヲ追撃シテ戰鬪ノ効果ヲ偉大ナラシメ或ハ果敢ナル逆襲ヲ斷行シテ友軍ノ戰勢ヲ挽回セサルヘカラス

第二、騎兵戰鬪ノ主眼ハ乘馬戰ヲ以テ敵ヲ壓倒殲滅スルニ在リ然レトモ狀況之ニ適セサルトキハ徒歩戰ヲ用ヒ以テ戰鬪ノ目的ヲ達セサルヘカラス

第三、騎兵ハ剛膽且慧敏ニシテ忍耐ニ富ミ體力強健ニシテ武技殊ニ馬術ニ熟練シ襲撃ノ令一タヒ下ルトキハ敵兵ノ多寡ヲ顧ミス地形

ノ難易ヲ問ハス踴躍奮進シテ敵ヲ壓倒スルノ勇氣アルヲ要ス殊ニ指揮官ハ明察ノ眼力ヲ備ヘ沈著ニシテ果斷率先難局ニ當ルノ氣概ヲ有シ加フルニ簡明ナル手段ニ依リテ部下ヲ統率スルノ才略ナカルヘカラス

馬ハ騎兵唯一ノ活兵器ニシテ善ク訓練セラレ常ニ精銳ノ勢力ヲ保持スルニアラサレハ戰鬪ノ要求ヲ充タスヲ得ス故ニ騎兵ハ厚ク之ヲ愛護シ必要ニ方リ其全力ヲ發揮セシムルヲ要ス

第四、軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ夫レ騎兵ヲシテ萬難ヲ排シ深ク敵地ニ進入シ忠實以テ任務ニ服セシメ又鞏固ノ團結ヲ維持シ敵火ト敵刃トヲ冒シテ猛烈果敢ニ敵中ニ突入セシメ或ハ混戰亂鬪ノ後速ニ其秩序ヲ恢復シ得シムルモノ即チ軍紀ニシテ其張弛ハ實ニ戰鬪ノ勝敗ヲ決スルモノナリ

第五、鞏固ナル攻撃精神ト旺盛ナル志氣トハ實ニ騎兵必須ノ要素ナリ志氣旺盛ニシテ攻撃精神ニ富メル精練ノ騎兵ハ能ク寡ヲ以テ衆ヲ破ルヲ得ルモノナリ

騎兵戰鬪ノ要訣ハ一ニ機先ヲ制スルニアリ故ニ騎兵ハ決シテ敵ニ攻撃セラル、コトナク必スヤ常ニ我ヨリ進ミテ敵ヲ攻撃スルヲ要ス

第六、獨斷專行ハ騎兵ニ缺クヘカラサル要件ナリ蓋シ騎兵ハ遠ク友軍ヲ離レテ行動シ又其戰鬪經過ハ迅速ニシテ變化窮リナキヲ以テ其動作ハ各人ノ獨斷ニ待ツモノ極メテ多シ故ニ騎兵ハ常ニ戰局ノ推移ヲ考察シ身ヲ以テ其責ニ任シ果斷決行セサルハカラス

第七、戰鬪ニ於テハ百事簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ス操典第一部ハ實ニ此趣旨ニ少數單一ノ制式及主要ナル戰鬪法則ヲ示セリ故ニ操典ノ制式及法則ヲ嚴守シテ之ニ習熟シ第二部戰鬪ノ原則ニ照シテ實際ニ應用スルヲ以テ操典ノ本旨トス徒ニ外形ノ齊一ヲ期シ安ニ細密ナル規定ヲ設ケ以テ活用ノ餘地ヲ減縮スルヲ許サス

第七 野戰砲兵操典綱領之全文

第一、野戰砲兵ハ他兵種殊ニ歩兵ト協同シテ戰鬪ノ目的ヲ達成スヘキモノトス此目的ヲ達成センカ爲野戰砲兵ハ終始戰鬪ノ全局ニ稽ヘテ其動作ヲ律シ戰鬪ノ骨幹ヲ成形シテ他兵種ニ行動ノ自由ヲ與ヘ戰局ノ進捗ヲ容易ナラシムルヲ以テ主眼トセサルヘカラス

第二、野戰砲兵ノ本領ハ輕捷ナル運動ト威力強大ナル射撃トヲ以テ戰鬪ヲ實行スルニ在リ而シテ陣地目標ノ選擇當ヲ得テ射撃精巧ナルトキハ敵ヲ壓倒震駭シ友軍ノ志氣ヲ鼓舞作興シテ遂ニ全軍戰勝ノ途ヲ開クニ至ルモノトス

第三、火砲ハ砲兵唯一ノ武器ニシテ戰場ニ於ケル砲兵ノ重大ナル任務ハ皆之ニ依リテ遂行セラルルモノトス故ニ之ヲ尊重擁護シ死生榮辱必ス之ト俱ニスルヲ期セサルヘカラス

彈藥ト馬トハ砲兵ノ本領ヲ發揮スル要素ナリ故ニ之カ節用愛護ニ勉メサルヘカラス

第四、軍紀ノ嚴肅、攻撃精神ノ鞏固、志氣ノ旺盛、體力ノ強健、射

撃及馭法ノ精熟ハ戰鬪ノ遂行ニ缺クヘカラサル要件ナリ蓋シ砲兵此要件ヲ具備シ始メテ上下一致堅忍不拔能ク砲兵戰鬪ノ鞏強ナル特性ニ堪ヘ危險慘烈ノ極所ニ立チ一門ノ火砲一名ノ砲手尙毅然トシテ戰鬪ヲ繼續シ以テ其精華ヲ發揚スルヲ得ヘキナリ

第五、協同一致ハ戰鬪ノ目的ヲ達スル爲最モ重要ナルモノニシテ命令ヲ以テスルノ外各人ノ獨斷專行ニ待ツモノトス

獨斷專行ハ其精神ニ於テ常ニ服従ト相離レズ且上級指揮官ノ意圖ノ範圍内ニ於テスヘキモノトス然レトモ戰況ハ變化窮リナキカ故ニ不意ノ事變ニ遭遇シテ或ハ其範圍外ニ出ツルヲ要スルコトナキヲ保セス此場合ニ於テモ尙戰鬪一般ノ目的ヲ考慮シ上級指揮官ノ意圖ヲ忖度シテ之ニ投合スルコトヲ勉メ決シテ擅恣ニ陷ルヘカラス

第六、戰鬪ニ於テハ百事簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ヲ期シ得ヘシ操典第一部ハ實ニ此趣旨ニ從ヒ少數單一ノ制式及主要ナル

戰鬪法則ヲ示セリ故ニ操典ノ制式及法則ヲ嚴守シテ之ニ習熟シ第二部戰鬪ノ原則ニ照シ能ク實際ニ應用スルヲ以テ操典ノ本旨トス乃チ徒ニ外形ノ齊一ヲ期シ妄ニ細密ナル規定ヲ作り以テ活用ノ餘地ヲ減縮スルコトヲ許サス

第八 重砲兵操典綱領之全文

第一、重砲兵ノ本領ハ遠大ノ射程、偉大ナル砲彈ノ効力及其精確ノ射撃ヲ以テ特有ノ能力ヲ發揮シ全軍戰勝ノ途ヲ開クニ在リ

第二、重砲兵ハ他兵種ト協同シテ戰鬪ヲ實行シ殊ニ野砲兵ノ擊破シ能ハサル目標並步兵ノ攻撃ヲ阻碍スヘキ術工物ヲ破壊シ敵ヲ壓倒震駭シ以テ戰局ノ進捗ヲ容易ナラシメ又海岸戰ニ於テハ獨力戰鬪ヲ遂行シ敵艦艇ニ猛烈ノ打撃ヲ加ヘ根底ヨリ其企圖ヲ挫折スルヲ主眼トス

第三、重砲兵ノ主要ナル戰鬪手段ハ射撃ニ在リ射撃ハ適切ナル射法ノ應用、熟練ナル火砲ノ操法ト迅速確實ナル觀測通信ト相俟チテ

本然ノ効果ヲ發揚スルコトヲ得ヘキモノトス故ニ獨リ各個ノ操作ニ熟練ナルノミナラス各部ノ連繫ヲ圓滑ニ確保シ恰モ一機關ノ運轉スルカ如クナラサルヘカラス

第四、火砲ハ重砲兵ノ神髓ナリ任務之ニ依リテ遂行スヘク名譽之ニ依リテ發揚スルヲ得ヘシ故ニ之ヲ尊重擁護シ死生榮辱必ス之ト俱ニスルヲ期セサルヘカラス

彈藥ハ重砲兵戰鬪ノ要素ナリ須ク之カ節用ニ勉メ機ニ投シ其最大威力ヲ發揚シテ毫髮ノ遺憾ナカラシムルヲ要ス

馬ハ重砲兵ノ活兵器ナリ能ク訓練シ能ク愛護シテ常ニ新銳ノ精力ヲ維持セシメ以テ所要ニ臨ミテ其全能力ヲ發揮セシメサルヘカラス

第五、協同一致ハ戰鬪ノ目的ヲ達スル爲最モ重要ナルモノニシテ命令ノミヲ以テ終始之ヲ律スル能ハス各人ノ獨斷專行ニ待ツモノ少シトセス故ニ指揮官タルト兵卒タルトヲ問ハス常ニ上級指揮官ノ

意圖ヲ付度シ擅恣ニ陥ラス各自任務ノ遂行ニ努力シ以テ協同一致ノ實ヲ舉クルヲ要ス

第六、軍紀ノ嚴肅、攻撃精神ノ鞏固、志氣ノ旺盛及體力ノ強健ハ前上ノ要求ヲ達成スヘキ必須ノ條件タリ蓋シ軍紀嚴肅ニシテ始メテ上下心ヲ一ニシ各々其任務ノ遂行ニ勉ムルヲ得ヘク攻撃精神鞏固志氣旺盛、體力強健ニシテ始メテ勇敢沈著堅忍剛膽ナルヲ得ヘク兵器ノ操用依リテ以テ精ヲ致シ敵彈雨注ノ下死生ノ間ニ從容トシテ毅然戰鬪ヲ繼續シ以テ重砲兵ノ精華ヲ發揚スルヲ得ヘキナリ

第七、戰鬪ニ於テハ百事簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ヲ期シ得ヘシ操典第一部ハ實ニ此趣旨ニ從ヒ少數單一ノ制式及主要ナル戰鬪法則ヲ示セリ故ニ操典ノ制式及法則ヲ嚴守シテ之ニ習熟シ第二部戰鬪ノ原則ニ照シ能ク實際ニ應用スルヲ以テ操典ノ本旨トス乃チ徒ニ外形ノ齊一ヲ期シ妄ニ細密ナル規定ヲ作り以テ活用ノ餘地ヲ減縮スルヲ許サス

第九 輜重兵操典綱領之全文

第一、輜重兵ノ本領ハ戰役ノ全期ニ亘リ間斷ナク且迅速ニ軍需品ノ輸送及補給ニ任スルニ在リ軍隊絶エス其戰鬪力ヲ維持シ其活動性ヲ保有スルト否トハ主トシテ輜重兵ノ行動如何ニ存スルモノトス

第二、輜重兵ノ軍紀ハ特ニ其振肅ヲ圖ラサルヘカラス抑々戰時ニ於ケル輜重ノ大部分ハ勞苦及規律ノ慣習ヲ失ヒタル在郷者ト調教完全ナラサル徵發馬トヨリ成ルヲ以テ其指揮統御共ニ頗ル困難ナルヲ免レス之ヲ律シテ能ク其行動ヲ正確トナラシメ且困苦缺乏ニ處シテ益々奮勵努力セシムル所以ノモノ一ニ軍紀ノ張弛如何ニ存シ其張弛ハ直ニ輜重機能ノ消長ヲ致シ延テ軍ノ運命ニ關スルモノトス

第三、軍人精神鞏固ニシテ堅忍持久ノ氣力ニ富ミ志氣旺盛體力亦強健ニシテ至大ノ行軍力ヲ有スルハ輜重兵必須ノ要件ナリ蓋シ輜重兵ハ季節、天候及地形ノ如何ヲ論セス晝夜行動ヲ繼續シ輸送ニ從

事スルヲ以テ勤務ノ常態トスルノミナラス往々砲煙彈雨ノ間ニ出入スルコトアルヲ以テ以上ノ要件ヲ具有スルニアラサレハ其任務ノ達成得テ期スヘカラス

第四、馬ハ輜重兵ノ活兵器ナリ輜重兵ノ本領ヲ發揮シ得ルト否トハ一ニ此兵器ノ利鈍如何ニ因ル故ニ其馭法ニ熟スルト共ニ調教ヲ進メ常ニ極力愛護シ以テ其活動力ヲ充實セシムルヲ要ス
車輛其他輸送ニ用フル材料モ亦輜重兵活動ノ要素ナリ之カ取扱及保存ニ關シテハ特ニ周密ノ注意ヲ要ス

第五、協同一致ハ勤務ノ遂行上缺クヘカラサル要件ナリ而シテ各自其受ケタル任務ニ努力スルハ協同一致ノ趣旨ニ合スルモノナリト雖狀況ノ變化ハ往々命令ノ到達ヲ期シ難ク時ニ臨機ノ處置ニ出テ獨斷專行ヲ得サルコトアリ此場合ニ於テモ能ク上級指揮官ノ意圖ニ投合センコトヲ勉メ決シテ擅恣ニ陥ルヘカラス

第六、戰時ノ勤務ハ簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ス操典第一

部ハ此趣旨ニ從ヒ少數單一ノ制式及之カ應用ニ關スル法則ヲ示セリ而シテ能ク之ヲ嚴守シテ其實行ニ習熟シ第二部行李縱列ノ行動ニ照シテ之ヲ應用スルヲ以テ操典ノ本旨トス徒ニ外形ノ齊一ヲ期シ妄ニ細密ナル規定ヲ作りテ活用ノ餘地ヲ減縮スルヲ許サス

第二編 勅諭ニ就テ

第一 我國ノ軍隊ハ世々天皇ノ統率シ給フ所ニソアル

字解 一、統率。統へ率ヒラル、コト

意義 我カ日本ノ國ノ軍隊ハ神武天皇ヨリ御歷代ノ天皇カ之ヲ統へサセラレ事カアツタナレハ自ラ率ヒニナツテ敵ヲ征伐セラル、所ノ制テアリマス

第二 昔神武天皇躬カラ大伴物部ノ兵トモヲ率ヒ中國ノマツロハヌモノトモヲ討チ平ケ給ヒ高御座ニ即カセラレテ天下シロシメシ給ヒシヨリ二千五百有餘年ヲ經ヌ

字解

- 一、大伴。大伴大連ノ祖道臣命ノコト
- 二、物部。物部大連ノ祖可美真手命ノコト
- 三、中國。今ノ五畿内ノ國々ノコト

意義 昔神武天皇カ日向國高千穗ノ宮ニ在シマシタトキ九州ハ皆服シマシタケレトモ今ノ五畿内ノ國々カ未タ從ヒマセンテシタ故御自分テ諸皇子ヲ始メ大伴ヤ物部ノ兵達ヲ率ヒニナリマシテ其ノ從ハ又惡ル者共ヲ討チ平ケラレ都ヲ大和ノ國高市郡橿原ニ定メラレ天皇ノ御位ニ即カセラレテ此ノ日本ノ國ヲ治メラレマシテカラ明治十五年マテニハ二千五百四十二年ヲ經マシタ

第二

此間世ノ様ノ移リ換ルニ隨ヒテ兵制ノ沿革モ亦屢ナリキ

字解 一、兵制ノ沿革。陸海軍ノ兵ノ制度ノ移リ換ツタコトテ紀元

- ノ初メニ當ツテ國造縣主等ヲ置カレテヨリ
- 1、崇神天皇ノ時ニ四道將軍ヲ置カレ

2、孝德天皇ノ大化ノ革政アリ

3、源賴朝ノ追捕使トナリテ兵馬ノ權ハ鎌倉ニ移リ

4、後醍醐天皇ノ時ヨリ南北兩朝ニ分レ

5、足利、織田、豊臣ノ戰國時代トナリ

6、徳川家康征夷大將軍ニ任セラレ江戸ニ幕府ヲ開キ徳川慶喜ニ至リ大政ヲ返上シ

王政復古トナリタル有様ノコト

意義 此ノ二千五百有餘年間ニ置キマシテ世ノ中ノ有様カ色々ト移リ換ルニ隨ヒマシテ陸海軍ノ兵ノ制度モ總テ沿革ヲシタコトモ亦度々テアリマシタ

第四 古ハ天皇躬ツカラ軍隊ヲ牽キ給フ御制ニテ時アリテハ皇后皇太子ノ代ラセ給フ事モアリツレト大凡兵權ヲ臣下ニ委ネ給フコトハナカリキ

字解 一、兵馬ノ權。陸海軍ヲ統率シテ四方ヲ征伐スル權力ノコ

ト

意義 昔ハ征伐ノコトノ有ルトキニハ必ス天皇カ御自身テ軍隊ヲ率ヒニナル御制テアリマシテ萬一天皇ニ御差支カアルトキニハ皇后皇太子カ天皇ニ代リテ軍隊ヲ率ヒニナツタコトハアリマスケレトモ凡テ軍隊ヲ率ユル權力ヲ臣下ノ者ニ委ネ任セラレマシタコトハ有マセン

第五 中世ニ至リテ文武ノ制度皆唐國風ニ倣ハセ給ヒ六衛府ヲ置キ左右馬寮ヲ建テ防人ナトヲ設ケラレシカハ

字解

- 一、中世。孝德天皇大化ノ革政ヨリ安徳天皇ノ御代平家ノ滅亡マテ凡ソ五百八十年ノ間ノコト
- 二、六衛府。衛門府、左衛府、右衛府、左兵衛府、右兵衛府、中衛府ノコト
- 三、左右馬寮。御料ノ馬ト軍馬ヲ調養スル左馬寮、右馬寮ノコト

四、防人。 太宰府ヤ其ノ外海邊ヲ警備スル者ノコト

意義 中世ノ時代トナリマシテ文事ノコトヤ兵事ノコト凡テ其ノ制度ヲ皆唐ノ國ノ様ニ倣ハセラレ六衛府ヲ置カレ左馬寮右馬寮ヲ建テラレ防人ナトヲ設ケラレマシタカラ

第六 兵制ハ整ヒタレトモ打續ケル昇平ニ狃レテ朝廷ノ政務モ漸文弱ニ流レケレハ

字解

- 一、兵制。陸海軍ノ制度ノコト
- 二、昇平。外冠ヤ内亂ナク泰平ノコト
- 三、政務。政治ノコト

意義 陸海軍ノ制ハ能ク整ヒ外冠ヤ内亂等ノコトモナク泰平カ打續キ人民カ皆安樂ニ狃レ遊惰ノ風トナリ朝廷ノ政治モ文事ニ耽ツテ武事ニ心ヲ用ヒス段々ト人々カ上下共柔弱トナツテキマシタカラ兵農オノツカラニニ分レ古ノ徵兵ハイツトナク壯兵ノ姿ニ變リ

遂ニ武士トナリ兵馬ノ權ハ一向ニ其武士トモノ棟梁タル者ニ歸シ凡七百年ノ間武家ノ政治トハナリヌ

字解

- 一、徵兵。古ハ海邊ノ國ヤ關門ノアル郡ニハ軍國カアツテ諸國ノ男子ヲ年カ二十一ト成ツタモノヲ丁年トシ此ノ丁年者ノ召募ニ應スルモノヲ徵兵ト云フタノテアルコト
- 二、壯兵。徵兵ト異リ自ラ願ツテ兵トナルモノ、コト
- 三、武士。壯兵ノ變シタモノテ壯兵ノ内テ尤モ強キ者カ多クノ兵ヲ從ヘ祿ヲ有シ謀叛人等ノアルトキハ命ニ依ツテ征伐ニ出掛ケタモノヲ云フタコト

意義 兵トナルモノハ兵トナリ農ヲスルモノハ農ヲナシ其ノ間ニ自然ト區別カ出來テ二ツニ分レ古カラ在リマシタ徵兵ノ制度ハイツトハナシニ壯兵ノ形トナリ其レカ自ラ武門テアルトカ武家ナリトカ稱ヘ遂ニハ武士ト云フ者トナリマシテ兵事ノ一切ノ權力ハ殘ラ

ス其ノ武士ナルモノ、頭ヲシテ居リマス源平兩氏ノ手ニ歸シマシテ其レヨリ凡ソ七百年即チ源賴朝カ鎌倉ニ霸府ヲ開イテカラ徳川慶喜ノ代ニ至リ大政ヲ返上ニ及フ迄ノ間武家ノ政治トナリマシタ

第八 世ノ様ノ移リ換リテ斯ナレルハ人力モテ挽回スヘキニアラストハイヒナカラ且ハ我國體ニ戻リ且ハ我宗祖ノ御制ニ背キ奉リ淺間シキ次第ナリキ

字解

- 一、國體。古カラ郡縣ノ政ニテ治メニナツタ國體ノコト
- 二、我宗祖ノ御制。天子カ自ラ軍隊ヲ率ヒニナル御先祖ノ御制度ノコト

意義 世ノ有様カ段々ト移リ換ツテイツテ斯ノ通りニ武家ノ政治トナツタノハ朝廷ノ制度カ崩レテ自然的ニ爲ツタノテ之レヲ俄ニ人カテ武家ヲ廢シテ古ノ政治ニ挽キモトスコトハ出來ナイコト、イヒナカラ、此ノ通り武家ノ政治トシテ置キマスノハ一ツハ我カ日

本ノ國體ニ戻リ其ノ上御先祖ノ御定メニナツタ制度ニ背キ奉リマシタワケテ誠ニ淺間シイ慨ハシイ次第アリマス

第九 降リテ弘化嘉永ノ比ヨリ徳川ノ幕府其政衰へ剩外國ノ事トモ起リテ其侮ヲモ受ケヌヘキ勢ニ迫リケレハ朕カ皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇イタク宸襟ヲ惱シ給ヒシコソ忝クモ又惶ケレ

字解

- 一、弘化嘉永。共ニ年號ノコト
- 二、宸襟。御心ノコト

意義 其ノ後段々年ヲ經テ弘化ヤ嘉永ノ年號ノ頃カラ徳川幕府ノ政治カ衰ヘテ天下カ騷カシクナリ其ノ上亞米利加、露西亞、英吉利、佛蘭西、和蘭等ノ外國カ軍艦ヲ率ヒテ我カ下田ヤ函館テ通商ヲセシコトヲ請フテ來リ折リ惡シク其ノ時ハ幕府ノ政カ益々亂レ又泰平ノ後故武士カ皆柔弱テ戰ニ堪ヘスシテ外國ヲ制スルコトカ出來ス殆ント其ノ侮ヲ受ケル様ナ勢ニナツテ來マシタ故仁孝天皇孝明

天皇カ畏クモ痛ク御心ヲ惱セニナリマシタノハ誠ニ申スモ畏キ次第アリマス

第十 然ルニ朕幼クシテ天津日嗣ヲ受ケシ初征夷大將軍其政權ヲ返上シ大名小名其版籍ヲ奉還シ年ヲ經スシテ海内一統ノ世トナリ古ノ制度ニ復シヌ

字解

- 一、天津日嗣。天皇ノ御位ノコト
- 二、版籍。受領ヲシテ居ル領地ノコト

意解 然ルニ慶應三年正月明治天皇カ御年十七ニテ天皇ノ御位ニ御即キニナリマシテ其ノ年ノ十月ニ徳川慶喜カ征夷大將軍ノ職ヲ辭シ政權ヲ返上シ諸國ニ領地ヲ有シテ居ル大名ヤ小名共カ皆其ノ領地ヲ御返シヲシ幾何モナクシテ國內カ一統セラレ古ノ如クニ天子カ自ラ兵馬ノ權ヲ取り百官ヲ率ヒテ政ヲ取ラレマシタ制度トナリマシタ

第十一 是文武ノ忠臣良弼アリテ朕ヲ補翼セル功績ナリ歷世祖宗ノ專
ラ蒼生ヲ憐ミ給ヒシ御遺澤ナリトイヘトモ併我臣民ノ其心ニ順逆ノ
理ヲ辨ヘ大義ノ重キヲ知レルカ故ニコソアレ

字解

- 一、忠臣良弼。忠義テ良イ助ケヲスル家來ノコト
- 二、蒼生。人民ノコト

意義 是ト申マスノハ文官ヤ武官ニ於テ忠義ノ良イ助ケヲスル家來
等カ有リマシテ天皇陛下ヲ御輔ケヲシテ王事ニ盡シマシタ功績ト
御代々ノ御先祖カ善イ政ヲ施サレテ専ラ人民ヲ愛サレマシタ恩澤
ノ今日ニマテ遺ツテアリマスノトニ由リマストハ申ナカラ又一
般ノ人民達カ能ク朝廷ヲ尊フノハ道理ノ順テアツテ朝廷ニ從ハナイ
ノハ道理ニ逆フコトヲ辨ヘテ朝廷ノ爲メニ身ヲ棄テ、忠義ヲ盡ス
ノカ大切テアルト云フコトヲ知ツテ居リマシタカラテアリマス

第十二 サレハ此時ニ於テ兵制ヲ更メ我國ノ光ヲ耀サント思ヒ此十五

年カ程ニ陸海軍ノ制ヲハ今ノ様ニ建定メヌ

字解

- 一、兵制。兵事ノ事ニ關係ヲシテ居ル制度ノコト
- 二、陸海軍ノ制。陸軍ト海軍トノ編制ノコト

意義 其レ故此ノ皇政復古ノ時ニ兵制ヲ更メマシテ立派ナ軍隊ヲ作
リ我國ノ威光ヲ海外ニ耀サント思ヒマシテ此ノ十五年ノ間ニ陸軍
ト海軍トノ編制ヲ今日ノ様ニ定メマシタ

第十三 夫兵馬ノ大權ハ朕カ統フル所ナレハ其司々ヲコソ臣下ニハ任
スナレ其大綱ハ朕親ラ之ヲ攬リ肯テ臣下ニ委ヌヘキモノニアラス

字解

- 一、司々。司令官トカ隊長トカ其ノ外ノ職ノコト
- 二、大綱。陸海軍ノ編制ヲ定メタリ軍人ヤ軍屬ノ任免宣戰講
和戒嚴ヲ令シタリスル大元ノコト

意義 其レテ兵馬ノ權力ハ天皇陛下ノ統ヘ給フ所テアリマスカラ其

ノ可サテアルトコロノ事柄ハ之レヲ臣下ノ内テ其ノ任ニ堪ユル者ヲ撰ンテ之レニ任セニナリマスカ其ノ大元ノ處ハ天皇陛下カ親ラ其權力ヲ握リニナツテ少シタリトモ臣下ノ者ニ委スモノテハアリマセン

第十四 子々孫々ニ至ルマテ篤ク斯旨ヲ傳ヘ天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ再中世以降ノ如キ失體ナカラシムコトヲ望ムナリ

字解 一、中世以降。藤原家カ政ヲ恣ニシテ又武家ノ政治ト爲リマシタ時代ノコト

意義 子供ヤ孫達ノ末代トナルマテモ能ク云ヒ含メ云ヘ傳ヘテ天皇陛下ハ文ト武事トノ權力ヲ掌ニ握ツテ永ク國家ヲ支配シ給フ義ヲ感シサセ二度ト中頃以後ノ時代ノ様ナ國體ヲ失フ様ナコトノナイノヲ希望スルノテアリマス

第十五 朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルソサレハ朕ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ汝等ハ朕ヲ頭首ト仰キテソ其親ハ特ニ深カルヘキ

字解 一、大元帥。陸海軍ヲ帥ユル頭ノコト

意義 天皇陛下ハ汝等軍人ノ總大將テアラセラル其レ故天皇陛下ハ軍人ヲ我手ヤ足ノ如クニ頼ミトシテ國家ヲ保護サレ又軍人ハ天皇陛下ヲ我カ頭ト仰キ奉ツテカヲ軍務ニ盡シタナレハ上下カ一致和合ヲシテ其ノ親愛ノ度ハ特別ニ深イモノテアリマス

第十六 朕カ國家ヲ保護シテ上天ノ惠ニ應シ祖宗ノ恩ニ報ヒマイラスル事ヲ得ルモ得サルモ汝等軍人カ其職ヲ盡スト盡サ、ルトニ由ルンカシ

字解

一、上天ノ惠。天ノ神様ヨリ天子ノ位ヲ授ケラレタ御惠ノコト

二、祖宗ノ恩。御先祖カ天皇陛下ニ御傳ヘニナツタ御恩德ノコト
意義 天皇陛下カ此ノ日本ノ國ヲ保護ヲサレマシテ天ノ神様ヨリ天子ノ位ヲ授ケラレマシタ惠ニ應ヘ御先祖カ天皇陛下ニ傳ヘニナリマシタ恩德ニ報ユルコトノ出來ルノモ出來ナイノモ軍人達カ其ノ

自分ノ職分ヲ盡スノト盡サナイノトニ由ルノテアリマス

第十七 我國ノ稜威振ハサルコトアラハ汝等能ク朕ト其憂ヲ共ニセヨ
我武維揚リテ其榮ヲ耀サハ朕汝等ト其譽ヲ偕ニスヘシ

字解 一、稜威。威光ノコト

意義 我カ日本ノ國ノ兵力カ弱クテ威光カ外國ニ振ハナイ様ナコト
カアツタナレハ皆々軍人ハ能ク天皇陛下ト其ノ心配ヲ一所ニシ又
我カ兵力カ強クテ威光カ外國ニ輝イタナレハ天皇陛下ハ皆軍人達
ト其ノ名譽ヲ共ニシテ國家ノ爲メニ悦ブノテアリマス

第十八 汝等皆其職ヲ守リ朕ト一心ニナリテカヲ國家ノ保護ニ盡サハ
我國ノ蒼生ハ永ク太平ノ福ヲ受ケ我國ノ威烈ハ大ニ世界ノ光華トモ
ナリヌヘシ朕斯モ深ク汝等軍人ニ望ムナレハ猶訓諭スヘキ事コソア
レイテヤ之ヲ左ニ述ヘム

字解

一、威烈。威光ノ盛ナコト

二、世界ノ光華。世界諸國中ノ華ノコト

意義 軍人達カ皆其ノ職分ヲ守ツテ天皇陛下ト同シ心ヲ持チ其ノ力
ヲ日本ノ國家ヲ護ルコトニ盡シタナレハ我國ノ人民達ハ國內カ平
穩テ兵馬ノ禍ヲ免カレ各其ノ家業ニ安心ヲシテ從事ヲシテ永イ間
太平ノ幸福ニ浴スルコトカ出來ルノミテナク我國ノ威光ハ海外各
國ニ輝キ渡ツテ世界萬國ノ華トモナルコトカ出來ルノテアリマス
天皇陛下ノ斯ノ如クニ深ク多ク軍人達ニ望ンテ居リマスルカラシ
テ猶爰ニ平常武職ヲ盡ス上ニ就テ訓へ諭ス事カアリマス故コレカ
ラ其レヲ左ニ述ヘルノテアリマス

第十九 一、軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ

字解

一、忠節。忠義ノユト
二、本分。職分ノコト

意義 軍人ハ天皇陛下ニ忠義ヲ盡スコトヲ第一ノ職分トセネハナラ

第二十 凡ソ生ヲ我國ニ稟クルモノ誰カハ國ニ報ユルノ心ナカルヘキ
况シテ軍人タラン者ハ此心ノ固カラテハ物ノ用ニ立チ得ヘシトモ思
ハレス

字解 一、生。一生ノコトテ生レタコト

意義 凡ソ人トシテ此ノ日本ノ國ニ生レテ來マシタ者ハ誰一人ト雖
忠節ヲ盡シテ其ノ恩ニ報ユルトコロノ心ノ無イモノハ有マセン况
シテ軍人ハ皇室ノ藩屏テアリ國家ノ干城テアリマス故此ノ忠義ヲ
盡スト云フトコロノ心カ堅固テアリマセントキニハ國家ノ用ニ立
ツヘキ者トハ思ハレマセヌ

第二十一 軍人ニシテ報國ノ心堅固ナラサレハ如何程技藝ニ熟シ學術
ニ長スルモ尙偶人ニヒトシカルヘシ其隊伍モ整ヒ節制モ正クトモ忠
節ヲ存セサル軍隊ハ事ニ臨ンテ烏合ノ衆ニ同シカルヘシ
字解

一、偶人。木ヤ土ニテ造ツタ人形ノコト

二、隊伍。部隊ノ整列ヲシタリ行軍ヲシタリスル等凡テノ列ヲ伍
シタコト

三、節制。規律ノコト

四、烏合ノ衆。烏ノ寄り集ツタモノテ唯カヤ／＼シテ事ニ當ツテ
役ニ立タナイ者ノコト

意義 軍人テアリナカラ國家ノ爲メ恩ヲ報ユルト云フ心カ固クナク
人ニ動かサレ物ニ迷フトキニハ如何程技藝ニ熟練ヲシ學術ニ秀テ
テ居リマスモ猶ホ恰度人形ノ様ナモノテ眞ノ軍人トハ云ヒ難イ
ノテアリマス其ノ隊列モ能ク整ヒ規律モ如何ニ正シク出來テ居リ
マシテモ忠節ヲ盡スト云フ考ヘノナイ軍隊ハイサト云フテ事ノ有
ツタ場合ニハ烏ノ群ノ集ツタ様ナモノテ何ノ用ニモ立タナイノテ
アリマス

第二十二 抑國家ヲ保護シ國權ヲ維持スルハ兵力ニ在レハ兵力ノ消長

ハ是國運ノ盛衰ナルヲ辨ヘ

字解

- 一、國權。日本國ノ國タルトコロノ權利ノコト
- 二、國運。國ノ運命ノコト

意義 抑モ此ノ日本ノ國家ヲ護ツテ日本國タル國ノ權力ヲ維持シテ落サナイ様ニシ土地人民ヲ敵ニ對シ傷ハヌ様ニ保護ヲシマスノモ皆兵力ニ依リマスモノテ兵力ノ強イノト弱イノトハ國ノ運命ノ盛ンニナルノト衰ヘテ行クノトニ關係ヲ持チ居ルノテアリマスコトヲ能ク辨ヘマシテ

第二十三 世論ニ惑ハス政治ニ拘ラス只一途ニ己カ本分ノ忠節ヲ守リ義ハ山嶽ヨリモ重ク死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ其操ヲ破リテ不覺ヲ取り汚名ヲ受クルナカレ

字解

- 一、世論。世ノ中ノ人ノ議論ノコト

- 二、義。義心ノコト

- 三、操。正シク變ラヌ心ノコト

意義 軍人ハ世ノ中ノ人達カ如何程政治ノ良シ惡シニ就テ論シテ居ツテモ之レニ惑フテ心ヲ運カスコトナク又政治カ如何ニ改革セラレテモ之レニハ拘リ擾クコトナク只一途ニ自分カ職分テアルトコロノ忠節ヲ守リマシテ義ノ爲メニスル事ハ何事モ高ク大ナル山嶽ヨリモ重ク大切ナモノトナシ此ノ義ノ爲メニ一命ヲ捨テマス事ハ恰度一本ノ鳥ノ羽根ノ毛ヨリモ輕ク常ニ死ト云フコトヲ覺悟シテ事ヲ爲シ君ノ爲メ國ノ爲メニ死スヘキトキニ躊躇ヲシテ身ヲアヤマリ名ヲ汚ス様ナコトヲシテハナラヌ

第二十四 一、軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシ

字解 一、禮儀。敬禮ヤ行儀作法ノコト

意義 軍人ハ敬禮ヤ行儀ヲ正シクセネハナリマセヌ

第二十五 凡軍人ニハ上元帥ヨリ下一卒ニ至ルマテ其間ニ官職ノ階級

アリテ統屬スルノミナラス同列同級トテモ停年ニ新舊アレハ新任ノモノハ舊任ノモノニ服従スヘキモノソ下級ノモノハ上官ノ命ヲ承ルコト實ハ直ニ朕カ命ヲ承ル義ナリト心得ヨ

字解

- 一、官職。官ノ階級ハ大將ヨリ佐尉官ヲ始メ下士ニ至ルノテ職ノ階級ハ司令官帥旅長ヨリ分隊長等ニ至ルコト
- 二、同列同級。同列トハ何レモ共ニ大尉テ又同級トハ共ニ中隊長テ居ルコト
- 三、停年。任官ヲシタ日時ヨリノ年月ノコト

意義 凡ソ軍人ニハ上ハ元帥大將ヨリ下ハ一二等卒ニ至リマスマテ其ノ間ニハ皆チヤント官ヤ職ニ階級カアリマシテ順ヲ逐フテ次第ニ之レヲ支配シマスノミテナク例合同列同級テアリマシテモ任官ノ年月ニ新シイノト舊イノトノ差カ有リマシタトキニハ新任ノ者ハ舊任ノモノニ服従ヲセネハナラヌモノテアリマス階級ノ下ノ者

カ上官ノ命ヲ承知シマスコトハ總テ直接天皇陛下ヨリ直チニ命令ヲ稟クル義テアルト心得ネハナリマセヌ

第二十六

己カ隸屬スル所ニアラストモ上級ノ者ハ勿論停年ノ己ヨリ舊キモノニ對シテハ總テ敬禮ヲ盡スヘシ

字解 一、隸屬。付キ從フコトテ配下ノコト

意義 自己カ配下トナツテ居リマス隊ノ上級者テナクトモ他ノ隊ノ上級者ニハ勿論停年ノ自己ヨリ故參ノ者ニ對シマシテハ總テ敬禮ヲセネハナリマセヌ

二十七

又上級ノ者ハ下級ノ者ニ向ヒ聊カモ輕侮驕傲ノ振舞アルヘカラス公務ノ爲ニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレトモ其外ハ務メテ懇ニ取扱ヒ慈愛ヲ專一ト心掛ケ上下一致シテ王事ニ勤勞セヨ

字解 一、威嚴。嚴然トシテ犯スコトノ出來ナイ様子ノコト

意義 又上級ノ者ハ下級ノ者ニ向ヒマシテハ少シタリトモ下ケスンタリ高フツタリスル行ヒカアツテハナリマセン職務上ノ爲メニ上

官トシテ威權ヲ保チテ下級者ノ過失ヤ怠慢ヲ呵責シタリ懲罰ヲシ
タリシマス時ハ別段テアリマスカ其ノ外ノ時ニハ出來得ル限り丁
寧親切ニ取り扱フテ慈ミ愛スル事ヲ第一ト心掛ケ上ノ者下ノ者カ
共ニ一致協力ヲシテ國ノ爲メニ軍人ノ職ヲ盡サネハナリマセヌ

第二十八 若軍人タルモノニシテ禮儀ヲ紊リ上ヲ敬ハス下ヲ惠マスシ
テ一致ノ和諧ヲ失ヒタランニハ雷ニ軍隊ノ蠱毒タルノミカハ國家ノ
爲ニモユルシ難キ罪人タルヘシ

字解

一、一致ノ和諧。上下カ一致ヲシテ互ニ逆ハス能ク心ヲ合セ氣ヲ
和ケルコト

二、蠱毒。木ヲ食フ蟲ノコトテ毒蟲ト云フ意義ノコト

意義 若シ軍人ニアリナカラ禮儀ヲ紊シ上ノ人ヲ敬モセス又下ノ者
ヲ愛シモセスシテ協同一致ヲシテ中良クシテ行クコトヲシナイ様
ニ成リマシタナレハ雷ニ之レハ軍隊ノ爲メニ毒蟲トナル許リテナ

ク國家ノ爲メニモ容シ難イ罪人トナルノテアリマス

第二十九 一、軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ

字解 一、武勇。武ケク勇シキ氣象ノコト

意義 軍人ハ武ク勇マシキ氣象ヲ尙トハネハナリマセヌ

第三十 夫武勇ハ我國ニテハ古ヨリイトモ貴ヘル所ナレハ我國ノ臣民
タランモノ武勇ナクテハ叶フマシ況シテ軍人ハ戰ニ臨ミ敵ニ當ルノ
職ナレハ片時モ武勇ヲ忘レテヨカルヘキ

意義 一體武勇ト云フコトニ就テハ我カ日本ノ國ニ於テハ昔カラ大
和魂ト稱シテ最モ貴ンテ居ルトコロノモノテアリマス故我カ國ノ
臣民タルモノハ皆此ノ武勇ノ心掛ケカナクテハナリマセン況シテ
軍人ハ戰力起ツタナレハ直チニ敵ニ當リ勝敗ヲ争フトコロノ職分
ヲ持テ居ルモノテアリマス故寸時タリトモ此ノ武勇ノ心掛ヲ忘レ
テハナリマセヌ

第三十一 サハアレ武勇ニハ大勇アリ小勇アリテ同シカラス血氣ニハ

ヤリテ粗暴ノ振舞ナトセンハ武勇トハ謂ヒ難シ軍人タランモノハ常ニ能ク義理ヲ辨ヘ能ク膽力ヲ練リ思慮ヲ殫シテ事ヲ謀ルヘシ小敵タリトモ侮ラス大敵タリトモ恐レス己カ武職ヲ盡サンコソ誠ノ大勇ニコソアレ

字解

- 一、大勇。何事ニ出會フテモ能ク物事ヲ辨ヘテ驚イタリ擾イタリセス能ク事ヲ沈着シテ爲シ遂ケル真ノ勇氣ノコト
- 二、小勇。向フ見ステ唯元氣ニマカセテ人ト好ンテ争ヒ事ヲスル真ノ勇氣テナイモノ、コト
- 三、血氣。若カ氣ノ上部許リノ元氣ノコト
- 四、義理。義務ト道理ノコト

意義 然シナカラ武勇ノ内ニハ大勇モアリ又小勇モアリマシテ同一テハアリマセン若氣ノ元氣ニマカセテ亂暴ノ行ヒナトヲシマスモノハ真ノ勇氣ト云フコトハ出來ナイノテアリマス其レ故軍人タル

者ハ常ニ能ク義務ト道理トヲ辨ヘマシテ事ニ逆ハス能ク膽力ヲ練テ物ニ動カス又能ク思慮ヲ殫シマシテ何事モ謀リマシテ戰ニ臨ミマシタ時ニハ小敵テアツテモ少シモ侮ルコトヲセス又其レカ大敵テアツテモ恐レルコトヲセス唯々自己ノ軍人タル職分ヲ盡シマスノカ誠ノ勇氣ト云フノテアリマス

第三十二

サレハ武勇ヲ尙フモノハ常々人ニ接ルニハ溫和ヲ第一トシ諸人ノ愛敬ヲ得ムト心掛ケヨ由ナキ勇ヲ好ミテ猛威ヲ振ヒタラハ果ハ世人モ忌嫌ヒテ豺狼ナトノ如ク思ヒナム心スヘキコトニコソ

字解

- 一、溫和。オトナシイコト
- 二、愛敬。人ニ喜ハレタリ尊ハレルコト
- 三、猛威。由ナキ勇氣ノコトテ事ノ良シ惡シヤ禮儀ナトハ少シモナク唯争鬪ナトヲ好ム亂暴ノ振舞ノコト

意義 其レ故ニ武勇ヲ尙ヒマスモノハ平常カラ人ト交リマスノニハ

溫和ヲ以テ第一トシ世ノ人カラ愛サレ尊ハレル様ニ心掛ケネハナ
リマセン唯無暗ニ勇氣ヲ好ミマシテ亂暴ナ行ヒヲシマシタナレハ
遂ニハ世ノ中ノ人カラ忌ミ嫌ハレマシテ山犬ヤ狼ノ様ニ惡マル、
様ニナルノテアリマス故ニ能ク心得テ慎マネハナリマセヌ

第三十三

一、軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ

字解 一、信義。信實ト義理ノコト

意義 軍人ハ信實ト義理ト云フコトヲ大切ニセネハナリマセヌ

第三十四

凡信義ヲ守ルコト常ノ道ニハアレトワキテ軍人ハ信義ナク
テハ一日モ隊伍ノ中ニ交リテアラシクコト難カルヘシ信トハ己カ言ヲ
踐行ヒ義トハワカ分ヲ盡スヲ云フナリ

字解 一、隊伍。隊ヲ伍ンタコトテ即隊列ノコト

意義 凡ソ信義ノ道ヲ守リマスコトハ五ツノ道ノ一ツテ平常行フヘ
キ道テハアリマスカ取り分ケテ軍人ト云フモノハ信義ノ心掛ケカ
ナクテハ一日タリトモ隊列ノ中ニ交ツテ居ルコトハ困難テアリマ

ス信ト云ヒマスノハ自分カ云フタ事ヲ正シク實行シテ行クコトテ
義ト云フコトハ自分ノ職分ヲ盡スコトヲ云フノテアリマス

第三十五

サレハ信義ヲ盡サント思ハ、始メヨリ其事ノ成シ得ヘキカ
得ヘカラサルカラ審ニ思考スヘシ臆氣ナル事ヲ假初メニ諾ヒテヨシ
ナキ關係ヲ結ヒ後ニ至リテ信義ヲ立テントスレハ進退谷マリテ身ノ
措キ所ニ苦ムコトアリ悔ユトモ其詮ナシ

字解 一、臆氣。判然シナイ良イ加減ノコト

意義 其レ故ニ信義ヲ盡サント思フタナレハ約束ヲスルノニ當ツテ
能ク其ノ約束スルコトカ成シ遂ケラル、事カ成シ遂ケラレナイコ
トカラ判然ト考ヘルノカ肝要テアリマス先ノ分ラヌ事ヲ前後ノ考
ヘモナク唯良イ加減ニ諾ヒテ無益ナ關係ヲ結ヒマシタ後ニナリマ
シテ信義ヲ立テヨウトシマスレハ其レモ出來ス又其ノ約束ニ背ヒ
テ信義ヲ失フコトモ出來ス遂ニハ進退谷ツテ其ノ身ノ置キ場所ニ
苦シミマシテ始メニ約束ヲシナケレハ良カツタト悔エルコトカア

リマスカ最早ヤ斯クナツテハ致シ方ノナイコトデアリマス

第三十六

始ニ能々事ノ順逆ヲ辨ヘ理非ヲ考ヘ其言ハ所詮踐ムヘカスト
ト知り其義ハトテモ守ルヘカラスト悟リナハ速ニ止ルコソヨケレ

意義

始メニ於テ相談ヲ受ケタトキニ能ク其ノ事柄ノ順當ノコトデア
ルカ逆ノコトデアルカヲ辨別ヲシ又道理デアルカ理テナイカラ
思考シ其ノ言ハトテモ踐ミ行フコトハ出來ナイト知り又其ノ義ハ
トテモ守ルコトカ出來ナイト悟ツタナレハ速ニ思ヒ止マツテ約束
ヲシナイノカ良イノデアリマス

第三十七

古ヨリ小節ノ信義ヲ立ントテ大綱ノ順逆ヲ誤リ或ハ公道ノ
理非ニ踏迷ヒテ私情ノ信義ヲ守リアタラ英雄豪傑トモカ禍ニ遭ヒ身
ヲ滅シ屍ノ上ノ汚名ヲ後世ニマテ遺セルコト其例尠ナカラヌモノヲ
深ク警メテヤハアルヘキ

字解

一、小節。私情ノ信義ヲ盡スコト

二、大綱。人ノ大綱ノコトニテ君國父母ニ盡スヘキ忠ト孝ノコト
三、公道。人々ノ相互ニ行フヘキ常ノ道ノコト

意義

古カラ私情ノ信義ヲ盡サントシ恩ヲ受ケタ人ヤ朋友親族ナト
ヨリ頼マレタトテ其ノ恩愛ニ牽カサレ其ノ事カ道理ニ外レテ居ル
コトトハ知リナカラ之レヲ承知シテ信義ヲ盡サントシテ忠孝ノ順
道ヲ誤ツテ不忠不幸ノ道徳ニ踐ミ入り或ハ世ノ常ノ道ノ理非理ヲ
迂フテシマイ私情ノ信義ヲ守リマシテ其ノ爲メニ如何ニモ立派ナ
英雄ヤ豪傑ノ人々カ禍ヲ受ケテ身ヲ滅ホシ死シテ後ノ世マテモ惡
イ名ヲ遺シマシタ其ノ例ハ尠クハアリマセン故ニ深ク此ノ點ヲ警
メネハナリマセン

第三十八

一、軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ

字解

一、質素、何事モ飾ラスニ儉約ナルコト

第三十九

凡質素ヲ旨トセサレハ文弱ニ流レ輕薄ニ趨リ驕奢華麗ノ風

ヲ好ミ遂ニ貪汚ニ陥リテ志モ無下ニ賤クナリ節操モ武勇モ其甲斐ナク世人ニ爪ハシキセラルル迄ニ至リヌヘシ

字解

- 一、文弱。武ニ弱リ柔弱ノコト
- 二、輕薄。上部ハカリテ重厚テナイコト
- 三、驕奢華麗。衣、食、住ノ類ニ凡テ侈リヲスルコト
- 四、貪汚。慾カ多クテ猥リニ物ヲ貪リ名ヲ汚スコト

意義 凡ソ儉約ヲ主意トシナイトキニハ柔弱トナリ人情カ輕々シクナリ派手ナ風ヲ好ム様ニ爲リ終リニハ汚シキ心トナリマシテ又志モ下ツテ賤シクナリ國ノ爲メ報ユル節操モ敵ニ當ツテ必要ノ武勇モ皆失ツテ軍人トシテノ甲斐モナク世ノ中ノ人カラハ爪彈シテ笑ハル、様ニナルノテアリマス

第四十 其身生涯ノ不幸ナリト云フモ中々愚ナリ此風一タヒ軍人ノ間ニ起リテハ彼傳染病ノ如ク蔓延シ士風モ兵氣モ頓ニ衰ヘヌヘキコト

明ナリ

字解

- 一、士風。武勇ノ氣風ノコト
- 二、兵氣。兵ノ氣力ノコト

意義 其ノ身ノ一生涯ノ不幸ト云フ位イニテハ中々相濟ミマセヌ此ノ驕奢華美ノ惡イ風儀カ一度タリトモ軍人仲間ニ起リマシタトキニハ恰度傳染病カ一人カラ段々ト何百千人モ移ツテ行キマス通りニ廣カリマシテ武勇ノ氣風モ兵ノ氣力モ俄ニ衰ヘルコトハ明カナコトテアリマス

第四十一 朕深ク之ヲ懼レテ曩ニ免黜條例ヲ施行シ略此事ヲ誠メ置キツレト猶其惡習ノ出シコトヲ憂ヒテ心安カラネハ故ニ又之ヲ訓ユルソカシ汝等軍人ユメ此訓誠ヲ等閑ニナ思ヒソ

字解

- 一、免黜條例。惡事ヲ爲ス者ハ役ヲ止メサセ又ハ下ノ役ニ下ケタ

リスル規則ノコト

二、惡習。惡ルイ習慣ノコト

意義 明治天皇ハ深ク此ノ事ヲ御心配ニナツテ明治十年ノ二月ニ免黜條例ヲ實施サレ大略此ノ事ヲ誠メ置キマシタナレトモ猶ホ其ノ惡イ習慣ノ流行ヲスルコトヲ憂ヘ一日モ安心カ出來マセン故又此ノ勅ヲ下シテ誠戒ヲスルノテアリマス其レ故皆々軍人タルモノハカリソメニモ此ノ訓エヲナホサリニ思フテハナリマセヌ

第四十二

右ノ五箇條ハ軍人タランモノ暫クモ忽ニスヘカラスサテ之ヲ行ハンニハ一ノ誠心コソ大切ナレ抑此五ケ條ハ我軍人ノ精神ニシテ一ノ誠心ハ又五ケ條ノ精神ナリ

字解

一、誠心。偽ノナキ飾リ氣ノナイ心ノコト

二、五箇條。忠節、禮儀、武勇、信義、質素ノコト

意義 右ニ述ヘマシタ五ツノ箇條ハ軍人タル者ノ少シノ間タリトモ

之レヲ安ク行フコトヲ忘レテハナリマセン其レテ此ノ五ツノ箇條ヲ守リ行フテ行キマスノニハ一ツノ誠心カ大事テアリマス抑モ此ノ五ツノ忠節、禮儀、武勇、信義、質素ナル箇條ニ就テノ御訓ハ我カ軍人タル者ノ備フヘキ精神テアツテ一ツノ誠心ハ之レヲ失フタナレハ此ノ五ケ條ヲ行フテ行クコトカ出來マセン故即チ五ケ條ノ精神テアリマス

第四十三

心誠ナラサレハ如何ナル嘉言モ善行モ皆ウハヘノ裝飾ニテ何ノ用ニカハ立ツヘキ心タニ誠アレハ何事モ成ルモノソカシ況シテヤ此五ケ條ハ天地ノ公道、人倫ノ常經ナリ行ヒ易ク守リ易シ

字解

一、嘉言。良イ言葉ノコト

二、善行。良イ行爲ノコト

三、天地ノ公道。世ノ中ノ公ノ道ノコトニテ此ノ五ケ條ハ我國ノミテナク何レノ國ニ於テモ軍人タル者ノ守ラネハナラヌ道テア

ル故ニ之レヲ天地ノ公道ト云フコト

四、人倫ノ常經。人タル者ノ踏ミ行フヘキ當然ノ道ノコトテ人ニハ君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友、ノ五倫カアツテ軍人カ天皇陛下ニ忠義ヲ盡スノハ其ノ内ノ道テアル故ニ人倫ノ常經ト云フコト

意義 心ニ誠カ有マセンテシタナレハ如何ナル嘉イ言葉モ如何ナル善イ行ヒモ皆ンナ上部ノ飾リ許リテアツテ、イサト云フ場合ニハ何ノ役ニモ立タナイノテアリマス若シ心ノ中ニ此ノ誠カ有マシタナレハ何事テモ成ラナイト云フモノハアリマセン況シテ此ノ五ヶ條ハ世ノ中ノ公ノ道テ又人ノ踏ミ行フヘキ常ノ道テアリマシテ之レヲ行フコトモ易ケレハ之レヲ守ルコトモ易イノテアリマス

第四十四 汝等軍人能ク朕カ訓ニ遵ヒテ此道ヲ守リ行ヒ國ニ報ユルノ務ヲ盡サハ日本國ノ蒼生舉リテ之ヲ悦ヒナン朕一人ノ懌ノミナランヤ

字解 一、此道。五箇條ノ道ノコト

意義 汝等軍人達カ能ク天皇陛下ノ御訓ヘニ遵ツテ此ノ五ヶ條ノ道ヲ守リ行ヒマシテ國ニ報ユル軍人トシテノ職務ヲ盡シマシタナレハ日本國ノ臣民達ハ皆殘ラス之レヲ悦フテアリマシヨウ唯ニ天皇陛下御一人ノ悦ヒノミテアリマセン

第三編 讀法ニ就テ

第一 兵隊ハ皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲メニ設ケ置カル、モノナレハ此兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スヘカラス

字解

- 一、皇威。天皇陛下ノ御威光ノコト
- 二、國家。日本ノ土地人民ノコト
- 三、兵員。兵隊ノ員數ノコト
- 意義 兵隊ト云フモノハ之レヲ統ヘ給フ天皇陛下ノ御威光ヲ世界ノ

萬國ニ輝カシ此ノ日本ノ土地人民ヲ護リ

一、皇室ノ安體ヲ謀リ

二、國內ノ靜穩ヲ期シ内亂等ノ起ツタ時ニハ人民ヲ害セヌ如クニ之レヲ討伐シ

三、外國ト戰端ヲ開キタル場合ニハ之レヲ征伐シテ屈伏サセル等ノ爲メニ設ケ置カレテアルモノ故此ノ兵隊ノ員數ニ加ハルモノハ堅ク左ニ述フル箇條ヲ能ク守ツテ決シテ背イテハナリマセシ

第二 第一條、誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルヘカラサル事

字解

一、不信。不正直ノコト

二、不忠。不忠義ノコト

意義 信實テ僞ノナイ誠ノ心ヲ第一トシテ天皇陛下ノ爲メニ忠義ヲ

盡シ不正直ヤ不忠義ノ行ヒカ在ツテハナラヌト云フ事テアル

第三 第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所爲アルヘカラサル事

字解

一、長上。自分ヨリ階級ノ上ノ人トカ又ハ同等テモ命令ヲスル權カノアル者ノコト

二、等輩。自分ト同階級ノ人ト又其レヨリ下級新參ノ者ヲ指シテ云ヘルコト

三、粗暴。言語動作ノ粗末テ亂暴ナコト

四、倨傲。人ヲ輕ンシテ自分ヲ誇リ高フルコト

意義 自分ヨリ上級ノ人々ニ對シテハ敬禮ヲ違ハヌ様ニナシ同階級ノ者ニハ信實ト義理トヲ盡シ合ヒ決シテ亂暴ナ手荒イ事ヤ高フツタリスル行ヒカ在ツテハナラヌト云フコトテアル

第四 第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直チニ之ニ服從シ抗

抵干犯ノ所爲アルヘカラサルコト

字解

- 一、命令。上官ヨリノ言ヒ付ケノコト
- 二、服従。下級ノ者カ上級ノ者ニ對シテ其ノ命ニ服シ令ニ從フコトテ能ク目上ノ人ノ言ヒ付ケ通りニ爲ツテ自己ノ爲スヘキ務メヲ正シク盡スコト
- 三、抗抵干犯。長上ノ差圖ニ對シ其ノ良シ惡シヤ、直シイトカ正シクナイトカヲ論シ擾イテ之レニ抗ヒ犯ク行ヒヲ云フコト

意義 上官ヨリノ言ヒ付ケハ其ノ事柄カ

- 一、無理テアロウト
 - 二、難儀テアロウト
- 思フタトテ何事ニ依ラス直ク様其ノ通りニ事ヲ行ヒ決シテ抗抵ヲシタリ犯シタリスル行ヒカ在ツテハナラヌト云フコトテアル

第五 第四條。膽勇ヲ尙ヒ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルヘカラサ

ルコト

字解

- 一、膽勇。大敵ヲ見テ少シモ懼レナイ勇マシキ氣象ノコト
- 二、軍務。軍隊ノ務メノコト
- 三。恐怯。凡テ何事ニ依ラス物ニ懼レルコトテ憶病ノコト
- 四、柔懦。武ニ弱イコトテ即チ柔弱ノコト

意義 武ク勇マシキ氣象ノ在コトヲ大切トシテ軍隊ノ務メヲ勉メ勵ミ憶病ヤ柔弱ノ行ヒカ在ツテハナラヌト云フコトテアル

第六 第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ争闘ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルヘカラサルコト

字解

- 一、血氣ノ小勇。若氣ノ元氣ニ逸リ前後ノ考ヘモナク唯猛威ヲ振フタリ少シノコトニ直キ怒ツテ亂暴ヲスルコト
- 二、争闘。人ト喧嘩口論シタリ毆打創傷ヲシタリスルコト

三、侮慢。人ヲ輕ンシタリ賤ンタリスルコト
四、厭忌。人カラ厭ヒ嫌ハル、コト

意義 若氣ノ元氣ニマカシテ前後ノ思慮モナク無暗ニ人ト争ヒ事ヲ好ミ世間ノ人達ヲ馬鹿ニシテ世ノ中ノ人カラ嫌ワル、様ナ行ヒカ在ツテハナラヌコトテアル

第七 第六條 道德ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱等ニ流ル、ノ所爲アルヘカラサルコト

字解

一、道德。世ノ中ノ善キ行ヒノコトテ惡心ヲ去リ善心ヲ務メ品行ヲ良クスルコト

二、浮華。衣食住ニ就テ飽キタリ奢ツタリスルコト

三、文弱。柔弱ナルコト

意義 世ノ中ノ良キ道ヲ踐ミ行ヒ何事モ儉約スルノヲ第一トシ飾ツタリ奢ツタリ柔弱ナトニ成ル様ナ行ヒカ在ツテハナラヌコトテアル

ル

第八 第七條 名譽ヲ尙ヒ廉耻ヲ重ンシ賤劣貪汚ノ所爲アルヘカラサルコト

字解

一、名譽。良キ世評ヲ得ルコトニテ自分ノ本分ヲ完全ニ盡シテ其ノ良心ヲ満足サセ尙ホ他人ヨリ尊敬ヲ受クルノテ

1、品行ヲ正シクシテ勤務ヤ演習ヲ勵ンテ褒賞ヲ得タリ

2、勳功ヲ建テ、勳章ヲ賜ハツタリ
スルコトハ凡テ名譽テアルコト

二、廉耻。心カ清ク潔カテアツテ耻ヲ耻シト知ルコト

三、賤劣。名譽ナトノ感念ハ更ニナク志カ卑ク下ツテ賤シイコト

四、貪汚。人ノ物ヲ猥リニ貪ツタリ惡ルイ行ヒヲシテ名ヲ汚シタリスルコト

意義 善キ評判ヲ受ケルコトヲ大切ナリトシ耻スヘキ事ヲ耻ト知り

賤シイ汚ラハシイ行ヒカ在ツテハナラヌコトテアル

第九 以上掲クル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス獨其身現在ノ耻辱ノミナラサルナリ

字解

- 一、法律規則。普通ノ刑法ト陸海軍刑法ノ重罪ヤ輕罪違警罪ト其ノ外各省縣郡ノ布達、鐵道、郵便、公園地、銃獵等ノ規則ノコト
 - 二、父祖。父ヤ先祖ノコト
 - 三、家聲。家ノ名前ノコト
- 以上第一ヨリ第七條マテニ書キ舉ケタトコロノ罪ノ外ニ法律ヤ規則ニ背キマシテ刑罰ヲ受ケマシタナレハ父ヤ先祖ニ耻辱ヲ與ヘ家ノ名前ヲ汚コシ惡イ評判ヲ後ノ世マテモ殘シマスモノテアツテ獨リ自己カ此ノ世ニ於テ人カラ現在ニ受ケル耻辱ハカリテハナイノテアルト云フコトテアル

第十 况ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ剝奪セラレ世ニ立チ人

ニ接ルモ總テ對等ノ權利ヲ得サルニ於テオヤ

字解

- 一、重罪。普通刑法ト陸海軍刑法トニ云フ
 - 1、終身ノ無期徒刑
 - 2、十一年以上十五年以下ノ有期徒刑
 - 3、終身ノ無期流刑
 - 4、十二年以上十五年以下ノ有期徒刑
 - 5、九年以上十一年以下ノ重禁獄
 - 6、六年以上八年以下ノ輕禁獄
- ノコト

二、公權。日本ノ國民タルモノ、特ニ持ツテ居ル權利ノコトテ

- 1、府會ヤ縣會ノ議員ヲ選ンタリ選ラハレタリスル權利
- 2、郡長ヤ市長ヤ村長ヲ選ンタリ又自分カ選ハレタリスル權利

- 3、官吏トナル權利
- 4、年金ヤ位記ヤ恩給等ヲ有スル權利
- 5、兵籍ニ入ル權利
- 6、裁判所ニテ證人トナル權利
- 7、後見人トナル權利
- 8、分散者ノ管理人トナリ又會社ヤ共有財産ヲ管理スル權利
- 9、學校長及教師ヤ學監トナル權利

ノコト
 意義 其ノ上重罪ノ刑ニ處セラレタナレハ各人カ名々天カラ授カツ
 タ日本ノ國民トシテノ公權ヲ取り上ケラレ世ニ出テ、人ト交際ヲ
 スルニモ凡テ人並ノ權利ヲ得ルコトカ出來ナイ様ニナルト云フコ
 トデアアル

第十一 名譽ヲ尙トヒ廉耻ヲ重ンスルノ軍人ニ在テハ殊ニ戒慎ヲ加ヘ
 サルヘカラス就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メニ特ニ設

ケラル、モノタルヲ以テ其刑モ亦頗ル嚴ナリ
 字解 一、陸軍刑法。陸軍ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之レヲ適用ヲス
 ルノテ其ノ罪ハ

- 1、叛亂ノ罪
- 2、擅權ノ罪
- 3、辱職ノ罪
- 4、抗命ノ罪
- 5、暴行脅迫ノ罪
- 6、侮辱ノ罪
- 7、逃亡ノ罪
- 8、軍用物損壞ノ罪
- 9、掠奪ノ罪
- 10、俘虜ニ關スル罪
- 11、違令ノ罪

等ヲ云フコト

意義 名譽ヲ主トシテ耻ヲ知ルトコロノ軍人ニ在リマシテハ殊更ニ戒メ慎マネハナリマセヌ取リ分ケ陸軍刑法ニ於テハ陸軍ノ軍隊ニ害ヲ及ホス者ヲ懲シマス爲メニ特別ニ設ケラレマシタモノテアリマス故ニ其ノ刑モ普通ノ刑法ニ比ヘマスレハ頗ル嚴重テアリマス

第十二 軍人ニシテ之ヲ犯セハ管ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス遂ニハ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒飾シ決シテ違背スヘカラサルモノナリ

字解

- 一、本分。職分ノコト
- 二、軍隊ノ安寧。軍隊カ一致協力ヲシテ靜穩ナルコト
- 三、世人ノ信用。世ノ中ノ人カラ軍人ハ我國家ヲ守ルモノテアルト云フ信賴ノコト
- 四、陸軍ノ榮譽。陸軍トシテ天皇陛下ノ御威光ヲ輝スヘキ榮ヘアル

ル譽ノコト

意義 軍人テ有ナカラ若シモ此ノ刑法ニ觸レル様ナコトヲシタナレハ唯其ノ職分ヲ誤リマシテ其ノ犯罪者ノ爲メニ軍隊ノ靜穩ヲ妨害スルノミテナク遂ニハ世ノ中ノ人達カラ信用ヲ失ヒ陸軍トシテノ榮譽ヲ汚シマス等其ノ罪責ハ殊更ニ重イモノテアリマス故ニ平常カラ能ク戒メマシテ讀法ノ箇條ヲ守リ法律ニ違ツタリ規則ヲ犯シタリスルコトヲシテハナラヌト云フコトテアル

第四編 軍隊内務書綱領ニ就テ

第一 綱領ナル意義ニ就テ

意義 綱ト云フモノハ大綱ノコトテ領ト云フノハ締メ括リノコトテアル其レテ之レヲ綱ニ例ヘテ云ヘハ其ノ大體ニ通レル大綱ト云フ意味テ内務書ノ中テ其ノ精神ニ屬シテ居ル緊要ノ事項ヲ一括シテ示シタモノヲ云フノテ本書ニ於テハ次ニ述フル

- 一、步兵操典ノ綱領
 - 二、騎兵操典ノ綱領
 - 三、野戰砲兵操典ノ綱領
 - 四、重砲兵操典ノ綱領
 - 五、輜重兵操典ノ綱領
 - 六、野外要務令ノ綱領
- 等ニ於テ綱領ナル意義ハ皆同一テアル

第二 兵營ハ艱苦ヲ共ニシ生死ヲ同フスル軍人ノ家庭ニシテ其ノ起居ノ間ニ於テ軍紀ニ慣熟セシメ軍人精神ヲ鍛練セシムルヲ以テ主要ナル目的トス

字解

- 一、兵營。軍人ノ起居ヲシテ居ル家ノコト
- 二、艱苦。艱難辛苦ノコトテ兵營内ニ於テ軍人精神ヲ養成スル爲メニ萬難ヲ排シテ力行シ其ノ身心ヲ努力シテ各種ノ事項ヲ鍛

練スル有様ヲ云フノテ決シテ無意味ニ艱苦缺乏ニ耐ヘサスル如キ殘忍ナ酷薄ナル意味テハナイノテアルコト

- 三、生死。生ニ就テハ意味ナク唯死ノコト
- 四、家庭。一ツノ家内ノコト
- 五、起居。軍人ノ家庭ノ中ニ於テノ

1、寢食ヲスルコト

2、應對ヲスルコト

3、勤務ヤ演習ヲスルコト

等凡テ行動ニ就テ云フモノテアルコト

六、軍紀。軍紀ハ軍隊成立ノ元テ有形無形ニ屬スル軍隊ノ法則ヲ云フノテ則チ軍事上ニ於ケル規律ヲ嚴肅ニ且確實ニ實行ヲシテ尙ホ上官ノ命令ニ服從ヲスルコトヲ云フノテアル其レテ其ノ力ト云フモノハ

1、實ニ大ナルモノテアリ

2、誠ニ高イモノテアリ
 3、智ヲ以テハ動カスコトハ出来ヌモノテアリ
 4、勇ヲ以テ破ルコトハ出来ナイモノテアル
 其レテ常ニ嚴然トシテ軍隊ヲ律シ軍隊ヲ統ヘ之レヲシテ有形ト無形トニ論ナク軍隊タルトコロノ眞價ヲ具ヘシムルモノテ軍隊ニ軍紀カ備ハツテ始メテ如何ナル活動ヲモ出来ル様ニナルモノテアルコト

七、軍人精神。勅諭ノ五ヶ條即忠節、禮儀、武勇、信義、質素ノ五美德ヲ能ク守ツテ之レヲ貫キ通スノニ此ノ五ヶ條ノ精神タル誠心ヲ以テスル心ノ謂テ換言ヲシタナレハ

1、誠心ノ誠ヲ發シ
 2、我カ建國ノ精神ニ基イテ忠勇義烈ニシテ一意君國ノ爲メニ絶對ニ獻身的ニ其ノ職ヲ盡ス
 所ノ精神テアツテ恰度軍人タル者ノ生命テアル其レテ之レカ備

ハツテ始メテ

1、困苦缺乏ニ堪ヘルコト
 2、危険ノ場合ニ當リ平然自若トシテ全力ヲ盡シ自己ノ任務ヲ遂行スルコト

3、耻ヲ知ルコト

4、名ヲ惜ムコト

5、命ヲ捨テ、義ヲ取ルコト

等カ出来ルノテアル今勅諭ノ五箇條ト軍人精神トニ關シテ知得スヘキ緊要ナル關係ハ

1、忠節ノ爲メニハ

(イ)至誠テアルコト

(ロ)獻身的テアルコト

(ハ)節義ヲ要スルコト

(ニ)奉公ノ念ヲ有スルコト

- (ホ)愛國ノ感念ヲ有スルコト
 - (ヘ)孝悌テアルコト
 - (ト)名譽ヲ尙フコト
 - (チ)廉耻ヲ重ニスルコト
 - (リ)義務心ニ富ムコト
 - (ヌ)自重スルコト
 - (ル)熱心テアルコト
 - (ヲ)勉勵ヲスルコト
 - (ワ)修學ヲスルコト
 - (カ)習技ニ勉ムルコト
 - (ヨ)衛生ヲ重ニスルコト
- 等カ必要テアツテ
- 2、禮儀ニ就テハ
- (イ)一致ヲ要スルコト

- (ロ)服役ノ道ヲ守ルコト
- (ハ)尊敬ヲスルコト
- (ニ)恭謙テアルコト
- (ホ)溫和テアルコト
- (ヘ)從順テアルコト
- (ト)寛仁ナルコト
- (チ)嚴格テアルコト
- (リ)慈愛ニ富ムコト
- (ヌ)同情心ヲ有スルコト
- (ル)威容ヲ備ヘテ居ルコト
- (ヲ)氣品ヲ備ヘテ居ルコト
- (ワ)態度カ備ハツテ居ルコト
- (カ)服裝ヲ正シクスルコト
- (ヨ)敬禮ヲ正シクスルコト

(タ)公德ヲ重ニスルコト
(レ)品性ヲ高尚ニスルコト
等カ必要テアツテ

3、武勇ニ就テハ

(イ)勇敢テナクテハナラヌコト
(ロ)剛毅テアルコト
(ハ)果斷テアルコト
(ニ)進取ニ富ンテ居ルコト
(ホ)克己心ヲ有スルコト
(ヘ)堅忍テアルコト
(ト)不撓テアルコト
(チ)節制テアルコト
等カ必要テアツテ

4、信義ニ就テハ

(イ)正直テアルコト
(ロ)公明テアルコト
(ハ)遵法テナクテハナラヌコト
(ニ)慎重テアルコト
(ホ)履行ヲ確カニスルコト
等カ必要テアツテ

5、質素ニ就テハ

(イ)節儉テアルコト
(ロ)質朴テアルコト
(ハ)高潔テアルコト
(ニ)清廉テアルコト

等カ常ニ必要テアルコトテアル

意義 兵營ハ艱難辛苦ヲ共ニシテ艱苦缺乏ニ耐ユル精神ヲ磨キ一致
團結ヲシテ君國ノ爲メニ武ヲ共ニスル軍人タル者ノ一ツノ家内テ

アリマシテ其ノ内ニ起居シテ居リマス間ニ於テ次第ニ軍隊ノ規則ニ慣レサセ漸次精神的團結ノ度ヲ高メ有事ノ際ニ當ツテハ其ノ家内ヲ擧ゲテ君國ノ爲メニ斃ル、ノヲ樂シム所ノ軍人精神ヲ鍛へ磨キ上ケルトコロテアル

第三 軍人克ク其精神ヲ鍛練ス故ニ身心ヲ君國ニ獻ケ職分ノ存スル所水火且辭セス

- 一、義ヲ重ンシ
 - 二、節ヲ尙ヒ
 - 三、耻ヲ知リ
 - 四、名ヲ惜ミ
- 死生ノ間ニ從容タリ
- 字解

- 一、身心。自分自身ノコト
- 二、君國。君トハ天皇陛下ノコトニシテ國トハ國家ノコト

三、職分。軍人トシテ自然ニ定マツテ居ルトコロノ職務上ノ資格ノコト

四、義。人ノ踏ムヘキ正シキ道ヲ行フノテ死スヘキ場合ニ立派ニ死スルコト

五、節。操ノコトテ非常大事ノ場合ニ際シテ人トシテ守ルヘキ所ヤ執ルヘキ所ヲ飽クマテモ變ヘヌコト

六、耻。心ニ耻スルコトテ誠心カ道義ニ違フノヲ許サヌコト

七、名。名譽ノコトテ良キ評判ヲ得ルコト

八、從容。平然トシテ驚イタリ擾イタリシナイ様子ノコト

意義 軍人トシテハ克ク此ノ軍人精神ヲ鍛へ磨キ上ケマス、其レ故ニ其ノ自己ノ身體ヲ君ノ爲メ國家ノ爲メニ捧ケ進メマシテ其ノ自分ノ職務上トシテ行ハネハナラヌ凡テノ事柄ハ其レカ水中テアロウカ火ノ中テアロウカ決シテ躊躇ヲスルコトハナク

- 二、節操ヲ大切ニシ變セス
- 三、耻スヘキコトヲ耻ト心得テ誠心ニ違フ如キ言葉ヤ行爲ヲ慎ミ
- 四、一時ノ名聲ヲ得ルノテナク其ノ名譽ノ赫々トシテ後ノ世マテモ傳ハルコトヲ心掛ケ

今ヤ君國ノ爲メニ其ノ身ノ死セントスルニ當ツテ憂恐ヲシ、落膽ヲシテ顔色ヲ變スル如キコトナク泰然自若トシテ居ルモノテアル

第四 此精神ヤ我國民ノ世世砥礪セシ所ノ精粹ニシテ國運ノ隆替、戰爭ノ勝敗一ニ其ノ消長ニ繫ルモノトス是ヲ以テ上官ハ演習勤務等ノ際ハ勿論坐臥寢食ノ際ニ於テモ細心注意シ部下ヲシテ其鍛練ニ餘念ナカラシムヘシ

字解

- 一、砥礪。研キ磨クコト
- 二、精粹。純粹ニシテ又無垢ナルコト
- 三、國運。國ノ運命ノコト

四、消長。國內ニ充實ヲシテ居ルヘキ軍人精神ナルモノ、振否ノコト

意義 此ノ軍人精神ト云フモノハ即チ我カ日本ノ國民カ建國以來切嗟琢磨ノ功ヲ積ンテ磨キ上ケマシタコロノ純粹無垢ノモノテアツテ

- 一、國ノ運命ノ盛ンニナルノトナラヌノト
 - 二、戰爭ニ於ケル勝チ敗ケ
- ハ凡テ此ノ精神ノ國內ニ充實ヲシテ居ルト居ラナイノトニ關係ヲ有シテ居ルモノテアル其レテアルカラシテ上官タルモノハ演習ノトキヤ勤務ヲ行フテ居ルトキハ尙更ノコトテ例ヘ室内ニ歸ツテ一
- 致團樂シテ坐シタリ寢タリ食事ヲシタリスル時ニ於テスラ極ク念ヲ入レテ注意ヲシ部下ノモノヲシテ其ノ軍人精神ヲ研キ磨キ上ケルコトヲ専心心掛ケサスル様ニセネハナラヌノテアル

第五 蓋シ精神教育ハ此精神ヲ以テ教育スルヲ得ヘシ而テ其教育ノ任

ニ騰ルモノヲ將校トス即將校ハ

- 一、軍人精神ノ淵源ニシテ
- 二、一國元氣ノ樞軸ナリ

其教育薰陶ニ依リ國軍ノ精神ヲ最高度ニ發揚スルコト必要ナリ

字解

- 一、淵源。其ノ源ノコトヲ發源ノ場所ノコト
- 二、元氣。國家ノ根本的ノ勢力ノコト
- 三、樞軸。最モ大切ナ軸ノコトヲ國家ノ根抵ノコト
- 四、薰陶。德義ニヨツテ諄々ト人ヲ教化スルコト
- 五、國軍。軍隊ノコト
- 六、最高度。軍人精神ニ就テ述ヘタコトヲ軍人精神ヲシテ全ク君國ノ精神ニ一致ヲシ一意専心身心ヲ君國ニ捧ケテ有事ノ日ニ欣然トシテ國事ニ斃ル、ノヲ樂シムニ至ル程度ノコト

意義 然シナカラ此ノ軍人精神ノ教育法ハ唯教育者カ其ノ精神ヲ以

テ教育ヲシテ得ルノミテアル其レテ此ノ軍人精神涵養ノ任ニ當ツテ教育ヲ行フモノハ將校テアル之レニ依テ即チ將校タルモノハ

- 一、軍人精神ナルモノ、發源場テアツテ
- 二、一ツノ國家ノ根本的ノ勢力ヲ維持シ増進ヲスル爲メノ大切ナル根抵テアル

其ノ將校ノ眞摯ナル軍人精神ヲ以テスル教育ト教化トニ因ツテ軍隊全隊ニ之レヲ普及シ此ノ精神ヲ極度ノ最高點ニ達シサセ一端事アルニ當ツテハ

- 一、至誠ヲ發起シ
 - 二、下タルモノハ上ヲ敬シ
 - 三、上タルモノハ下ヲ憐ミ
 - 四、其ノ軍紀ハ肅然トシ
 - 五、其ノ隊伍ハ整正トシ
- テ一糸亂レサル精鍊無比ノ軍隊ヲ養成スルコトカ必要テアル

第六 軍紀ハ軍隊成立ノ大本ナリ故ニ軍隊ハ必ス常ニ軍紀ノ振作ヲ要ス

- 一、將校ト下士卒トヲ問ハス
- 二、時ト所トヲ論セス
- 三、上官ノ命令ニ服從シ
- 四、法規ヲ恪守シ
- 五、熱誠以テ軍務ニ努力ス之レヲ軍紀振作ノ實證トス

字解

- 一、成立。成リ立チノコト
- 二、大本。基礎ノコト
- 三、振作。振ヒ起スコト
- 四、命令。官職ヲ以テスル指シ示シノコト
- 五、服從。誠心ヨリ命ニ服シ令ニ從フコト

- 六、法規。軍隊ニ存スル一切ノ法令ヤ規則ノコト
- 七、恪守。小心翼々トシテ一心ニ法規ヲ守ルコト
- 八、熱誠。熱心ノコト
- 九、軍務。軍隊ノ務メノコト

意義 軍紀ハ軍隊カ成リ立ツ基礎テアル其レ故ニ軍隊ニハ必ス之ノ軍紀ヲ振ヒ起スコトカ必要テアル

- 一、將校タルト下士卒タルトニ關係ナク
 - 二、何レノ時テアロウカ何レノ場所テアロウカ其レニハ論ナク
 - 三、上官ノ命ニハ服シ令ニハ能ク從ヒ
 - 四、軍隊ニ存スル殘ラスノ法令ヤ規則ヲ一心ニ慎シテ遵守ヲシ
 - 五、熱心ト誠トヲ以テ軍隊ノ務メニ力ヲ盡シマス
- 以上述ヘタ凡テノ事ハ其ノ身心ヲ君國ニ捧ケテ熱誠ヲ以テ其ノ職務ヲ盡スコトデ軍隊ハ
- 一、之レニ依ツテ眞ノ活動ノ有様ヲ呈シ

二、其ノ紀律カ總テ嚴正トナリ
 三、其ノ秩序ハ整齊トナリ
 四、上下ハ能一致協力ヲシテ團結カ強固トナリ
 五、全般ハ指揮官ノ意圖ニ從ツテ整正確實ニ動作ヲ爲シ以テ軍隊タルトコロノ眞價ヲ發揮スルコトカ出來ルモノテ斯クナツテ即チ軍隊ニ軍紀カ振ヒ起ツタトコロノ實際ノ證據テアル

第七 而テ服從ハ軍紀ヲ維持スルノ要道タリ上官ト部下トノ間ニ於テ絶對ニ之ヲ勵行シ慣習遂ニ其性ヲ成スニ至ラシムルヲ要ス

字解

- 一、要道。緊要ナル道ノコト
- 二、絶對。極點ノコト
- 三、慣習。習慣即チナラハシノコト

意義 其レテ服從ト云フコトハ軍紀ヲ保ツテ行キマスノニ極ク必要ノ道テアル其レ故上官ト部下ノ間柄ニ於テハ部下カ上官ノ命ニ服

シ令ニ從フト云フコトヲ極力極點ニ達スルマテ實行ヲシ鍛鍊ヲシテ遂ニ其ノ習慣カ付イテシマウ様ニスルコトカ必要テアルト云フコトテアル

第八 其他軍人一般ニ其階級及新古ノ順序ニ從ヒ服從ノ道ヲ守リ恭謙柔順以テ全軍ノ秩序ヲシテ整然タラシメサルヘカラス

字解

- 一、恭謙。恭ハ敬ヒ慎ムコトテ謙ハ「ヘリ下ル」ノコトテアル即チ自ラ慾望ヲ制シテ己レヲ維持スル徳ノコト
- 二、柔順。柔トハヤサシイコトテ順トハ正シキ道ニ從フコトテ即チ能ク從フヘキ道ニ從フ「スナホ」ノコト
- 三、秩序。上下ノ區別カ能ク整フテ總テノ事カ規則正シク行ハル、コト

意義 其ノ外軍人ハ一般ニ其ノ階級ノ上テアルノト下テアルノト又其ノ階級カ同シテモ其ノ新參ナノト古參ナノトノ順序ニ依リマシ

テ階級ノ下ノ者ハ上ノ者ニ又新參ノ者ハ古參ノ者ニ對シマシテ總
テ服從ノ道ヲ守リ「ヘリ下ツテ」スナホニシテ軍隊ニ隊ノ秩序ヲ
シテ整正嚴然トサセネハナラヌト云フコトデアル

第九 蓋シ服從ハ下級者ノ

- 一、忠實ナル義務心ト
- 二、崇高ナル德義心ト
- ニ依リ軍紀ノ必要ヲ覺知シタル觀念ニ基キ上官ノ
- 一、正當ナル命令
- 二、周到ナル監督
- 三、及其感化力

ト相待テ能ク其目的ヲ達シ衷心ヨリ出テテ形體ニ現レ遂ニ彈丸雨飛
ノ間ニ於テ甘ンシテ身命ヲ上官ニ致シ一意其指揮ニ從フニ至ルモノ
トス

字解

- 一、義務心。國家ニ對シテ盡スヘキ道ヲ盡ス心ノコト
 - 二、崇高。神聖尊嚴ノ度ノ高キコト
 - 三、德義心。道德ヲ行フ義理合テアツテ人民トシテ行フヘキトコ
ロヲ行フ心ノコト
 - 四、觀念。何か或ル事ヲ其ノ心ニ覺リ知ツタコト
 - 五、周到。至レリ盡セリト云フコトテ能ク行キ届イテ居ルコト
 - 六、監督。見張リヲシテ勵マシ導クコト
 - 七、感化力。人ノ心ヲ感シ動カストコロノ力ノコト
 - 八、衷心。心ノ底ノコトテ精神ノコト
 - 九、形體。心ノ發現シタコトテ言語ヤ動作ノコト
- 意義 然シ服從ト云フモノハ下級ノ者ノ

- 一、帝國ノ臣民トシテ國家ニ對シテ必ス盡サネハナラヌ道ヲ盡
心ト
- 二、尊トク高イ德義心ト

ニ依リマシテ軍紀ノ必要ナルコトヲ覺リ知リマシタ觀念ヲ基トシ之レニ上官ノ

一、正當ナル命令ト

二、能ク行キ届イタ監視監督ト

三、及其ノ人ノ心ヲ感動サスル力

トカ相ヒ結ヒ合サツテ始メテ能ク其ノ目的ヲ達スルモノテ其レカ心ノ底カラ出テ言語ヤ動作ノ上ニ現ハレテ遂ニ彈丸カ雨ノ如クニ飛ンテ來ル時ニ於テモ樂シク満足ヲシテ其ノ身命ヲ上官ニ委ネ任セ一意專心上官ノ指揮ニ從フ様ニナルモノテアル

第十

外形ノミノ服従ハ此際何等ノ價値ナキコトニ留意シ衷心誠實ニ之ヲ行ハシムルコトニ付テハ須臾モ懈ルコトアルヘカラス

字解

一、外形。見掛ケ即チ上部ノコト

意義 上部許リノ服従ハ何ノ「ネウチ」モ無イノミテナク却ツテ

一、軍紀ヲ紊シタリ

二、軍隊ノ活動力ヲ減殺シタリ

三、軍隊ニ於ケル一致團結ヲ損ナツタリ

四、身命ヲ甘ンシテ上官ニ致スコトカ出來ナクナツタリ
スル等ノ弊害ヲ生スルモノテアル故精神カラ眞實ニ此服従ヲ行セルコトニ付テハ暫クタリトモ懈ルコトカアツテハナラヌノテアル

第十一 而テ其ノ最良ナル方法ハ上官先ツ

一、自ラ諸法則ヲ遵奉シ

二、禮儀ヲ正シクシ

三、服従ノ道ヲ守リ

以テ模範ヲ垂ルルニ在ルコトヲ忘ルヘカラス
字解

一、諸法則。色々ノ法令ヤ規則ノコト

二、模範。手本ノコト

意義 ソレテ心カラ此ノ服従ノ道ヲ守ラセマス爲メニ最モ良イト

ロノ方法ハ上官タルモノカ先ツサキニ
 一、自分カラ軍隊ノ色々ノ法令ヤ規則ヲ遵奉シ
 二、敬禮ヤ行儀ヲ正シクシ
 三、服従ノ道ヲ正シク守リ
 斯クシテ其ノ手本ヲ示シテヤルコトカ最モ良イモノデアルト云フ
 コトヲ忘レテハナラヌト云フコトデアル

第十二 各職員ノ勤務服行ニ付テハ事事

一、軍隊設立ノ要義ト

二、戦時ノ必要ト

ニ稽ヘ獨立其責ニ任シ且相互ノ聯絡ヲ失ハスシテ迅速確實ニ事件ヲ
 處理シ苟モ澁滞アルヘカラス

字解

一、勤務。爲スヘキ務メノコト

二、服行。服シ行フコトテ實行ヲスルコト

三、設立ノ要義。軍隊ヲ設ケタル必要ノ意義ヲ皇威ヲ發揚シ國家
 ヲ保護スル爲メニ設ケタコト

四、聯絡。連繫ノコトテ一方ト他ノ方トヲ繋キ合セテカ不通ヤ不
 明ニセヌコト

五、事件。起ツタ或ル事柄ノコト

六、澁滞。滯コヲルコト

意義 各々職員達ノ勤務ノ實行ニ就イテハ事事物々何事何物ニ因ラ
 ス

一、軍隊カ設ケ立テラレタ理由ト

二、軍隊ノ事ハ凡テ一トシテ戦時ノ必要ニ關係ヲセヌモノハナイ
 モノ故平時ノコトテモ能ク戦時ニ於テノ必要トヲ願慮シ自己ノ
 責任ヲ以テ獨立ヲシテ業務ヲ服行シ尙相互ニ業務ノ連絡ヲ失ハ
 スシテ迅速ニ且確實ニ凡テノ事柄ヲ處理シ、カリソメニモ滞ル
 様ナコトカアツテハナラヌノデアル

第十三 其命令ヲ下シ報告ヲ受クルハ定時ノ會報ニ於テシ事ノ輕易ナルモノハ稍長キモノト雖勉メテ筆記ヲ用ヒスシテ口演シ一タヒ復唱シテ之ヲ會得セハ武士ノ面目ニ懸ケ必ス之ヲ遂行スルノ習慣ヲ養フヘシ

字解

- 一、報告。下級者ヨリ上級者ニ或ル事柄ヲ知ラスコト
- 二、會報。各職員カ命令ヤ報告ノ受授ヲスル爲メニ一所ニ會スルコト
- 三、筆記。書クコト
- 四、口演。言葉テ述フルコト
- 五、復唱。或ル事柄ヲ繰リ返シテ云フコト
- 六、面目。外聞ノコト
- 七、遂行。爲シ遂クルコト

意義 其ノ命令ヲ下シタリ報告ヲ受ケマスノハ、定マツテ居ル時ノ

會報ヲシテ事柄ノ輕イ平易ナモノハ稍々長イモノテモ成ルヘク筆記ヲセスニ言葉テ傳ヘル様ニシ其レテ一度傳ヘラレテ其ノ事柄ヲ復唱シテ承知ヲシタナレハ武士タルモノ、外聞ヲ恐レ必ス之レヲ爲シ遂クルトコロノ習慣ヲ養フノテアル

第十四 又迅速ニ諸命令ヲ傳達シ常ニ其實行ヲ監督シテ些少ト雖怠慢非違ヲ許サス部下ヲシテ上官ハ己レノ擁護者ナリトノ觀念ヲ懷カシムヘシ

字解

- 一、傳達。傳ヘルコト
 - 二、非違。實行ニ違フコト
 - 三、擁護者。守護ノ意味テ何事ニ係ラス一身ヲ護リ助クルコト
- 意義 又極ク速カニ色々ノ命令ヲ傳ヘル様ニシテ常ニ其ノ實行ヲ監督勵ヲシテ例令極ク少シノコトテアルトモ怠慢ヲシテ實行ニ違フコトヲ許サス部下ノ者ヲシテ上官ハ己レノ一身ニ就テ萬事護リ

助ケテ呉ル、モノテアルト云フ觀念ヲ懷カシムルノテアル斯クス
ルトキハ

- 一、軍隊ニ活氣ヲ呈シテ來ルモノテ
- 二、之レニ依テ服従カ眞實トナリ
- 三、之レニ依テ勤務カ活動ヲ呈シテ來ルモノテアル

第十五 凡ソ諸規則ハ其多カラシヨリハ單簡ニシテ服行ノ確實ナルヲ
貴フヘシ又單簡正確ニシテ平易ナル言語ヲ用フルハ戰爭ニ於テ極メ
テ必要ナリ故ニ平時ニ於テモ勤務間ハ勿論燕居ノ際ト雖此ノ軍人ノ
言語ニ慣レシムルヲ要ス

字解

- 一、平易。平ハ「タイラ」ナルコトヲ易ハ「ヤスイ」コト即チ「タヤ
スイ」コト
- 二、戰爭。一國カ他國ニ對シテ其ノ國是ヲ貫徹シ若クハ之レヲ保
持スル爲メニ用ウル最後ノ威力動作ノコト

三、燕居。用務ノナイ暇ノトキノコト

意義 凡ソ色々ノ規則ハ之レヲ多クスレハスル程益其ノ實行ヲ復雜
困難ニナラシムルモノテアル故ニ其ノ多數テアルノヨリハ簡單テ
其ノ凡テノ規則ノ實行カ確實テアルコトヲ大切ニスルノテアル又
戰爭ハ百事單簡ナノヲ主トスルモノ故言語ノ用ヒ方モ又常ニ此ノ
要旨ニ適セネハナラヌ其レテ

- 一、單簡ナ言語ハ時間ヲ節約シテ迅速ニ必要ナル行動ヲ服行スル
コトカ出來
 - 二、正確ナル言語ヲ用ユルトキハ其ノ精神ヲ現ハスノニ容易テア
ツテ實行ヲ確實ニスルコトカ出來
 - 三、平易ナル言語ヲ用ユルトキハ理解ヲ容易ニシテ誤謬ヲ減少ス
ルコトカ出來
- ルモノテアル故單簡正確テ且平易ナ言語ヲ用ユルノ戰爭ニ於テ極
メテ必要ノコトテアル、其レ故平常ノ時ニ於テモ勤務ニ服シテ居

ル間ハ勿論ノコト假令用事ナクテ閑散ノトキテアツテモ此ノ軍人
トシテ使用ヲスルノニ必要ナ言語ニ慣レサスルコトカ緊要テアル
第十六 以上ハ平時事務執行ノ要訣タルノミナラス亦事務ヲ進捗セシ
ムルノ捷徑ト爲ス

字解

- 一、事務。事柄事業及仕事ノコト
- 二、執行。執リ行フコトヲ即實行ヲスルコト
- 三、要訣。極ク大事カ秘訣ノコト
- 四、進捗。ハカトルコト
- 五、捷徑。近カ道ノコト

意義 以上ニ述ヘタ事ハ平時ノ場合ニ於テ諸種ノ事務ヲ履行スル爲
メノ極ク緊要ナ原則テアル許リテナク又其ノ事務ヲ進マセル爲メ
ノ第一早イ近カ道テアル

第十七 上官ハ隊中ニ在ルト否トヲ論セス其ノ言行總テ部下ノ儀表タ

ラサルヘカラス

字解

- 一、言行。言語ト行爲ノコトテ言葉ト行ヒノコト
- 二、儀表。威儀ノ整フタル手本ノコト

意義 上官タルモノハ其ノ一言一行ハ凡テ

- 一、事ノ輕重ナルトカ
- 二、場所ノ善惡ナルコトカ
- ニ關係ヲスルコトナク直チニ部下ヲ感化スルカヲ有スルモノテ又
有セネハナラヌモノテアル故ニ其ノ身ノ責任大ナルコトヲ考ヘ
テ

- 一、隊内ニ在ルトキタリトモ
- 二、自宅ノ内ニ在ルトキテアルトモ
- 三、野外ニ在ルトキテモ
- 四、散歩ヲシテ居ルトキテアルトモ

五、群集ノ中ニ在ルトキテモ
其ノ何レヲ論セス常ニ

一、上官タルトコロノ精神

二、上官タル態度

トヲ保ツテ其ノ言葉ヤ行ヒヲシテ凡テ部下ノ模範トナル如クニセ
ネハナラヌノテアル

第十八 故ニ上官ハ常ニ

一、氣品ヲ高尚ニシ

二、行狀ヲ端正ニシ

三、其態度服裝ヲ正クシ

四、篤貌ノ中自ラ威容ヲ存シ

以テ部下ヲシテ己レヲ敬愛セシムルコト猶ホ幼兒ノ其嚴父ニ於ケル
カ如クナラシムルヲ要ス

字解

一、氣品。品位ノコトテ其ノ心持ノ「ゲタカイ」コト

二、高尚。「シトヤカニスル」コト

三、行狀。身ノ行ヒノ様子ノコト

四、端正。真直クニ正シイコト

五、態度。身振リノコト

六、服裝。「ミナリ」ノコト

七、篤貌。信切ナ容貌ノコト

八、威容。嚴然トシタ立派ナル容體ノコト

九、敬愛。敬ヒ愛スルコトテ敬ヒノ内ニ愛ヲ含ンテ居ルコト

十、嚴父。父ノコト

意義 其レ故ニ上官タル者ハ常々カラ

一、心持チヲ高尚ニシ一意専心君國ノ爲メニ盡ス精神ヲ保持シテ

1、徳義ヲ正シク守リ

2、職務ヲ専心勉勵シ

3 如何ナル事物ニ會シテモ其ノ心中ニ常ニ愧シクナイ氣分ヲ有シ

二、身苟クモ德義ニ悖リテ品性ヲ失フニ至ツテハ直チニ其ノ氣品ノ賤劣テ軍人精神ノ完カラヌコトヲ現ハスモノテアル故其ノ行狀ヲ正シク眞直クニシ

三、態度ヤ服装ノ正シイコトハ威儀ヲ整ヘテ禮儀ヲ正シクスル上ニ就テ必要ノ事項テアル故其ノ身振りヤ身ナリヲ正シクシ

四、信切ナル容貌ノ内ニ自然ト侵スヘカラサル嚴然タル立派ナ容體ヲ備ヘ

以テ部下ノモノヲシテ自分ヲ敬マハセ、愛サセルコトハ恰度小兒カ其ノ父ヲ敬ヒ愛スル様ナ工合ニスルコトカ必要テアル

第十九 就中下士ハ常ニ兵卒ト起居ヲ共ニスルモノナルカ故ニ

一、其言動ノ兵卒ニ感染スルコト最モ甚シキ所以ト

二、百ノ訓誨ハ一ノ模範ニ如カサルコトト

ヲ考ヘ

字解

一、言動。言語ト動作ノコト

二、感染。「シミワタル」コト

三、訓誨。訓シ教ヘルコト

意義 取り分ケ下士タルモノハ常ニ兵卒ト起居ノ動作ヲ一所ニシテ居ルモノテアル故

一、其ノ下士ノスル言語ヤ動作カ直ク兵卒ニ感シ移ツテ其レニ「シミワタル」コトカ最モ甚タシイ事ト

二、百聞ハ一見ニ如カスト同シテ何回トナク訓誨ヲスルヨリハ一度之レニ手本ヲ示シテヤルノカ良イコトト

ヲ考ヘテト云フコトテアル

第二十 克己堅忍深ク其躬行ヲ慎ミ兵卒ニ接スルニハ

一、常ニ懇切公平ヲ旨トシ

二、而モ其身分ノ尊嚴ヲ保チ
以テ兵卒ヲシテ己レニ信賴セシムルコト猶ホ幼兒ノ其慈母ニ於ケル
カ如クナラシムルヲ要ス

字解

- 一、克己。己レノ利慾ヲ制スルコト
- 二、堅忍。耐ヘ忍フコト
- 三、躬行。其ノ身ノ行ヒノコト
- 四、公平。「ヘンバ」ノナイコト
- 五、尊嚴。威嚴ノコト
- 六、慈母。母ノコト

意義 己レノ利慾ヲ制シテ忍耐ヲシ深ク其ノ身ノ行ヒテ慎ミ兵卒ト
應對ヲスルノニハ

- 一、常ニ親切丁寧テ「ヘンバ」ノ無イノヲ主旨トナシ
- 二、其ノ上自己ノ身分ニ必要ナ威嚴ヲ保チ

斯クシテ兵卒ヲシテ自己ヲ頼リトサセルコトハ恰度小兒カ其ノ母
ヲ頼リトスル様ナ工合ニスルコトカ必要テアル

第二十一 壯丁ノ始メテ入營スルヤ生活状態ノ劇變ニ依リ頗ル其ノ心
性ヲ刺戟シテ鋭敏ナラシムルモノアリ

字解

- 一、壯丁。若イ者ノコト
- 二、入營。兵トシテ兵營ニ入ルコト
- 三、生活状態。家計向キノ様子ノコト
- 四、劇變。急ニ變ルコト
- 五、心性。心ノコト
- 六、刺戟。刺ス如キ感ヲ起サスルコト
- 七、鋭敏。鋭ク敏イコトテ「スバヤイ」コト

意義 若者カ始メテ入營ヲシマシタトキニハ其ノ兵營内ニ於テノ
生活ハ未タ我カ國ノ地方現時ノ風俗ヤ習慣ヤ服装ヤ言語等ノ凡テ

ニ於テ不規律テ不活潑ナ状態ヲ存シテ居ルノニ拘ラヌ軍隊ノ起居

- 一、規律ヲ嚴正ニスルコトヲ主トシ
 - 二、更ニ敏捷テ活潑ノ行動ヲ要求シ
- 言語ヤ服装等凡テ地方ノ風習ト異ナツテ居ルモノ故此ノ生活状態ノ急ノ變化ニ依ツテ其ノ壯丁ノ心ヲ刺戟シ其ノ神經ヲシテ鋭ク過敏トナラサスルコトカアルモノテアル

第二十二 故ニ上官ハ初メヨリ懇篤ニ之ヲ誘導シ漸次營内ノ起居ニ慣

レシメ遂ニ兵營生活ハ一舉一動各々規準スル所アリテ苟モ放肆偷安ヲ許サス

字解

- 一、一舉一動。手ヲ舉ケ足ヲ動かスコトテ「何事タリトモ」トノコト
- 二、規準。「ヨルトコロ」即チ理由ノコト

三、放肆。「シマリノナイ」コト

四、偷安。「一時逃レ」ヲスルコト

意義 其レ故ニ上官タル者ハ入營ノ當時ヨリ先ツ彼等ニ對シテ懇切叮嚀ニ軍隊ノ起居ノ有様ヲ説示ヲシテ其起居ニ關シテノ形式ト精神トヲ殘リナク單簡明瞭ニ會得ヲサスル爲メニ懇篤ニ之レヲ誘導シ段々ニ營内ニ於テノ起居ニ慣レサセテ遂ニ兵營ニ於ケル生活ハ事々物々何事何物ニ依ラス凡テ理由カアルモノテアツテ、決シテ「シマリ」ノナイ一時逃レノ事ヲスルノヲ許サナイノテアル

第二十三 些少ノ怠慢過失モ必ス上官ノ矯正ト督責トヲ免レサルコトヲ悟ラシメ以テ自然ニ品性ヲ謹嚴方正ナラシムルト同時ニ又諄諄之ヲ訓育シ

字解

- 一、過失。過チノコト
- 二、矯正。矯メ直スコト

- 三、督責。監督ヲサル、コト
 - 四、品性。意志ノ行爲ノコト
 - 五、謹嚴。謹ミカ深クテ嚴正ナルコト
 - 六、方正。正シイコト
 - 七、諄諄。教育ヲ行フニ當ツテ懇切ナル貌ノコト
- 意義 極ク僅カ許リノ怠慢ヤ過失テモ必ス上官ノ矯正ト督責トヲ免レナイコト即チ

一、上官ハ常ニ

- 1、軍人精神ニ鑑ミテ
 - 2、軍隊ノ紀律ニ從ツテ
- 容易ニ部下ノ過チヲ知ルコトカ出來ルモノテ尙
- 1、部下ノ者ヲ丁寧ニ教ヘ導ク伎倆ヲ有シ
 - 2、部下ノ者ノ行フ所ノ事柄ハ何事ニ依ラス之レヲ認知スルコトカ出來ルカヲ有シテ居ルモノテアルコトト

二、上官ハ常ニ時ト場所トニ論ナク部下ノ者ヲ監督スルノ無限ノカヲ有スルモノテ其ノ部下ノ凡テノ行爲動作ヲ詳知シテ公平ニ之レヲ賞罰シテ決シテ看過スルモノテハナイト云フコト

ヲ悟ラシメテ自然的ニ品性ヲ人カラ尊敬ヲシ愛慕ヲサル、様ナ謹嚴テ方正ナルモノトナスト同時ニ又諄々ト親切丁寧ニ之レヲ訓ヘ育テルト云フコトテアル

第二十四 明治十五年軍人ニ賜リタル

- 一、勅諭ノ御趣意ヲ銘肝セシメ
 - 二、我國體ノ萬國ニ冠絶セル所以ト聖朝御歷代ノ高德トヲ講話シ
 - 三、兼テ古今忠勇義烈ノ事蹟ヲ述ヘ
 - 四、又諸規則典範類ヲ説明シテ近世戦闘ノ性質ヲ知ラシメ
- 字解

- 一、勅諭。天皇陛下ヨリ吾々軍人ニ賜ハリタル御諭ノコト
- 二、趣意。述ヘラレテアル意義ノコト

- 三、銘肝。肝ニ銘スルコトヲ即忘レヌ様覺エテ置クコト
 - 四、國體。國ノ成リ立チノコト
 - 五、冠絶。拔ケ出テ、居ルコト
 - 六、聖朝。皇室ノコト
 - 七、高德。天皇陛下ノ御仁惠ノ洽キヲ云フコト
 - 八、講話。話シヲスルコト
 - 九、事蹟。實際ニ在ツタ事實即事柄ノコト
 - 十、諸規則典範。軍隊内務書ヤ衛戍勤務令ヤ操典類ヤ教範類ノコト
 - 十一、近世戦闘。近カ頃ノ戦サノコト
- 意義 明治十五年ニ天皇陛下カラ吾々軍人ニ賜ハリマシタ
- 一、勅諭ノ御趣意ヲ能ク心ニ刻ミ込ミ
 - 二、我カ日本ノ國ノ成リ立チカ他ノ外國ノ諸國ニ比ヘテ優ツテ拔ケ出テ居ルワケアイト皇室御代々ノ天皇ノ御仁惠ノ洽キコトヲ

能ク話シヲシ

三、尙ホ其レト共ニ古ヤ今ノ人々ノ忠勇義烈ノ行ヒヲシタ事實ヲ述ヘテヤリ

四、又諸規則類ヤ典範類ヲ説キ示シテ近頃ニ於ケル戦サノ有様ヲ知ルヨウニシ

ト云フコトデアル

第二十五 以テ戦争ノ勝利ハ

- 一、軍人精神充溢シ
 - 二、軍紀克ク行ハレ
 - 三、協同一致ノ觀念熾ニシテ
 - 四、勇往邁進スル
- 軍隊ニ歸スルモノナルコトヲ了解セシムヘシ
- 字解
- 一、充溢。一バイニ溢レルコト

二、協同一致。多クノモノカ互ニ心ヲ一ツニシテ一所ニ働クコト

テ即チ一致協力ヲスルコト

三、勇往。勇マシク進ミ出ルコト

四、邁進。面ヲモ振ラス進ムコト

意義 其レテ以テ戦争ノ勝利ト云フモノハ

一、軍人精神カーバイニ溢レテ居ツテ

二、軍紀カ正シク克ク行ハレ

三、一致協力ノ觀念カ勢ンテアツテ

四、勇マシク面モ振ラス前進ヲスル

軍隊ニ得ラル、モノテアルト云フコトヲ覺ヘ込マセルノテアル

第二十六 兵卒ハ一意専心上官ノ教訓ヲ迎ヘ

一、勅諭ノ御趣意ヲ遵奉シ

二、命令規則ヲ嚴守シ

三、諸勤務演習ニ勉勵シ

四、兵器ヲ尊重シ

五、馬ヲ愛護シ

六、官物ノ取扱ヲ丁寧ニシ

七、新參者ノ慈ミ

八、古參者ヲ敬ヒ

九、蔭日向ナク内務ノ規定ヲ守リ

十、上官ニ仕フルコト猶ホ父母ニ事フルカ如クシ

十一、衛生ヲ重ンシ

十二、筋骨ヲ鍛ヒ

十三、困苦缺乏ニ耐ノ

十四、百折不撓ノ心ヲ養ヒ

以テ軍人ノ面目ヲ完クスルコトヲ瞬時モ懈ルヘカラス

字解

一、一意専心。一生懸命ノコト

- 二、尊重。尊シテ大切ニスルコト
- 三、愛護。可愛カリ大切ニ保護シテヤルコト
- 四、官物。上カラ支給ヲサレル總テノ品物ノコト
- 五、筋骨。筋肉ヤ骨格ノコトテ即チ身體ノコト
- 六、百折不撓。物事ノ爲メニ屈シ撓マナイコト

意義 上官ハ兵卒ニ對シテハ家庭ニ於ケル父タリ母タル心懸ヲ以テ事々物々軍人精神ノ鍛練ヲスル職責ヲ以テ居ルモノ故兵卒タル者ハ一生懸命ニ誠心誠意ヲ以テ其ノ教訓ヲ遵奉シテ

- 一、天皇陛下ヨリ吾々軍人ニ賜リマシタ御諭シニ述ヘラレアル意義ヲ遵奉シ
- 二、命令ヤ規則ハ軍隊ノ行動ヲ律スル要素テアル故其ノ如何ナルモノテアルトモ嚴格ニ守リ
- 三、諸勤務ヤ演習ハ
 - 1 精神ト體力トノ鍛練ト

- 2、技藝ヤ業務ニ習熟ヲサスルノトノ目的ヲ有スルモノテ之レニ依ツテ
 - 1、身心ヲ君國ニ獻スル實ヲ明カニシ
 - 2、専心其ノ職ヲ盡シ有事ノ日悦ンテ國事ニ斃ル、ノヲ樂ムルニ至リ

軍人ノ本分ヲ完フスルコトカ出來ルモノ故常ニ之レヲ勉メ勵ミ

- 四、銃砲、刀劍、馬具、車輛等ノ兵器ハ
 - 1、平素ハ武技ノ用法ニ
 - 2、有事ノ際ハ忠節ノ實ヲ現ハス爲メニ
 必要ノ器具テアル故平素之レカ使用ヲ完フシテ手入ヤ保存等ニ缺クル所ナク之レヲ尊重シ
- 五、馬ハ活動ノ兵器テアツテ其ノ國家ニ貢獻ヲスルコトノ大ナルコトハ實ニ兵器ノ國家ニ對スルト同様テアル故ニ之レヲシテ其ノ調教ヤ保育ヲ完全ニシ其體力ト持久力トヲ完カラシムル爲メ

能ク愛シ保護ヲシ

- 六、官給ノ物品ハ其レカ雜巾トカ塵掃等ノ如キモノテアルトモ之レヲ粗暴ニ取扱ヒテ破損ヲシ又ハ紛失ヲシタリシタナレハ軍隊的家庭ノ經理ニ關係ヲスルノミテナク之レカ爲メニ紀律カ亂レテ軍隊ノ活動力ヲ減スル様ニナルモノ故能ク丁寧ニ取扱ヲシ
- 七、古參ノ者ハ新參ノ者ヲ可愛カリ
- 八、新參ノ者ハ古參ノ者ヲ敬ヒ
- 九、如何ナル事テモ其ノ輕重ヤ大小ヲ論セス誠心誠意ヲ以テ人ノ見テ居ル所ト見テ居ラヌ所トニ依ツテ陰日向ノ區別ヲセス内務ノ規定ヲ守リ
- 十、上官ニ對シテハ誠意ヲ以テ之レニ仕へ上官ト共ニ喜恐衰樂ヲ共ニシテ恰度自己ノ父ヤ母ニ事ヘルカ如クニシ
- 十一、病氣ハ身體ヲ虛弱ニシ其ノ精神ヲ衰弱サセ軍人ニ必要ナル勇氣ヲ減殺スルノミテナク勤務演習ヲ服行スルコトカ出來ナク

ナルモノ故能ク衛生ヲ重ンシ

- 十二、筋肉ヤ骨格ヲ鍛ヒ上ケ
 - 十三、困苦缺乏ハ軍人ノ常テアツテ有事ノ際ニ當ツテハ數晝夜連續行動ヲナシ飢ヲ忍ヒ飽クマテ疲勞ト困憊トニ打チ勝タネハナラヌモノ故之レヲ耐ヘ忍ヒ
 - 十四、何事ニモ屈セス撓マサル氣象ヲ養ヒ
- 斯クシテ軍人タル者ノ外聞ヲ完全ニスルコトヲ少シノ間タリトモ忘レテハナラヌト云フコトテアル

第二十七

各級ノ上官及兵卒右ノ如ク各々其分ヲ盡ストキハ營内ノ生活ハ茲ニ大ナル一家庭ヲ成シ融融和樂ノ間ニ於テ全隊ノ一致團結ヲ鞏固ニシ士氣旺盛ニシテ軍務ニ勤勞シ上下相愛シ緩急相救ヒ有事ノ日欣然トシテ起チ國事ニ斃ルルヲ樂ムニ至ルヘシ

字解 一、分。分限ノコト

二、融融。打チ解ケテ和ラキ樂ムトコロノ様子ノコト

- 三、鞏固。堅固ノコト
- 四、士氣。軍人精神ヨリ發スル眞ノ元氣ノコト
- 五、旺盛。盛ニヤルコト
- 六、緩急。事ノ甚タ急ナ場合ノコト

意義

- 一、將校ハ身カ軍人精神ノ源トシテ正義ト慈愛トヲ取テ家庭ニ於ケル父ノ如クニ其ノ分限ヲ盡シ
 - 二、下士ハ直接兵卒ノ模範者トシテ母トシテ慈愛ヲ以テ專一トシ叮嚀懇切ニ指導ヲスル如クニシ
 - 三、兵卒ハ一意專心將校ヤ下士ノ教訓ヲ迎ヘテ父母トシテ事フルカ如クニシ
- 斯ノ如ク各階級ノ上官ト兵卒トカ各々其ノ自己ノ分限ヲ盡シタナレハ兵營内ニ於テノ生活ハ茲ニ一ツノ大ナル軍隊的ノ家庭ヲ成シ打テ解ケテ和キ樂シンテ居ル間ニ全隊ノ精神的一致團結ヲ堅固ニ

シ士氣ヲ盛ンニシテ軍隊ノ勤務ヲ務メ勵ミ上級ノ者下級ノ者カ相互ニ愛シ合ヒ急ノ場合ニ遭遇ヲシタトキニハ相救ヒ合ヒイサト云フ事ノ有ツタ日ニハ悦ヒ勇ンタ様子ヲシテ國家ノ事ニ其ノ身ヲ捨テテ働クノヲ樂ミトスルニ至ルノテアル

第二十八

是レ實ニ日本帝國軍隊ノ本領ニシテ

皇室ノ藩屏タリ國家ノ干城タル所以ノ道復此ニ外ナラサルナリ

字解

- 一、本領。本能又ハ性能及性質等ノコト
- 二、藩屏。牆ノコトテ皇室ヲ直接ニ御護ヲスル軍人ノコト
- 三、干城。國家ヲ護ル軍人ノコト

意義

- 一、軍人精神カ充溢ヲシ
- 二、士氣カ旺盛テ
- 三、軍紀カ嚴肅ニ行ハレ

四、一致團結カ鞏固トナリ
其レテ家庭ノ内カ常ニ和氣霽霽トシテ、事トシテ成ラナイモノハ
ナク道トシテ行ハレナイモノハナイ様テアルノカ是レ即チ我カ日
本帝國ノ軍隊ノ特色テ皇室直接ノ保護者テ又國家ノ保護者テアル
軍人トシテノ道ハ復ニ存シテ居ルノテアル

第五編 歩兵操典綱領ニ就テ

第一 戦闘ハ諸兵種協同一致シテ各々其固有ノ戦闘能力ヲ發揮スルニ
依リテ好果ヲ得ルモノナリ

字解

- 一、戦闘。敵ト味方トカ兵器ヲ以テ相戦フ動作ノコト
- 二、諸兵種。歩兵、騎兵、砲兵、工兵ノ各兵種ノコト
- 三、固有。本來カラ備ヘテ居ルモノ、コト
- 四、戦闘能力。戦サヲスルニ具備シテ居ル性能ノコト

五、發揮。輝シ出スコト

六、好果。善イ結果ノコト

意義 戦闘ト云フモノハ歩騎砲工ノ各兵種カ各々能ク一致協力ヲシ
テ一心同體トナリ相互ニ其ノ有シテ居ル長所ト短所トヲ補ヒ相ヒ
其ノ各自カ本來カラ有シテ居ルトコロノ戦闘ニ關シテノ能力ヲ發
揮シ輝シ赫カスルコトニ依リテ好イ結果ヲ得ルモノテアル

第二 而シテ歩兵ハ戦闘ノ主兵トシテ戰場ニ於テ常ニ主要ノ任務ヲ負
擔シ戦闘ニ最終ノ決ヲ與フルモノナリ

字解

- 一、歩兵。徒歩ニテ小銃及機關銃ヲ以テ到ル處人ノ通過ヲスルコ
トノ出來ル地ニ於テハ如何ナル所ト雖戰鬥ヲスルコトヲ得ルト
コロノ兵種テアル其レテ又暗夜ニ在ツテハ此ノ歩兵ノ外殆ント
用ユヘキ兵種ハ無イノテ其ノ戦闘ノ手段ハ

1、火戰

2、白兵戦

トテアツテ之レカ爲メニ用ユル隊形ハ

1、散開隊形

2、密集隊形

ヲ用ヒ攻撃ヲシタリ防禦ヲシタリスル力ヲ兼備シテ居ルモノヲアルコト

二、主兵。戦闘ニ於テ勝敗ノ運命ヲ左右スル一番主トナルヘキ兵種ノコトテ主動者ノコト

三、主要ノ任務。

1、敵ノ近接搜索

2、戦闘ノ開始

3、戦闘ノ實行

等極ク大事ナ任務ノコト

四、負擔。負ヒ擔フコトテ即チ引キ受ケルコト

五、最終ノ決。最モ終リノ結果ノコトテ即チ決末ノコト

意義 其レヲ步兵ハ

一、其ノ兵數カ多イノト

二、其ノ地形ヤ天候等ノ爲メニ束縛ヲサル、コトカ少ク戦闘力カ大ナルノト

ニ依リマシテ戦闘ニ於ケル第一ノ主要ナル兵種トシテ戦サノ場所ニ於テ常ニ

一、敵情ノ搜索ヲシ

二、敵ノ攻撃ヲ實施シ

三、敵ノ頑強ナルトキハ銃劍突撃シ

四、攻撃功ヲ奏セハ直ニ追撃ヲ行フ

等極ク大切ナ任務ヲ引キ受ケマシテ實施ヲシ其ノ戦闘ノ決末ヲ付ケルモノテアル

第三

故ニ他兵種ノ協同動作ハ步兵ヲシテ其任務ヲ達セシムルヲ主眼

トシテ行ハル、ヲ通則トス

字解

- 一、他兵種。或ル外ノ兵種ノコト
- 二、協同動作。協同一致即多クノ者カ一心同體ト成テスル動作ノコト
- 三、主眼。主ナル點ノコトテ主眼點ノコト
- 四、通則。一般ニ通シテ居ル規則即定マリノコト

意義 其レ故ニ步兵ノ外ナルトコロノ他ノ騎兵ヤ砲兵ヤ工兵等ノ他兵種ノ何事ニ依ラス協同一致ヲシテ動作ヲシマスコトハ步兵ヲシテ步兵タル戰鬪ノ主兵タルトコロノ性能ヲ發揮サセ其ノ任務ヲ爲シ遂ケサスルノヲ主眼點即目的トシテ實施ヲサル、ノカ普通定マツテ居ル規則テアルノテ換言スレハ此ノ主動者ヲ援助スルヲ主眼トシテ行ハネハナラヌノテアル

第四 步兵ノ本領ハ地形及時期ノ如何ヲ問ハス戰鬪ヲ實行シ得ルニ在リ故ニ步兵ハ縦ヒ他兵種ノ協同ヲ缺クコトアルモ自ラ能ク戰鬪ヲ準備シ且之ヲ遂行セサルヘカラス

字解

- 一、步兵ノ本領。步兵ノ步兵タルトコロノ特性ノコト
- 二、地形。地區地物ノコト
- 三、時期。或ル一時ノ場合ノコト
- 四、準備。「シタク」ノコト
- 五、遂行。「ナシトグル」コトテ實行ヲシ遂クルコト

意義 步兵タルモノ、特性ト云フノハ其ノ地形カ

- 一、如何ニ複雑ヲシテ居ツテモ
- 二、如何ニ單純ニナツテ居ツテモ
- 三、如何ニ蔭蔽ヲシテ居ツテモ
- 四、如何ニ斷絶ヲシテ居ツテモ
- 五、如何ニ開濶ニナツテ居ツテモ
- 六、如何ニ綿亘ヲシテ居ツテモ

苟モ人カ跋涉スルコトノ出來ル所ニ於テハ能ク戰鬥ヲ實行スルコトカ出來又其ノ時期カ

- 一、夜テアロウカ晝テアロウカ
 - 二、雨中テアロウカ雪中テアロウカ
 - 三、濃霧中テアロウカ暗黒ナル夜テアロウカ
 - 四、敵ト遠隔ヲシテオロウカ肉薄ヲシテオロウカ
 - 五、敵カ判明シテアロウカ不明テアロウカ
- 銃或ハ銃劍ヲ以テ戰鬥ヲ實行スルコトカ出來得ルコトテアル其レ故ニ步兵ハ其ノ戰鬥ノ能力カ甚タ大ナルヲ以テ縱ヘ他ノ騎兵ヤ砲兵ハ地形ヤ天候ヤ時機ニ依ツテハ其ノ援助ヲ全ク期待スルコトカ出來ナイコトカアルモノ故其ノ協同動作カ缺ケテ居ル場合テアツテモ自己獨特ノ能力ノミヲ以テ能ク戰鬥ヲ準備シ尙ホ其ノ上戰鬥ノ遂行ヲセネハナラヌノテアル

第五 步兵戰鬥ノ主眼ハ射撃ヲ以テ敵ヲ制壓シ突撃ヲ以テ之ヲ破摧ス

ルニ在リ

字解

- 一、射撃。彈丸ヲ打ツコト
- 二、制壓。制シ壓スルコトテ即押へ著クルコト
- 三、突撃。銃劍ヲ揮ツテ敵中ニ突キ入ルコト
- 四、破摧。「ヤブリ」「クダク」コト

意義 歩兵カ戰鬥ヲシマス其ノ主眼點ハ其ノ所持シテ居ルトコロノ銃ヲ以テ射撃ヲシテ

- 一、攻撃ノトキニハ敵ノ戰鬥力ヲ滅殺シテ近接ヲシ
 - 二、防禦ノトキニハ敵ノ近接ヲスルノヲ防害ヲシ
- テ敵ヲ押へ著ケ最後ニ銃劍ヲ揮ツテ敵中ニ突入ヲシテ之レヲ打チ破フルノテアル

第六 射撃ハ戰鬥經過ノ大部分ヲ占ムルモノニシテ步兵ノ爲メ緊要ナル戰鬥手段ナリ而シテ戰鬥ニ最終ノ決ヲ與フルモノハ銃劍突撃トス

字解

一、戰鬪經過。戰鬪ノ始メカラ漸次過キ去ツテ終リニ至ルマテノ間ノコト

二、大部分。「オホカタ」ノコト

三、戰鬪手段。戰サノ方法、仕方ノコト

四、銃劍突擊。銃劍ヲ揮ツテ突擊ヲスルコト

意義

遠戰即チ射擊ヲシテ戰鬪ヲシマス方法ハ、戰鬪ノ經過ノ内ノ大部分ヲ占メルモノテアリマシテ戰鬪ノ初メヨリ銃劍突擊ヲ行フカ如キハ

一、森林ノ中テアルトカ

二、濃霧ノ場合テアルトカ

三、暗夜テアルトカ

テ突然敵ト衝突ヲシテ

一、射擊ヲ行フノ違ノナイトキ

二、射擊ヲ行フコトカ出來ナイトキ

トカノ特別ノ場合ニ限ルモノテアル其レ故ニ此ノ彈丸ヲ打ツテ戰鬪ヲスルコトハ歩兵ノ爲メニハ極メテ必要ナルトコロノ戰サノ方法テアル然シナカラ精鍊ナラサル敵ノ如キハ單ニ此ノ射擊ノミヲ以テ損害ヲ與ヘ其ノ抵抗ヲ斷念サスルコトカ出來得ルナレトモ勇敢テ頑強ナル敵ノ如キハ單ニ之レヲ以テノミニテハ其ノ目的ヲ達成スルコトハ出來ナイノテ此ノ際ニハ更ニ銃ニ劍ヲハ装シ猛烈果敢ニ敵中ニ突入シテ敵ヲ壓倒殲滅セネハナラヌノテアル故ニ戰鬪ニ最後ノ結果ヲ與ヘルモノハ銃劍ヲ以テスル突擊テアル

第七

軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戰線幾十里ニ亘リ到ル處地形ト境遇トヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル幾萬ノ軍隊ヲシテ能ク一定ノ方針ニ從ヒ一致ノ運動ニ就カシメ所謂萬人ノ心ヲ以テ一人ノ心ノ如クナラシムルモノ即チ軍紀ナリ

字解

- 一、命脈。血脈ノコト
- 二、戰線。戰鬪ニ從事ヲシテ居ル者ノ線ノ總稱テ戰鬪線ノコト
- 三、境遇。有様ノコト
- 四、一定ノ方針。一般同様ニ定メラレタ目的ノコト
- 五、一致ノ運動。同一ノ運動ノコト

意義 軍紀ハ軍隊ノ爲メニハ人ノ身體ニアル血脈ノ如キモノテアル兵力カ大キク其ノ戰鬪線カ何十里ト云フ程廣クナツテ其ノ間ノ何レノ地點テモ到ル處其ノ地形モ異レハ境遇モ違ヒ尙ホ其ノ上千差萬別各種色々ノ任務ヲ持テ之レヲ服行シテ居ル何萬ト云フ軍隊ヲシテ能ク一般同様ニ定メラレタ目的ニ從ツテ皆カ同一ノ運動ヲスル様ニシテ即チ萬人モ寄テ居ル萬ノ數アル心ヲシテ一人ノ一ツノ心ト同シ様ニ其萬カ萬共皆同一ノ心ノ様ニサスルコトノ出來マスモノハ即チ此ノ軍紀ナルモノノ力テアル

第八 故ニ軍紀ハ上ミ將帥ヨリ下モ兵卒ニ至ルマテヲ一貫スル脈絡ニ

シテ其弛張ハ實ニ戰鬪ノ勝敗ヲ定メ軍ノ運命ニ關スルモノナリ
字解

- 一、將帥。元帥大將達ノコト
- 二、脈絡。脈トハ血脈ノコトテ絡トハ連絡ノコトテアル其レテ終始連絡ヲ保持シテ脈ノ如クニナツテ居ルコト
- 三、弛張。弛ハ「ユルム」コトテ張ハ「ハリツメル」コト
- 四、運命。定マツテ居ル言ヒ附ケノコトテ天命ノコト

意義 其レ故ニ軍紀ハ上ハ元帥大將ヨリ下ハ一兵卒ニ至ル迄ヲ差シ貫イテ居ル身體テ云ヘハ心臟カ脈カラ出テテ細管ニ至ル迄連絡カ付テ居ルト同様其ノ脈ノ如キモノテアツテ其ノ軍紀カユルンテ居ルノト張リツメテ居ルノトハ戰サノ勝チ敗ケヲ定メ軍紀カ弛ンテ居ツタナレハ戰サハ敗ケテ軍紀カ張リツメテ居ツタナレハ戰サハ勝ツモノテ軍其ノモノ、運命ヲ右左スルモノテアル

第九 一、攻撃精神ノ鞏固

二、體力ノ强健
三、武技ノ熟練

ハ歩兵必須ノ要件ナリ

字解

一、鞏固。鞏ハ強ク固イコトヲ固ハカタキコト

二、强健。丈夫ナコト

三、武技。武藝ノ術ノコト

意義 一、攻撃精神カ堅固ノコトト

二、體力ノ丈夫ナコトト

三、武藝ノ技術ニ熟練ヲシテ居ルコトト

ハ歩兵ニ極ク必要ナ大切ノ事柄テアル

第十 抑々歩兵戦闘ハ頗ル靱強ノ性質ヲ有スルモノナルカ故ニ歩兵ハ

一、剛膽ニシテ耐忍ニ富ミ

二、沈着ニシテ勇敢ナラサルヘカラス

勝敗將サニ岐レントシ戦闘慘酷ヲ極ムルトキニ於テ特ニ然リ

字解

一、剛膽。膽力ノ大ナルコト

二、耐忍。忍耐ノコトヲ物事ニ耐ヘ忍フコト

三、沈着。落ち付イテ居ルコト

四、勇敢。勇マシキ氣象ノコト

意義 抑モ歩兵ノ戦闘ハ頗ル靱強ノ性質ヲ有スルモノテアル故ニ歩

兵タルモノハ

一、膽力カ大キクアツテ物事ヲ何ンテモ能ク耐ヘ忍フコトカ出來

二、精神ヲ動搖サセス沈着シテ居ツテ又勇氣カナケレハナラヌ

戦サノ勝チ敗ケカ今ヤ定マラントシツ、アリテ戦闘ニ頗ル慘酷ナ

ル有様ヲ呈シテ居ル時ナソワ尙更ラテアル

第十一 此ノ時ニ方リテハ敵モ亦既ニ私ト同一若ハ以上ノ苦境ニ在ル

ヘキヲ以テ能ク

- 一、毅然トシテ之ニ堪ヘ
 - 二、奮然トシテ邁カハ
- 遂ニ敵ヲシテ抵抗ヲ斷念セシムルニ至ルモノトス

字解

- 一、苦境。苦ルシキ境遇ノコト
- 二、毅然。勢ノアル立派ナ形ノコト
- 三、奮然。勢ノ好イ強ヨソウナ形ノコト
- 四、斷念。思ヒ切ルコト

意義 此ノ時ニ當ツテハ其ノ相對方ナル敵ノ方モ亦最早ヤ自己ト同
 様カ若クハ其レ以上ノ苦シイ境遇ニナツテ居ルモノテアルカラシ
 テ其ノ際ニ能ク耐忍ヲシ

- 一、毅然トシテ之レヲ堪ヘ
- 二、奮然トシテ面モ振ラス進ンテ行タナレハ

遂ニハ敵ヲシテ抵抗スルコトヲ思ヒキル様ニサセルコトカ出來ル

モノテアル

第十二 攻撃精神ハ

- 一、忠君愛國ノ至誠ト
 - 二、獻身殉國ノ大節ト
- ヨリ發スル軍人精神ノ精華ナリ
- 一、武技之ニ依リテ精ヲ致シ
 - 二、教練之ニ依リテ光ヲ放チ
 - 三、戰鬥之ニ依リテ捷ヲ奏ス

字解

- 一、忠君。君ニ忠ヲ盡スコト
- 二、愛國。國ヲ愛スルコト
- 三、獻身。身ヲ差シ出シテ捧クルコト
- 四、殉國。國ノ爲メニ斃レルノテ一命ヲ捨テルコト
- 五、精華。一番立派ナ花(華)ノコト

意義 攻撃精神ハ

- 一、君ニ忠ヲ盡シ國家ヲ愛スル誠ト
- 二、身ヲ捧ケ國ノ爲メニ一命ヲ捨テル節義トヨリ發揮ヲスル軍人精神ノ花テアル其レ故ニ
- 一、武藝ノ技術カ此ノ攻撃精神ナルモノニ依ツテキツスイナルコトヲ現ハシ

二、教練ハ之レニ依ツテ光輝ヲ放ツ様ニナリ

三、戦闘ハ此ノ精神ノ爲メニ勝ツコトカ出來ルノテアル

第十三 蓋シ勝敗ノ數ハ必スシモ兵力ノ多寡ニ依ラス精練ニシテ且攻撃精神ニ富メル軍隊ハ毎ニ寡ヲ以テ衆ヲ破ルコトヲ得ルモノナリ

字解

- 一、多寡。多イノト少ナイコト
- 二、精練。立派ニ練リ上ケラレタルコト

意義 蓋シ勝チ敗ケノ數ハ必ス兵力ノ多イ少ナイニ依ルノテハ無ク

立派ニ練リ磨キ上ケラレテ尙ホ其ノ上攻撃精神カ充溢ヲシテ居軍隊ハイツテモ寡ヲ以テ衆ヲ破ルコトカ出來得ルモノテアル

第十四 軍隊ノ志氣ハ旺盛ナラサルヘカラス狀況困難ナルトキニ於テ特ニ然リ抑々指揮官ハ軍隊志氣ノ中心ナリ

字解

- 一、志氣。志トハ「コ、ロサシ」ノコトテ氣トハ元氣ノコトテアル即チ意氣込ノコト
- 二、旺盛。旺トハ照リ輝クコトテ盛トハ「サカン」ナルコトテアル即勢ヒ好ク盛ナルコト
- 三、狀況。様子、有様ノコト
- 四、中心。「マンナカ」ノコトテ源トナル意義ノコト

意義 軍隊ノ意氣込ト云フモノハ盛ンテナケレハナリマセン其レテ戦況カ慘烈ヲ極メテ戦友ノ死傷續出ヲシ、身心ハ疲勞ヲ感シ勝敗ノ決カ將ニ定マラントシ敵ハ未タ勇敢ニ動作ヲシテ居ルカ如

キ狀況ノ最モ困難ナトキニ當リテハ尙ホ更ラ志氣ノ旺盛ナルコトカ必要ナル抑モ指揮官タルモノハ軍隊ニ於ケル志氣ノ源テアル

第十五 故ニ常ニ士卒ト苦樂ヲ俱ニシ率先躬行部下ノ儀表トシテ其尊信ヲ受ケ戰況慘烈ノ極所ニ立チ勇猛且沈着ニシテ部下ヲシテ望ミテ山嶽ヨリモ重キヲ感セシムルノ德量氣概無カルヘカラス

字解

- 一、士卒。將校以下兵卒ノコト
- 二、苦樂。苦ハ「クルシミ」樂ハ「タノシミ」ノコト
- 三、率先。他ノ者ニ先キ立ツコト
- 四、尊信。尊ハ敬ヒノコトテ信ハ信賴ノコト
- 五、戰況。戰サノ有様ノコト
- 六、慘烈。ムコタラシイ有様ノコト
- 七、極所。極點ノ場所ノコト

八、勇猛。猛ク勇マシイコト

九、德量。善イ度量ノコト

十、氣概。氣ハ意氣、概ハ慨ト同シテ憤慨又ハ慷慨ノコト

意義 其レ故ニ指揮官ハ常々士卒ト苦シムトキハ俱ニ苦シミ樂シムトキハ俱ニ樂シミ自ラ先ニ立ツテ何事ヲモ行ヒ部下ノ良イ模範トシテ其ノ部下カラ尊トハレ信賴ヲサレ戰サノ様子ノ最モ慘烈ナ危険悲慘ノ場所ニ嚴然トシテ立チ其ノ態度カ如何ニモ猛ク勇シク尙ホ沈着ヲシテ居ツテ部下ノ者トモヲシテ望ミ見テ信賴ヲシ欽仰ヲスルコトカ恰度大キナ山ノ重サヨリモ尙ホ重ミノアル様ニ感シサスルトコロノ德量ト氣概トカナクテワナラヌト云フコトテアル

第十六 協同一致ハ戰鬥ノ目的ヲ達スル爲最モ重要ナルモノニシテ命令ヲ以テスルノ外各人ノ獨斷專行ニ待ツモノトス蓋シ

一、兵種ヲ論セス

二、指揮官タルト兵卒タルトヲ問ハス

各々自己ノ任務ノ遂行ニ努力スルハ即チ協同一致ノ趣旨ニ合スルモノニシテ戰況ノ變化ニ應スル臨機ノ手段ハ一ニ各人ノ獨斷ニ待タサルヘカラス

字解

- 一、獨斷專行。自ラ適當ニ判斷ヲ下シテ事ヲ實行スルコト
 - 二、戰況ノ變化。戰ノ様子ハ一定不變ノモノテハナク常ニ時々刻々變ツテ行クモノテアル故其ノ變化ノコトヲ云フノテ
- 例令ハ
- 1、居ルヘキ場所ニ敵カ居ラナクナツタリ
 - 2、小數ノ敵ヲ豫想セシ地點ニ有力ナル敵ノ増加シテ來タリ
 - 3、防者カ攻勢ニ轉シテ來タリ
 - 4、敵ノ他ノ一部カ我カ背後ニ運動ヲシテ來タリ
- スルコト
- 三、臨機ノ手段。臨機應變ノ方法ノコトテ其ノ事々物々時ト場合

トニ依リ其レニ適應スル如キ方法ヲ取ルコト

意義

戰鬪ハ一人テ其ノ目的ヲ達スルコトハ出來ナイモノテ

- 1、指揮官ト指揮官
- 2、指揮官ト兵卒
- 3、兵卒ト兵卒

等凡テ各階級ノ者カ同一ノ目的ニ向ツテ努力ヲスル結果如何ニ依ツテ達スルコトカ出來得ルモノテアル其レ故協同一致ヲスルト云フコトハ戰鬪ノ目的ヲ達成スル爲メニハ最モ重大緊要ナルモノテアツテ之レヲ行フノニハ凡テ命令ヲ以テスルモノ、外ハ凡テ各人各個ノ適當ナル獨斷專行ニ依ルモノテアル、蓋シ

- 一、其ノ兵種ノ如何ナルモノナルコトニハ關係ヲセス
- 二、指揮官テアロウト兵卒テアロウトニ係ラス
- 各々自己ノ任務ナル
- 一、歩兵ハ歩兵トシテ盡スヘキ任務ニ

- 二、騎兵ハ騎兵トシテ爲スヘキ任務ニ
- 三、砲兵ハ砲兵トシテノ任務ニ
- 四、工兵ハ工兵トシテノ任務ニ

ニ從事ヲシテ各々熱心ニ其ノ完成ニ力ヲ盡スノカ即チ此ノ戰鬥ノ目的ヲ達成スルノニ重要ナル協同一致ノ趣旨ニ合スルモノテアツテ他ノ者ヲ援助スルカ爲メニ自己ノ任務ヲ達成シナイ如キハ此ノ精神ニ反スルモノテアル、其レテ戰況ノ變化ニ適應スル如クニスル臨機應變ノ手段方法ハ凡テ各人ノ爲スヘキ獨斷ニ依頼ヲセネハナラヌモノテアル

第十七 而シテ獨斷專行ハ必ス軍人精神ヲ基礎トスル公義心ニ出ラ時

トシテハ自ラ任シテ友軍ノ犠牲トナルノ覺悟アルヲ要ス

字解

- 一、公義心。大義ノ心ノコトテ一般ニ及ホス義心ノコト
- 二、友軍。味方ノ軍隊ノコト

三、犠牲。身ヲ差シ出シテ「イケニエ」トナルコト

意義 其レテ此ノ獨斷專行ト云フモノハ必ス軍人精神ヲ基トシテ此ノ精神カラ發揮スル公義心ヨリ出テタモノテナクテハナラヌモノテアツテ時ト場合ニ依ツテハ自分カラ率先ヲシテ味方ノ軍隊ノ爲メニハ犠牲トナルノモ厭ハヌト云フ覺悟ノ有ルコトカ必要テアル

第十八 抑々獨斷專行ハ其精神ニ於テ服従ト相離ルルコトヲ許サス常

ニ上級指揮官ノ意圖ヲ忖度シ必ス其範圍ニ於テスヘキモノトス

字解

- 一、意圖。心持チノコト
- 二、忖度。思ヒ圖ルコト

意義 抑々獨斷專行ト云フコトハ其ノ精神ノ上ニ就テ云フテ見タナレハ服従ト云フ精神ヲ飛ヒ離レテ勝手ナ動作ヲ自己ノ欲スルカ儘ニ行フコトハ出來ヌノテ凡テ少シノ間タリトモ服従ト離レルコト

ハ許サナイノテアル其レ故ニ常ニ上級ナル指揮官ノ意中ヲ押シ圖ツテ見テ其ノ指揮官カ居ツタナレハ斯クサルルテアロウト考ヘル其ノ範圍内ニ於テ行フヘキモノテアル

第十九 然レトモ戰場ニ於テハ或ハ不意ノ變局ニ遭遇シテ範圍ヲ超越スルヲ要スルコトナキヲ保セス此場合ニ於テモ尙上級指揮官ノ意圖ヲ察シ之ニ投合スルコトヲ勉メ決シテ擅恣ニ陥ラサルヲ要ス

字解

- 一、戰場。戰サノ場所ノコト
- 二、變局。一部分ノ様子ノ變ツタコト
- 三、遭遇。出會フコト
- 四、超越。越ユルコト
- 五、投合。投シ合スルコトテ能ク合フコト
- 六、擅恣。勝手氣儘ノ振ル舞ノコト

意義 然シナカラ戰サノ場所ニ於テハ時ニ突然意外ノ狀況ノ變化ニ

遭遇ヲシテ其ノ職務ニ自ラ生シテ居ル自己ノ權限ヤ委任ヲセラレタ範圍ヲ越エテ權限範圍外ノコトヲシナケレハナラナイ必要ヲ生スルコトカ無イトモ云ヘナイノテアル然シナカラ此ノ權限ヤ範圍ヲ越ユルコトハ獨斷ノ賦許トスルコトノ出來ナイモノテアル故此ノ場合ニ於テモ尙ホ能ク上級指揮官ノ意中ヲ推察シテ其ノ意圖ニ合フ如クニスルコトヲ勉メ決シテ勝手氣儘ナ動作ヲスル様ナコトカ無イ様ニスルノカ必要テアル

第二十 戰鬥ニ於テハ百事簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ヲ期シ得ヘシ操典第一部ハ實ニ此趣旨ニ從ヒ

- 一、少數單一ノ制式
- 二、及主要ナル戰鬥法則ヲ示セリ

字解

- 一、百事。何事テトモ云フコト

- 二、成功。物事ノ成就スルコト
 - 三、單一ノ制式。極ク單簡ナ必要ノミノ規定ノコト
 - 四、戰鬪法則。戰サノ方法ノコト
- 意義** 戰鬪ニ於テハ何事モ凡テ繁雜ナル事ハ
- 一、錯誤ヲ生シタリ
 - 二、齟齬ヲ來シタリ
 - 三、紛亂ヲ生シタリ
- スルモノテ之レカ爲メニ戰鬪ニ緊要ナル
- 一、攻撃精神ノ鞏固ナルコト
 - 二、志氣ノ旺盛ナルコト
 - 三、協同動作ノ完成セルコト
 - 四、指揮カ統一ヲセラル、コト
 - 五、準備カ整頓ヲスルコト
 - 六、實行ヲ果敢ニスルコト

等ノ事項カ凡テ破壊ヲサル、モノテアル故何事モ單簡テアツテ且精練ナルモノカ能ク成功ヲ豫期スルコトカ出來ルノテアル其レヲ步兵操典ノ第一部ニ有ルトコロノ總テノコトハ此ノ趣旨ニ依ツテ

- 一、極メテ少數ノ單簡ナ規定ト
- 二、極メテ緊要ナ戰鬪ノ法則トヲ示シタノテアル

第二十一 故ニ

- 一、操典ノ制式
 - 二、及法則
- ヲ嚴守シテ之ニ習熟シ第二部戰鬪ノ原則ニ照シ能ク實際ニ應用スルヲ以テ操典ノ本旨トス乃チ徒一外形ノ齊一ヲ期シ妄ニ細密ナル規定ヲ作り以テ活用ノ餘地ヲ減縮スルヲ許サス
- 字解**
- 一、嚴守。嚴格ニ守ルコト

- 二、習熟。習ヒ熟練ヲスルコト
 - 三、原則。基礎トナルヘキ法則ノコト
 - 四、本旨。主旨ノコト
 - 五、活用。活キテ用ユルノ意テ「ウマク」應用ヲスルコト
- 意義 其レ故ニ

- 一、步兵操典ニ示シテアル規定ヤ
 - 二、及ヒ色々ノ法則
- ヲ確ク守リマシテ之レヲ能ク習ヒ其レニ熟練ヲシ第二部ノトコロニ示シテアル戰鬪ノ原則ニ照シ合セテ能ク實際ニ應用スルノカ操典ノ主旨即「タテマエ」トシテアルノテアル乃チ無暗ニ外觀ノ齊一ニナルコトヲ望ミ妄リニ細カナル規定ヲ作ツテ之レヲ活用スル範圍ヲ減少スル様ナコトヲスルノヲ許サナイノテアル

第六編 騎兵操典綱領ニ就テ

第一 騎兵ハ會戰前遠ク敵方ニ進出シ諸種ノ情報ヲ蒐集シ戰勝ノ基ヲ開カサルヘカラス

字解

- 一、騎兵。騎兵ハ軍ノ耳目トナリ其ノ迅速ナル運動ニ依ツテ
 - 1、搜索ノ勤務テアルトカ
 - 2、警戒ノ勤務テアルトカ
 - 3、通信ノ勤務テアルトカ
 - 4、道路ヤ鐵道ヤ電線等ヲ破壊スルトカ
 ノ任務ニ服シ又其ノ騎銃ヤ白兵ヲ使用シテ戰鬪ニ參與スル兵種ノコト
- 二、會戰。敵味方カ出會ヲシテ戰鬪カ始マルコトテ戰サノコト
- 三、進出。進ミ出ルコトテ前進ヲスルコト
- 四、情報。情ハ敵ノ情況ノコトテ報ハ報告ノコト即チ敵情ノコト
- 五、蒐集。此處彼處カラ「カキ」集メルコト

意義

騎兵ハ其ノ速力ノ大ナルト運動ノ輕捷テアルトヲ利用シ
軍ノ戰ヲ始メル前ニハ成ルヘク早く出來得ル限り敵ノ方へ前進ヲ
シテ軍ノ耳目トナツテ前方ニ於テ行動ヲシ

一、敵ノ情況ヲ搜索シ

二、土地ノ有様ヲ偵察シ

テ各種ノ情報ヲ蒐集シテ後方ニ在ル軍ニ之レヲ報告スルモノテ
アツテ戰鬪ノ勝利ハ敵ノ情況カ詳カニナレハナル程完全ニ得ラル
、モノテアル故騎兵ハ奮勵努力シテ良キ情況ヲ速ニ軍ニ供シテ其
ノ戰勝ノ基礎ヲ開ク責務ヲ有スルモノテ又開カネハナラヌノデア
ル

第二

此目的ヲ達スルニハ全力ヲ盡シテ敵ノ騎兵ヲ擊破シ以テ行動ノ
自由ヲ得ルコト緊要ナリ

字解

一、全力。有ル限りノ力ヲ盡スコト

二、擊破。擊チ破ルコト

三、行動。動作ノコト

意義 此ノ目的ヲ達スル爲メニ騎兵ハ全力ヲ盡シテ敵ノ騎兵ヲ打チ
破ラナケレハナラヌノデアアル何セナレハ我軍ノ前方ニ騎兵ノアリ
テ動作スル如クニ敵ニ於テモ又同様デアアル即チ彼我兩軍ノ主力ノ
前方ニハ共ニ騎兵カアツテ互ニ敵情ヲ搜索シ地形ノ偵察ヲナシ味
方ノ行動ヲ掩蔽セント企圖スルモノテ敵ノ騎兵ハ我カ騎兵ノ行動
ヲ極力妨害セント計ルモノデアアル故ニ斯ク擊破シテ我行動ヲ自由
自在ニ爲シ得ル如クニスルノカ緊要デアアル

第三

又

一、會戰ニ方リテハ他兵種ト協同動作シ

二、其ノ終局ニ際シテハ猛烈ニ敵ヲ追擊シテ戰鬪ノ効果ヲ偉大ナラ
シメ

三、或ハ果敢ナル逆襲ヲ斷行シテ友軍ノ戰勢ヲ挽回セサルヘカラス
字解

- 一、終局。終ハ終リ局ハ結局ノコト
- 二、猛烈。猛ケク烈シイコトヲ「イキオイ」ノ銳ルトイコト
- 三、追撃。退却ヲスル敵ヲ追ヒ撃ツコト
- 四、偉大。偉ハ優レルコトテ、大ハ大キイコト
- 五、果敢。決心ノ生キ生キシタ物ヲナシ遂ケル勇マシイ行ナイノコト
- 六、逆襲。防者カ機ヲ見テ攻勢ニ轉スルコト
- 七、戰勢。戰サノ工合ノコト
- 八、挽回。引キ返ヘスコト

意義 又

- 一、彼我兩軍カ衝突ヲシ戰サカ始マル様ニナツタナラハ騎兵ハ
1、軍側方ニ移ツテ敵ノ翼側ヲ脅威シタリ又ハ搜索ヲシ

2、又ハ味方ノ翼側ヲ掩護シタリ警戒ヲシタリ
シテ他ノ兵種ト能ク協同ノ動作ヲシ

二、戰鬪カ終リニ近ツイタトキニハ騎兵ハ速カニ特ニ優勢テアル
故ニ退却ヲスル敵ヲ追及シタリ又ハ尙ホ敵ヲ迂回シテ其側面ヤ
先頭ニ現ハレテ猛烈ニ追撃ヲ續行シ到ル所ニ敵ヲ襲撃シ壓迫ヲ
加ヘ之レヲシテ混亂サセ潰亂ヲサスル如クニ動作ヲシ其ノ戰鬪
ノ良イ結果ヲ益々大ナラシメ

三、或ハ味方カ防禦ノ姿勢ニ在ツテ敵ノ壓迫ヲ受ケ戰況ノ不利ナ
ル場合ニ遭遇シ味方ハ退却ヲ行ハントシ敵ハ益々進撃ヲシ來リ
此ノ儘ノ形勢ニアツテハ味方カ將ニ潰亂ヲシ敗滅ニ陥ラントス
ルカ如キトキニ當ツテハ騎兵ハ死ヲ決シ猛烈果敢ニ敵ニ衝突ヲ
シ敵ヲ混亂ヲサセ味方ノ潰亂スルヲ免カレサスルノミテナク敵
ノ潰亂ヲシ混雜ヲ生シテ居ルノニ乘シテ味方カ攻勢ニ轉シテ戰
勢ヲ挽回シ之ニ依ツテ勝利ヲ得ルカ如クニセネハナラヌ

第四 騎兵戦闘ノ主眼ハ乗馬戦ヲ以テ敵ヲ壓倒殲滅スルニ在リ然レトモ状況之ニ適セサルトキハ徒歩戦ヲ用ヒ以テ戦闘ノ目的ヲ達セサルヘカラス

字解

- 一、騎兵戦闘。騎兵ノ戦サノコト
- 二、乗馬戦。馬ニ乗ツテ居ル儘テスル戦ヒノコト
- 三、壓倒殲滅。打チ負カシテ皆ナ殺シニスルコト
- 四、徒歩戦。騎兵カ馬ヨリ下リテ徒歩トナリテ戦ヲスルコト

意義 騎兵ハ其ノ馬ノ衝突力ト速力トヲ利用シテ其ノ勢ノアル衝突力ヲ以テ敵ヲ脅迫シ之レヲ破摧スルノカ特徴テ即チ騎兵タルモノ、生命テアツテ之レカ即チ乗馬戦テアル故ニ騎兵ノ戦闘ノ眼目トスルトコロハ乗馬戦ヲ以テ敵ヲ壓倒シ殲滅ヲスルノテアル然シナカラ戦闘ノ様子カ乗馬戦ヲ行フノニ適當シナイトキニハ徒歩戦ヲ行フテ戦闘ノ目的ヲ達成スル様ニ努力ヲセネハナラヌノ

テアル

第五 騎兵ハ

- 一、剛膽且慧敏ニシチ忍耐ニ富ミ
 - 二、體力强健ニシテ武技殊ニ馬術ニ熟練シ襲撃ノ令一タヒ下ルトキハ
 - 一、敵兵ノ多寡ヲ顧ミス
 - 二、地形ノ難易ヲ問ハス
- 踴躍奮進シテ敵ヲ壓倒スルノ勇氣アルヲ要ス

字解

- 一、慧敏。「スバヤイ」コト
- 二、馬術。馬ニ乗ツテ之レヲ扱フ技術ノコト
- 三、襲撃。騎兵カ馬ニ乗ツタ儘テ敵中ニ突入ヲシテ之レヲ襲ヒ撃ツコト
- 四、踴躍。「コオドリ」シテ勇ミ立ツコト

五、奮進。奮ヒ進ムコト

意義 騎兵ト云フモノハ

- 一、1、遠ク敵地ニ侵入ヲシ搜索偵察ニ從事シ常ニ危険ヲ冒シテ動作ヲセネハナラヌモノ故膽力カ大ナルコトカ必要テ
- 2、又瞬間ノ視察ニ依ツテ一般ノ情況ヲ觀察シ其ノ真相ヲ觀破シ危険ノ地ニアリテ進退自由ノ行動ヲスルコトカ出來得ル爲メニハ慧敏ナルコトカ必要テ
- 3、困苦缺乏ヲ耐ヘ忍フ爲メニ忍耐力ニ富ンテ居ルコトカ必要テ
- 二、1、饑渴寒暑ヲ忍ヒ連日連夜ノ行軍ニ耐ヘル爲メ體力カ丈夫ナコトカ必要テ
- 2、白刃ヲ揮ツテ敵中ニ突入ヲシ格闘ヲスル爲メニハ騎兵ハ白兵ノ使用ニ熟シ又徒歩戰ノ爲メニハ騎銃ノ用法ニモ熟達ヲスルコトカ必要テ

3、殊ニ騎兵ハ能ク馬ヲ馭シテ自在ノ行動ヲ取り得ネハナラヌ

故馬術ニ熟達ヲスルコトカ必要テ

- アル斯克シテ襲撃ノ命令カ一度ヒ下ツタトキニハ
- 一、敵ノ員數ノ多イ少イナトノ事ハ顧慮ヲセス
- 二、地形ノ困難テアルノト容易テアルノトニハ係ラス
- 悦ビ勇ンテ奮進ヲシ敵ヲ壓倒スルトコロノ勇氣ノアルコトカ必要テアル

第六 殊ニ指揮官ハ

- 一、明察ノ眼力ヲ備ヘ
- 二、1、沈着ニシテ果斷
- 2、率先難局ニ當ルノ氣慨ヲ有シ
- 三、加フルニ簡明ナル手段ニ依リテ部下ヲ統率スルノ才略ナカルヘカラス

字解

- 一、明察。明敏ナル觀察力ノコト
- 二、眼力。眼ヲ以テ視ル力ノコト
- 三、簡明。單簡テ明瞭ナルコト
- 四、才略。「チエ」ノコト

意義 騎兵ノ指揮官ト云フモノハ

一、騎兵ハ瞬時ニ於テ遺漏ナク凡テノ狀況ヲ視察シ又徵候ニヨリ考察ヲシ一端ヲ知リテ好機ヲ察スル爲メニ明敏ナル觀察ヲスル眼力ヲ備へ

二、1、不意ノ事件ニ遭遇ヲシ急遽ノ場合ニ於テモ狼狽ヲスルコトナク難境ニ處シ得ル爲メ沈着テ又機ヲ見テ遲疑ヲシ逡巡ヲスルコトナク斷然之レヲ決行スル果斷ナル意氣

2、人ニ先ンシテ困難ナル所ニ當ル意氣込
トヲ有シテ居リ

三、其ノ上ニ敏捷ニ行動ヲシテ機ヲ失スルコトナカラシムル爲メニ出來得ル限リ時間ヲ費スコトノナイ簡單明瞭ナル方法ニ依ツテ部下ノ者ヲ統ヘ率ヒテ行クトコロノ才略カ無クテハナラヌノテアル

第七 馬ハ騎兵唯一ノ活兵器ニシテ善ク訓練セラレ常ニ精銳ノ勢力ヲ保持スルニアラサレハ戰鬥ノ要求ヲ充タスヲ得ス故ニ騎兵ハ厚ク之ヲ愛護シ必要ニ方リ其全能力ヲ發揮セシムルヲ要ス

字解

- 一、唯一。唯ターツノコト
- 二、活兵器。活キテ居ルトコロノ兵器ト云フコト
- 三、精銳。優ツテ銳ルトイコト
- 四、全能力。凡テ働キ居ルトコロノ力ノコト

意義 馬ハ騎兵ノ爲メニ唯一ツノ活キタ兵器テアル即チ騎兵ノ價値ハ馬ノ價値如何ニ依ルモノテ

- 一、其ノ戰鬪ニ於ケルノト
 - 二、其ノ搜索ニ於ケルノト
 - 三、其ノ警戒ニ於ケルノト
- ニ論ナク凡テ其ノ任務ヲ盡スコトノ出來ルノハ馬ノ精銳壯健テアルノニ依ツテ得ラル、モノテ馬カ既ニ損耗ヲシテ疲勞シ英氣ヲ缺クトキニハ戰鬪ニ於テノ勝利ハ得ラレナイノテアル然シナカラ又馬カ如何ニ精銳テアリ又壯健テアツテモ騎手ト一致ヲセス其ノ扶助ニ應セス其ノ制御ニ抗スルカ如キテハ又其ノ用ヲナサヌモノテアル故ニ馬ハ善ク訓練ヲセラレテ居ツテ常ニ精銳ノ勢力ヲ保ツテ居ルノテナケレハ戰鬪ノ爲メ完全ナル用ヲナスコトハ出來ナイノテアル其レ故騎兵ハ叮嚀親切ニ馬ヲ愛育シ保護ヲシテヤリイサ必要ト云フトキニハ充分ニ其ノ凡テノ能力ヲ發揮サスル様ニスルノカ必要テアル

第八 軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ夫レ騎兵ヲシテ

- 一、萬難ヲ排シ深ク敵地ニ進入シ忠實以テ任務ニ服セシメ
- 二、又

- 1、鞏固ノ團結ヲ維持シ
- 2、敵火ト敵刃トヲ冒シテ猛烈果敢ニ敵中ニ突入セシメ
- 三、或ハ混戰亂鬪ノ後速ニ其秩序ヲ恢復シ得シムルモノ即チ軍紀ニシテ其張弛ハ實ニ戰鬪ノ勝敗ヲ決スルモノナリ

字解

- 一、萬難。「アラユル」難儀ノコト
- 二、敵地。敵ノ居ル地ノコト
- 三、忠實。「マコト」ノコト
- 四、敵火。敵ノ射撃ノ威力ノコト
- 五、敵刃。敵ノ白兵ノ威力ノコト
- 六、混戰。入り亂レテ戰フコト

七、亂闘。入り亂レテ格闘ヲスルコト

意義 軍紀ハ軍隊ヲ成立サセ之レニ活動力ヲ與フルモノテ即チ軍隊ノ爲メニハ人ノ身體ニ於ケル脈ノ如キモノテアル其レテアノ騎兵ヲシテ

一、困苦缺乏ニ耐ヘ危険ヲ冒シ「アラユル」艱難困苦ヲ排シテ遠ク敵ノ土地ノ内ニ入り込ミ誠ヲ以テ其ノ任務ノ服行ヲサセタリ

二、精神的堅固ナル團結ヲ保ツテ敵ノ烈シキ彈丸ヤ白刃ヲモノトモセス猛烈果敢ニ敵ノ中ニ突キ入ツタリ

三、或ハ入り亂レテ勇戦奮闘ヲシ心身共ニ疲勞ヲシタル後ニ直ク様其ノ秩序ヲ元通りニシ泰然自若トシテ整正確實ニ如何ナル行動ヲモ爲シ得ル如クニサセタリ

スルモノハ即チ軍紀ノ力テアル故ニ其ノ軍紀ノ張ツテ居ルノト弛ルンテ居ルノトハ實ニ戦サノ勝チ敗ケヲ決スルモノテアル

第九 一、鞏固ナル攻撃精神ト

二、旺盛ナル志氣ト

ハ實ニ騎兵必須ノ要素ナリ志氣旺盛ニジテ攻撃精神ニ富メル精練ノ騎兵ハ能ク寡ヲ以テ衆ヲ破ルヲ得ルモノナリ

字解

一、必須。無クテハナラヌ「カンジン」ト云フコト

二、要素。緊要ナル素質ノコト

意義

一、騎兵ハ攻撃的ノ兵種テアル其レテ攻撃精神ハ之レカ鞏固テアツタナレハ敵ニ對シ精神的ノ優勢ヲ得ルモノテ又之レニ伴フ行動ト共ニ自己ノ兵力ヤ技倆ニ就テノ弱點ヲ補フコトカ出來ルモノ故此ノ鞏固ナルトコロノ攻撃精神ナルモノト

二、危険ヤ悲惨ノ状況ノ交々耳目ニ映スルトキニ當リ精神ノ動搖ヲ來ス來ササルハ志氣ノ旺盛ノ如何ニ依ルモノ故此ノ旺盛ナルトコロノ志氣ナルモノト

ハ騎兵ニハ缺クヘカラサル必要ノ素質テアル其レ故志氣カ旺盛ヲ
アツテ攻撃精神ニ富ミ立派ニ練リ上ケラレタ騎兵ハ能ク少ナイ兵
力ヲ以テ多クノモノヲ破フルコトカ出來ルモノテアル

第十 騎兵戰鬪ノ要訣ハ一ニ機先ヲ制スルニ在リ故ニ騎兵ハ決シテ敵
ニ攻撃セラル、フナク必スヤ常ニ我ヨリ進ミテ敵ヲ攻撃スルヲ要ス
字解

- 一、要訣。秘訣ノコトテ「最モカンジン」ノコト
- 二、機先。機ニ先ニスルコトテ先キ廻リヲスルコト
- 三、攻撃。進ンテ敵ヲ攻メ撃ツコト

意義 騎兵ハ常ニ攻撃ヲシテ勝利ヲ得ヘキ兵種テアル故ニ其ノ戰鬪
ノ要訣トスルトコロハ敵ニ對シテ機先ヲ制シテ其ノ不自由ナル姿
勢ニアルトキ自由ナル行動ヲ以テ攻撃ヲセネハナラヌノテアル故
ニ騎兵ハ必ス如何ナルトキニ在リテモ敵ニ攻撃ヲサル、如キコト
ナク常ニ自己ヨリ進ンテ敵ヲ攻撃スルコトカ必要テアル

第十一 獨斷專行ハ騎兵ニ缺クヘカラサル要件ナリ蓋シ騎兵ハ

- 一、遠ク友軍ヲ離レテ行動シ
- 二、又其戰鬪經過ハ迅速ニシテ變化窮リナキヲ以テ
其ノ動作ハ各人ノ獨斷ニ待ツモノ極メテ多シ故ニ騎兵ハ常ニ戰局ノ
推移ヲ考察シ身ヲ以テ其責ニ任シ果斷決行セサルヘカラス

- 字解
- 一、推移。移リ變ルコト
- 二、果斷決行。「キツバリ」ト判斷ヲ下シテ躊躇セスニ實行ヲスル
コト

意義 獨斷專行(步兵操典綱領第十六。第十七。第十八。第十九項ヲ
參照スヘシ)ハ騎兵ノ爲メニハ無クテハナラナイ要件テアル其レ
テ之レト云フノモ騎兵ハ

- 一、遠ク軍ノ前方ニ進出ヲシ友軍ト離レ深ク敵地ニ進入ヲシテ行
動ヲスルモノ故一々軍カラ命令ヲ受ケテ行動スルコトハ遲緩ヲ

來シテ出來ルモノテハ無ク勢ヒ自ラ判斷ヲ下シテ自ラ決行ヲセ
ネハナラヌモノテ

二、又騎兵ノ戰鬪ハ其ノ經過カ頗ル迅速テアツテ變化ノ窮リノナ
イモノ故其ノ行動上一々軍カラノ命令ヲ受ケテ之レヲ實行スル
トキニハ時機ヲ失シ自己ハ勿論時ニハ全體ヲ悲境ニ陥ラセルコ
トカ無イトモ云ヘヌノテアル

其レ故以上述ヘタル如クニ其ノ動作ハ各人ノ獨斷ニ依ツテ行ハル
、コトハ極メテ多イノテアル故ニ騎兵ハ常ニ能ク戰サノ移リ變ツ
テ行ク様子ヲ考ヘテ、身ヲ以テ其ノ責任ヲ全フスルコトヲ考ヘ何
事モ果斷ニ決心ヲシ實行ヲセネハナラヌノテアル

第十二

戰鬪ニ於テハ百事簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ス操典

第一部ハ實ニ此趣旨ニ從ヒ一、少數單一ノ制式

二、及主要ナル戰鬪法則

ヲ示セリ故ニ操典ノ制式及法則ヲ嚴守シテ之ニ習熟シ第二部戰鬪ノ

原則ニ照シテ實際ニ應用スルヲ以テ操典ノ本旨トス徒ニ

一、外形ノ齊一ヲ期シ

二、妄ニ細密ナル規定ヲ設ケ

以テ活用ノ餘地ヲ減縮スルヲ許サス

字解 (步兵操典綱領ノ部第二十及第二十一ヲ參照スヘシ)

意義 戰サニ於テハ何事モ凡テ單簡テアツテ其ノ上能ク練リ上ケラ

レテ居ルモノカ必ス成功ヲスルノテアル騎兵操典ノ第一部ニ示シ
テアルコトハ實ニ凡テ此ノ趣旨ヲ基礎トシテ之レニ從ヒ

一、極ク少數テ單簡ナル規定ト

二、極メテ緊要ナル戰鬪ノ規則

トヲ示シタノテアル故ニ此ノ騎兵操典ニ示シテアル規定ヤ法則ヲ
嚴格ニ守ツテ之レヲ習ヒ熟練ヲシ第二部ノ部ニアル戰鬪ノ原則ニ
照シ合セテ實際ニ應用ヲスルノカ騎兵操典ノ主旨テアル其レ故勝
手ニ

- 一、外見許リ一定ニナルコトヲ望ンタリ
 - 二、無暗ニ細カイ規則ヲ造クリ
- 之レヲ活用スルトコロノ範圍ヲ減シタリ縮少ヲシタリスルコトハ許サヌノテアル

第七編 野戰砲兵操典綱領ニ就テ

第一 野戰砲兵ハ他兵種殊ニ歩兵ト協同シテ戰鬪ノ目的ヲ達成スヘキモノトス

字解

- 一、野戰砲兵。之レヲ分チテ
 - 1、野砲兵
 - 2、山砲兵
- トテアル其レテ其ノ特性ハ卓越ナル火力テアツテ其ノ距離ヤ命中ヤ破碎力ヤ志氣ヲ振起サスルコトハ遙ニ歩兵ニ優ツテ居ルノ

テアル殊ニ攻撃ノ戰鬪ニ於テ歩兵ノ攻撃ヲ援助シテ決勝ヲ容易ニスルノニハ極メテ緊要ナル兵種テアル其レテ又能ク久シキニ堪フルノ性能ヲ有シテ居ツテ假令其兵員ノ過半ヲ失フテモ尙射撃ヲ持續スルコトカ出來ルノテアル又

1、野砲兵ニ在ツテハ砲手ハ通常徒歩ヲシテ居ルナレトモ迅速ノ運動ヲ要スルトキニハ砲車及彈藥車ニ乘載スルノテアル故ニ良好ナル土地ニ於ケル短距離ノ運動ハ殆ント騎兵ト其ノ速力ヲ等クスルナレトモ地形ノ爲メニ其ノ運動ヲ制限サル、コトハ騎兵ニ比ヘタナレハ更ニ甚タシイモノテアル

2、山砲兵ニ在リテハ砲手馭者悉ク徒歩ヲシ大砲ハ或ハ繫駕シ或ハ馱載ヲスルノテアル其レテ其ノ射撃ノ効力ハ野砲ノ如クニ大キクハナケナレトモ苟モ馱馬ノ至ル土地ハ概ネ之レヲ使用スルコトカ出來ルモノテアル

其レテ又野戰砲兵ハ近距離ニ於テ一時ノ危急ヲ防キ得ルノ外戰フ

ヘキ携帶火器ヲ有セサルヲ以テ敵ノ近迫ニ對シテ戰鬪ヲ持續スル
コトハ出來ナイモノテアル

意義 野戰砲兵ハ他ノ兵種殊ニ歩兵ト力ヲ協セ

一、戰鬪ニ當リ先ツ敵ノ砲兵ト戰鬪ヲシテ之レヲ壓倒シ有効ナル
援助ヲ友軍ノ歩兵ニ與ヘタリ

二、決戰ノ時機ニ當リテハ歩兵カ其ノ目的ヲ達シ敵ヲ壓倒殲滅ス
ル迄萬難ヲ排シテ之レニ援助ヲ與ヘタリ

三、戰鬪不利ニシテ味方ノ退却ニ當リ之レヲ收容スルトキノ如キ
ハ敵ノ猛烈ナル歩兵火ヲモ顧慮ヲセス死ヲ期シテ威力ヲ發揚ス
ル如クニ勤メタリ

シテ凡テ其ノ戰鬪ノ目的ヲ達スル如クニ務メネハナラヌモノテアル

第二 此目的ヲ達成センカ爲野戰砲兵ハ

一、終始戰鬪ノ全局ニ稽ヘテ其動作ヲ律シ

二、戰鬪ノ骨幹ヲ成形シテ他兵種ニ行動ノ自由ヲ與ヘ

戰局ノ進捗ヲ容易ナラシムルヲ以テ主眼トセサルヘカラス

字解

一、戰鬪ノ全局。戰サノ初メカラ終リマテノコト

二、戰鬪ノ骨幹。骨幹トハ身體テ云ヘハ骨、木テ云ヘハ幹ノコト
テ戰サノ際ニ於ケル據點即心棒ノコト

三、成形。形ヲ爲スノ意義テ形ヲ造ルコト

意義 此ノ戰鬪ノ目的ヲ達成セントスル爲メニ野戰砲兵ハ

一、始メカラ終リマテ凡テ戰鬪ノ全局ニ亘リテ稽ヘテ及ホシ自己
ノ事テアルトカ唯目ノ前ノ小事ニノミ眩惑ヲシテ其ノ大局ニ着
眼ヲスルコトヲ忘レタリスルコトナク能ク其ノ自己ノ爲スヘキ
動作ヲ定メ

二、戰鬪ニ於テ砲兵 支撐的ノ性能ヲ有スルモノテ其ノ活動力ノ
盛ンナルコト、強壯剛健ナル戰鬪ノ状態トニ依ツテ戰鬪ニ於ケ

ル骨幹ヲ成シ他ノ兵種ノ爲メニ其ノ行動ノ自由ヲ與ヘテヤリ
斯クシテ戦局ノ進捗ヲ容易ニスルヲ以テ主眼トセネハナラヌノテ
アル

第三 野戦砲兵ノ本領ハ

- 一、輕捷ナル運動ト
 - 二、威力強大ナル射撃ト
- ヲ以テ戦闘ヲ實行スルニ在リ

字解

- 一、野戦砲兵ノ本領。野戦砲兵タルモノ、特性、即チ性能ノコト
 - 二、輕捷ナル運動。輕易ノ運動性ノコト
 - 三、威力強大。勢力ノ強ク大ナルコト
- 意義 野戦砲兵ノ特性ハ
- 一、其ノ重砲兵ニ比較シテ運動ノ輕捷ナルコトト

二、射撃効力ノ強大ナルコトト
ヲ以テ戦サヲ行フノテ在ルノテアル

第四

而シテ陣地目標ノ選擇當ヲ得テ射撃精巧ナルトキハ

- 一、敵ヲ壓倒震駭シ
 - 二、友軍ノ志氣ヲ鼓舞作興シ
- テ遂ニ全軍戦勝ノ途ヲ開クニ至ルモノトス

字解

- 一、陣地。兵力ヲ以テ占領ヲシテ居ル土地ノコト
- 二、目標。「ネラウマトウ」ノコトテ「メアテ」ノコト
- 三、選擇。選ラフコト
- 四、精巧。巧ミナルコト
- 五、壓倒震駭。打ち敗カシ、振イ恐レサスコト
- 六、鼓舞作興。鼓ハ「ツツミ」舞ハ「マイ」ノコトテ力ヲソヘテ振ヒ興サセルコト

七、全軍。軍全體ノコト

意義 其レテ

一、砲兵ハ偉大ナル破碎力ヲ有スレトモ彈丸ヲ打ツヘキ陣地ノ選
定カ不適當テアツタナレハ自己ノ射撃ノ動作ハ勿論味方ヲ援助
シテ其ノ本領ヲ發揮スルコトハ不可能トナルノテアル故ニ陣地
ノ選定カ其ノ當ヲ得テ

二、目標ノ選ミ方カ其ノ當ヲ得テ

其ノ上ニ射撃ノ方法ヲ極メテ巧ミテアツタナレハ

一、敵ノ損害ヲ多大ニシテ其ノ志氣ヲ阻喪サセ意氣ヲ消沈サセ之
レヲ壓倒震駭シ

二、其レト同時ニ味方ノ志氣ヲ振ヒ興サセ

テ遂ニ軍全體ノ勝利ヲ得ルコトノ出來ル途ヲ開ク様ニナルモノテ
アル

第五 火砲ハ砲兵唯一ノ武器ニシテ戰場ニ於ケル砲兵ノ重大ナル任務

ハ皆之ニ依リテ遂行セラルルモノトス故ニ之ヲ尊重擁護シ死生榮辱
必ス之ト俱ニスルヲ期セサルヘカラス

字解

一、火砲。野砲若シクハ山砲ノコトテ一般ニ大砲ノコト

二、武器。戰サノ道具ノコト

三、尊重擁護。尊ンテ大切ニ保護ヲスルコト

四、死生榮辱。死生ハ死ノコトヲ榮辱ハ名譽ト不名譽ノコト

意義 砲兵ハ火砲ヲ以テ戰鬪ヲスルモノテ此ノ火砲カ無カツタナレ

ハ戰鬪ヲスルコトハ出來ナイモノテアル故ニ火砲ハ砲兵ノ爲メニ
ハ唯ターツノ大切ナル戰サノ道具テアツテ戰場ニ於テ砲兵トシテ
ノ重大ナル任務ハ皆此ノ火砲ニ依ツテ成シ遂ケラル、モノテアル
其レ故砲兵タルモノハ此ノ火砲ヲ其ノ生命トシテ愛用シ擁護ヲシ
死ヲ期シテ名譽ノコトモ不名譽ノコトモ必ス之レト一所ニスル覺
悟カナクテハナラヌノテアル

第六 彈藥ト馬トハ砲兵ノ本領ヲ發揮スル要素ナリ故ニ之カ節用愛護ニ勉メサルヘカラス

字解

- 一、彈藥。砲彈即チ彈丸ノコト
- 二、節用。儉約ヲシテ使用ヲスルコト

意義 彈藥カ無クハ砲兵ハ偉大ナル破砕力ヲ發揮スルコトハ出來ナイモノテ又馬カナクハ火砲ヲ自在ニ運動ヲシ輕捷ナル動作ヲスルコトハ得ナイノテアル故ニ彈藥ト馬トハ砲兵トシテ特性ヲ發揮スル爲メニ缺クヘカラサル素質テアル故ニ

- 一、彈藥ハ之レヲ節約シテ使用シ
- 二、馬ハ之レヲ愛シ保護シテ使用ヲシテ其ノ必要ノ場合ニ當リテハ
- 一、充分ナル効力ヲ收得シ
- 二、充分ナル輓曳力ヲ充實シ

得ルコトヲ勉メネハナラヌノテアル

第七

一、軍紀ノ嚴肅

二、攻撃精神ノ鞏固

三、志氣ノ旺盛

四、體力ノ強健

五、射撃又馭法ノ精熟

ハ戰鬥ノ遂行ニ缺クヘカラサル要件ナリ

字解 一、馭法。馬ヲ馭スル方法ノコト

意義 一、軍紀（軍隊内務書綱領第六及步兵操典綱領第七第八ヲ參照スヘシ）

ノ嚴肅テアルコト

二、攻撃精神（步兵操典綱領ノ内第十二及第十三項ヲ參照スヘシ）

ノ鞏固ナルコト

三、體力ノ丈夫ナルコト

四、1、彈丸ヲ打ツコト

2、馬ヲ馭スルコト

トニ能ク熟練ヲシテ居ルコト

トハ砲兵カ戦闘ヲ實行スル上ニ就テ缺クヘカラサル必要ノ事柄ヲアル

第八 蓋シ砲兵此要件ヲ具備シ始メテ

一、上下一致

二、堅忍不拔

能ク砲兵戦闘ノ韌強ナシ特性ニ堪ヘ危険慘烈ノ極所ニ立チ

一、一門ノ火炮

二、一名ノ砲手

尙毅法トシテ戦闘ヲ繼續シ以テ其精華ヲ發揚スルヲ得ヘキナリ

字解

一、上下一致。上級ノ者ト下級ノ者トカ共ニ心ヲ一ツニシテ力ヲ

協セルコト

二、堅忍不拔。堅ク耐ヘ忍ンテ容易ニ抜クコトノ出來ナイコトヲ

「イツマテモ」「ガンシヨウ」ナコト

三、砲兵戦闘。砲兵ノ戦サノコト

四、特性。特別ノ性能ノコト

五、危険慘烈。「ケンノン」テ「ムゴタラシイ」コト

六、一門。砲一ツノコト

七、砲手。砲ノ操作スルモノ、コト

八、毅然。平然自若トシテ居ル形ノコト

意義 蓋シ砲兵カ此ノ

一、軍紀ノ嚴肅ナルコト

二、攻撃精神ノ鞏固ナルコト

三、志氣ノ旺盛ナルコト

四、體力ノ強健ナルコト

五、射撃及馭法ニ精熟スルコト

等ノ各要件ヲ備ヘルコトカ出來テ後始メテ

一、上級者ト下級者ト能ク一致團結ヲシ

二、堅忍不拔テ「イツマテモ」「ガンジョウ」ニ抵抗ヲシ

能ク砲兵戦闘ノ韌強ナル性能ニ堪ヘテ疲勞困憊ノ際ニ當リテ能ク

戦闘ヲ持續シ尙ホ彈丸雨注ノ下ニアリテ

一、砲車悉ク摧ケ

二、彈藥悉ク盡キ

三、砲手ヤ馬ハ悉ク斃レ

尙ホ此ノ場合ニ於テ友軍ノ歩兵ヲ援助シ收容センカ爲メニ死地ニ從容タル覺悟ヲ以テ此ノ危險慘烈ナル位置ニ立チ尙ホ不撓不屈泰然自若トシテ假令一ツノ砲ト一人ノ砲手トノミタリトモ尙平然トシテ戦闘ヲ繼續シテ其ノ職責ヲ全フシテ始メテ其ノ砲兵トシテノ精華ヲ發揚スルコトカ出來ルノテアル

第九 協同一致ハ戦闘ノ目的ヲ達スル爲最モ重要ナルモノニシテ命令

ヲ以テスルノ外各人ノ獨斷專行ニ待ツモノトス

字解 (步兵操典綱領第十六項ヲ參照スヘシ)

意義 (步兵操典綱領第十六項ヲ參照スヘシ)

(略解)

一致協力ヲスルコトハ戰サノ目的ヲ達スル爲ニ最モ重要ナモノデア
ツテ命令ヲスルモノ、外ハ凡テ各人ノ獨斷專行ニ依ルモノデア

第十 獨斷專行ハ其精神ニ於テ常ニ服従ト相離レス且上級指揮官ノ意

圖ノ範圍内ニ於テスヘキモノトス然レトモ戰況ハ變化窮リナキカ故

ニ不意ノ事變ニ遭遇シテ或ハ其範圍外ニ出ツルヲ要スルコトナキヲ

保セス此ノ場合ニ於テモ尙戦闘一般ノ目的ヲ考慮シ上級指揮官ノ意

圖ヲ忖度シテ之ニ投合スルコトヲ勉メ決シテ擅恣ニ陥ルヘカラス

字解 (步兵操典綱領ノ部ニ於ケル第十八及第十九項ヲ參照スヘシ)

意義 (右ト同様參照ヲ要ス)